

平成 27 年第 3 回定例会

総務常任委員会会議録

平成 27 年 9 月 10 日

高 森 町 議 会

## 平成27年第3回定例会総務常任委員会記録

平成27年9月10日

開会 午前10時00分

-----○-----

○委員長（芹口誓彰君） おはようございます。総務委員会を開催しましたところ、全委員さん出席でございました。定足数に達しておりまして、ただいまから総務常任委員会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

-----○-----

○委員長（芹口誓彰君） 日程第1、本委員会に付託されました案件について審議をいたします。

まず、本委員会に付託されました会計課関連の認定第1号、平成26年度高森町各会計歳入歳出決算の認定につきましてを議題といたします。

それでは、会計課の説明をお願いいたします。

○会計課長（河崎みゆき君） おはようございます。会計課、河崎です。よろしくお願ひします。

会計課の決算は64ページですね。4目の会計管理費です。総額では大体約35万円ほどですけれども、この中で18の備品購入費、こちらのほうが予備費より予算のほうに入れました購入しました。これは昨年26年、1年前ですけれども、7月から8月にかけて、指定金融機関とデータの送受信を行っているパソコンがあるんですけれども、それにシステム異常が度々発生しまして、このデータの送受信に関しましては、1日でもできないと、住民からの納付状態が把握できませんものですから、8月中旬くらいに、もうパソコンのほう危ないということで、総務課のほうに相談しまして、9月の補正を待つてはちょっと間に合わないということで、予備費からパソコン及びソフトの購入を行いました。うちの予算では大体以上です。あとは経常的な経費です。

○委員長（芹口誓彰君） ただいま課長から説明が終わりましたけれども、これから質疑を行いたいと思います。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（芹口誓彰君） 質疑がないようでございます。ほかに発言はございませんか。はい、どうぞ。

○委員（岩下健治君） 岩下です。

備品の件でいいですか。

- 会計課長（河崎みゆき君） はい。備品登録。
- 委員長（芹口誓彰君） 備品台帳。
- 会計課長（河崎みゆき君） 備品台帳はすぐに登録しました、うちのほうは。
- 委員（岩下健治君） いやいや。そこを聞こうとは思ってないけど。増減で増が1  
で、決算で1ですよね。前あったパソコンは。
- 会計課長（河崎みゆき君） あります。
- 委員長（芹口誓彰君） 備品台帳の15ページ。
- 会計課長（河崎みゆき君） まだ廃棄はして。
- 委員（岩下健治君） 廃棄しとらんならパソコンは2台あるんじゃないですかとい  
う話を。
- 会計課長（河崎みゆき君） そういう意味ですね。あります。
- 委員（岩下健治君） というのはね、意見書の中で備品のデータをもう登録完了し  
とるんだというところで。
- 会計課長（河崎みゆき君） そうですよ。5月にですね。
- 委員（岩下健治君） そうであれば、あと管理しとるところはその時かなんかは私知  
りませんが、それで、そのまま使えば廃棄とかできるんじゃないかという  
意見が書いてましたもので、あえて言いました。
- 会計課長（河崎みゆき君） 一応、その時に非常用に備えて古いのも置いてありま  
す。
- 委員（岩下健治君） 2台あって、あると当然じゃないかなと。だからそこらは決  
算がどうのこうのということじゃなくて、備品も含んで管理が非常に、廃棄等し  
てないということの指摘があってますので、注意をしていただきたいというふう  
に思います。
- 委員長（芹口誓彰君） 今、岩下委員から指摘がございましたけれども、よければ、  
一応、確認をして、また後で報告をしていただきたいというふうに思います。岩  
下委員、それでよろしいですか。
- 会計課長（河崎みゆき君） 分かりました。
- 委員長（芹口誓彰君） ほかにございませんか。  
[「ありません」と呼ぶ者あり]
- 委員長（芹口誓彰君） 続いて討論を行います。討論はございませんか。  
[「ありません」と呼ぶ者あり]
- 委員長（芹口誓彰君） これで討論を終わります。

これから本件につきまして採決をいたします。認定第1号、平成26年度高森  
町各会計歳入歳出決算の認定につきましては認定することに御異議ございません

か。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（芹口誓彰君） 異議なしと認め、本件は認定すべきものと決定いたしました。

以上で、会計課に関連する付託案件につきましては終了いたしました。会計課長さんお疲れでございました。

○会計課長（河崎みゆき君） ありがとうございます。

○委員長（芹口誓彰君） では、その件につきましてよろしくをお願いします。

○会計課長（河崎みゆき君） はい、分かりました。

-----○-----

○委員長（芹口誓彰君） 続きまして、本委員会に付託されました監査委員事務局関連の認定第1号、平成26年度高森町各会計歳入歳出決算の認定につきましてを議題といたします。

それでは、監査委員事務局長の説明をお願いいたします。

○監査委員事務局長（安方 含君） はい。監査事務局の安方です。

決算書の90ページをお開きください。90、91、92、93ですね。

2款の総務費、6項の監査費ですが、総予算116万5,000円で、毎年同じ通常経費です。また、事業費100万、不用額20万はございません。

以上です。

○委員長（芹口誓彰君） ただいま、局長から説明がございました。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。岩下委員。

○委員（岩下健治君） これは全体にも言えることですが、予算を流用したりの不用額の残ね。だから、できるだけ、数字は小さいですが、1,000円以下には抑えてほしいなという気持ちはあります。流用するとだもんですね。

○委員長（芹口誓彰君） いいですか。

○監査委員事務局長（安方 含君） 分かりました。はい。

○委員（岩下健治君） 今後は注意してほしいと思います。

○監査委員事務局長（安方 含君） はい。

○委員長（芹口誓彰君） ほかにございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（芹口誓彰君） これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。討論はございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（芹口誓彰君） これで討論を終わります。

これから、本件につきまして採決をいたします。認定第1号、平成26年度高森町各会計歳入歳出決算の認定につきましては認定することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（芹口誓彰君） 異議なしと認め、本件は認定すべきものと決定いたしました。

次に、議案第48号、平成27年度高森町一般会計補正予算につきましてを議題といたします。

監査委員事務局長の説明を求めます。

○監査委員事務局長（安方 含君） はい。監査委員事務局の安方です。

補正予算書14ページをお開きください。

2款総務費、第6項監査費、1目監査費の9節の旅費です。これは5月8日に議選の監査委員さんが就任されましたので、その費用弁償です。3万9,000円計上しております。

以上です。

○委員長（芹口誓彰君） ただいま、説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（芹口誓彰君） ありませんか。はい。これで質疑を終わります。

続きまして討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（芹口誓彰君） これで討論を終わります。

これから本案につきまして採決をいたします。議案第48号、平成27年度高森町一般会計補正予算につきましては、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（芹口誓彰君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、監査委員事務局に関連する付託案件につきましては終了いたしました。監査委員事務局長お疲れでございました。

○監査委員事務局長（安方 含君） ありがとうございます。

-----○-----

○委員長（芹口誓彰君） それでは、本委員会に付託されました税務課関連の認定第1号、平成26年度高森町各会計歳入歳出決算の認定につきましてを議題といた

します。

決算説明の内容につきましては、執行額100万円以上、不用額20万円以上につきまして説明をお願いいたしたいと思っております。また、特に説明の必要があると認めた事項につきましては併せて説明をお願いいたします。

それでは、税務課の説明を求めます。

**○税務課長（沼田勝之君）** おはようございます。税務課長の沼田です。お世話になります。

税務課の決算、26年度決算につきまして、各担当から今から説明をいたします。先ほど委員長のほうから御指摘がありました事業費100万、不用額20万ということの基準がありますけど、この他、委員さんから質問がありました分については御説明いたしますので、よろしくをお願いいたします。

**○税務係長（眞原友紀君）** おはようございます。税務係の眞原です。

一般会計の決算書の事項別明細書20ページ、21ページのほうをお開きください。

よろしいでしょうか。歳入のほうですね、まず1款町税、1項町民税の1目個人住民税の1節の現年度課税分でございますけれども、調定金額1億7,584万1,300円に対しまして、収入済額1億7,468万5,611円、収入未済額115万5,689円となっております。町県民税の個人分、現年分に関しましては、徴収率99.3%となっております。

続きまして、2節滞納繰越分の調定でございますけれども、1,148万4,988円の調定に対しまして、収入済額365万5,129円、未済額782万9,859円ということで、徴収率31.8%となっております。

続きまして、2目法人の1節現年課税分でございますが、調定額3,185万2,600円に対しまして、収入済額3,180万2,600円、未済が5万円ということで、徴収率99.8%となっております。

続きまして、2節滞納繰越分でございますけれども、21万3,700円の調定に対しまして、収入済が13万5,500円、未済が7万8,200円ということで、徴収率が63.1%となっております。

**○税務課長補佐（佐伯 実君）** はい、続きまして固定資産税係を担当しております、補佐の佐伯でございます。よろしく申し上げます。

同じく20ページから説明をさせていただきます。

2項の固定資産税、1目の固定資産税でございます。現年度課税分でございます。調定額2億6,777万7,000円に対しまして、収入済額が2億4,408万8,780円、不納欠損額が1万5,100円、収入未済額が2,367万1,8

20円となっております。ここでお願いでございます。備考のほうにですね、この滞納件数等々が書き漏れておりますので、お書き加えをお願いしたいと思います。現年度分につきましては、滞納件数は153件でございます。徴収率が91.15となっております。この不納欠損額につきましては、1万5,100円を上げておりますが、これは現在生活保護を受けられておまして、以前の分でございます。平成17年、18年、19年、20年分の4カ年分について、本人からの徴収が、もう重度の糖尿病等々で現在生活保護を受給であるということで、即時の該当がありましたので、本年度1万5,100円を不納欠損をさせていただいております。

続きまして、滞納繰越分でございます。調定額4,896万2,078円に対しまして、収入済額が2,323万6,451円となっております。不納欠損額が15万1,710円でございます。収入未済額が2,557万3,917円でございます。すみません。また備考欄をお願いしたいと思います。滞納繰越につきましては繰越件数が137件でございます。徴収率が47.46%でございます。過年度分につきましては滞納繰越でございますが、これにつきましても本人がお亡くなりになりまして、御家族全員が相続放棄ということで裁判所からの通知がございましたので、即時該当するというにつきまして、15万1,710円を不納欠損にしております。よろしくお願ひします。

続きまして、2目の国有資産等所在市町村交付金及び納付金でございますが、調定額169万4,600円に対しまして、収入額同額の169万4,600円となっております。

以上でございます。

○税務係長（眞原友紀君） はい、税務係の眞原です。

3項の軽自動車税について御説明をさせていただきます。1節軽自動車税の現年課税分でございますが、調定額1,979万3,900円に対しまして、収入済額が1,960万6,300円、未済額が18万7,600円となっております。現年分の徴収率99.1%となっております。

続きまして22ページ、23ページのほうをお開きください。

軽自動車税の2節の滞納繰越分でございますが、調定額72万1,730円に対しまして、収入済額31万4,230円、未済額は40万7,500円で徴収率は43.5%となっております。

続きまして、4項のたばこ税でございますけれども、調定額5,178万1,594円に対しまして、収入済額同額となっております。

続きまして、5項入湯税の現年課税分でございますが、調定1,413万3,3

90円、収入済額も同額となっております。2節の滞納繰越分でございますけれども、調定額326万2,445円に対しまして、収入済額が129万250円となっております。徴収率は39.5%となっております。

○税務課長補佐（野尻光也君） おはようございます。地籍の野尻でございます。

42、43ページをお開きください。

15款の県の支出金、2目の総務費県補助金でございます。4節の地籍調査事業補助金、調定、収入ともに5,385万円となっております。

以上です。

○税務係長（眞原友紀君） 税務係の眞原です。

48ページ、49ページのほうをお願いいたします。

3項の県委託金の2目総務費の県委託金の1節ですね、県民税の徴収委託金ということで調定額、収入済額ともに828万9,239円となっております。

○税務課長補佐（佐伯 実君） 続きまして、補佐の佐伯でございます。

52ページをお開きください。

第17款の寄附金、1項の寄附金でございます。1節の寄附金でございますが、ふるさと応援寄附金がこの中で64万7,000円の中で、11件の56万円の実績がございます。

以上でございます。

それでは歳出のほうを説明させていただきます。補佐の佐伯でございます。

80ページをお開きください。

2項の徴税费、1目の税の総務費でございますが、不用額が20万以下でございますが、1節だけ御説明をさせていただきたいと思っております。第13節の委託料でございます。予算額274万4,000円に対しまして、支出済額273万780円でございますが、御存じのとおり地籍調査のほうで字図の修正等々がございますので、地番図更新業務が122万400円、字図の修正が77万4,360円、それと毎年土地の鑑定を委託しております、これが10万8,000円、それと県とのデータ交信というのがございまして15万6,600円、それとRKKのシステムサポートを含めまして273万780円を支出させていただいております。

以上でございます。

○税務係長（眞原友紀君） 税務係、眞原です。

次のページですね、82ページ、83ページのほうをお開きください。

2目の賦課徴収費でございますけれども、不用額20万以上というのはございません。100万円以上のものについて御説明をさせていただきます。12節の役務費ですけれども、支出額が247万2,233円ということで、これは郵便料、



それから口座振替の手数料、それから滞納の際の預貯金の照会の手数料等がこの中に含まれます。

続きまして、13節の委託料ですけれども、支出済額163万5,712円ということで、こちらのほうは申告の際等の電算業務の委託料というふうになっております。それから23節の償還金利子及び割引料でございますけれども、これにつきましては歳出の還付金のほうになっております。支出が136万3,673円ですね、昨年度は30件ほど還付のほうがございました。

以上です。

○税務課長補佐（佐伯 実君） 補佐の佐伯でございます。

同じく82ページをお開きください。

3目のふるさと納税費でございます。こちらにつきましても100万円以上と20万円以上の不用額はございませんが、報償費、旅費、需用費ともにふるさと納税に係る分で使用させていただいておるものでございます。

以上です。

○税務課長補佐（野尻光也君） 野尻です。

92ページ、93ページをお願いします。

20万以上の不用額はありません。13節の委託料6,834万6,000円、26年度は大字草部の一部と矢津田の一部を調査を行っております。このうち、歳入に対しましては半分が国、4分の1が県の補助で調査を行っております。使用料及び賃借料は、電算で地籍調査のデータを出します都合上、コンピューターのリースを行っております。その分が110万2,000円。賃金で出まして132万3,000円のうち、支出済が127万4,400円、これは臨時職員の賃金となっております。

以上です。

○委員長（芹口誓彰君） これで税務課の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。岩下委員。

○委員（岩下健治君） あんまり、努力しとられるので言いたくないとですけども、この滞納額、これ、実際言って債権管理条例とかによつての指摘もあつとるけども、これも無理と思うけれども、やっぱり差押えとか、今度マイナンバーができた時、結局、こういうのは調べられるのか。金融機関は、銀行あたりはこうだという話だけんたい。一番早いのは現金を押さえたが一番早いと思うし、競売だのいってもなかなか難しいところがあるけん、そこ辺の対応はどう考えられるのか。

○税務課長（沼田勝之君） 税務課長の沼田です。

今おっしゃられたように、効果のある徴収の仕方ということで、預金の差押え、

財産調査と財産引き上げて公売とかそういうところにはちゃんと支出しておるところでございます。マイナンバーが入ってきたということですが、実際、所得税とかそういうところに反映するのが、29年4月からとか再来年になってくると思います。銀行の口座というのが、まだどこから、どの時点でマイナンバーとか、そういうのが整備されるか分からないところだと思います。先週ですかね税務署が来て、税務署のほうもマイナンバーのカードですね、その条例とか説明があったと思いますけど、あれ10月5日ということで今動きよるけど、実際はちょっと1カ月ぐらいずれ込むんじゃないかとかいうところなんですよね。だから、おっしゃるとおり、そういうマイナンバーとかそういう絡んできた時に、ちょっと複雑になってくるとは思いますけど、税務課としては、効果のある預金差押え、財産調査をして、そういったところで換価した時、一番にそういうところの確保をやって行きたいと思います。よろしくをお願いします。

○委員（岩下健治君） もう一点いいですか。入湯税の件です。これが以前から入湯のやつだと思いますけれども、そうですかね。

○税務課長（沼田勝之君） はい。

○委員（岩下健治君） それによって徴収可能なのかなと。そこらをちょっとお尋ねしたい。

○税務課長（沼田勝之君） 税務課長の沼田です。

これについては高森の温泉館のですね、その分の今対応がありまして、本人さんが去年までは大津の温泉館のですね、指定管理者ということでそこに入っておられましたけど、新聞等にもありましたけど、大津町のほうが改修に今、多額の費用がいるということで、今なんか休館になってますね。元支配人さんも今どのあたりに行ってるとか。徴収は毎月二、三万円ずつ、私が催促していているところです。今の残額が190万ぐらい。賦課。ただこれは以前の分ですから増はしません。ただ、もうちょっと大きくしてくださいということで、ちょっと催促はしているところです。ただ元支配人さんが、昨日、おとといからある程度収入が入る仕事に就けたというような感じでおっしゃったので、また、出向いてですね、ちょっと面接して月5万円ぐらいですね、ならないかということでは交渉はしようと思っていたところです。今、毎月二、三万円ずつは入金はあっております。

○委員（岩下健治君） 入りよるならば、いいばってん。

○税務課長（沼田勝之君） はい、ただ元金がまだ190万ぐらいありますので、急いでも5年か6年かかるとは思いますので、もうちょっと増額を今度また行ってお願いしようと思っていたところでもあります。

以上です。

○委員（岩下健治君） 1万でも2万でもとってもらおうと。

○税務課長（沼田勝之君） 毎月月末には必ず。

○委員（岩下健治君） 分かりました。

○委員長（芹口誓彰君） いいですか。ほかにございせんか。

すみません。私のほうから、滞納について延滞金や加算金。これについてはどうというような処理をされているのか教えてください。

○税務課長補佐（佐伯 実君） すみません。補佐の佐伯でございます。

御存じのとおり滞納には延滞料を督促等することをつけておりますので、県の指導もございまして、今はきっちり取れということで、銀行からも借り入れたら利息がつくように、町税にも利息がつくんですよ、貯めたら大変なんですよというのを知らしめるために現在は取っております。監査の中でも御報告がありましたが、本税のみちょっと大きいところからしか取ってませんが、その分については差押えをしております。いろいろな備品等々をですね。それが終わらない時にはこれは引けません。これについても、多くの高額なところは非常に税金も当然大きくなりますが、これについても、我々は見逃さないという形で今後もやっていきたいと思っております。

○委員長（芹口誓彰君） また私のほうからです。

54ページの諸収入、これの収入済額が42万3,576円ありますが、この分のいくらぐらいは町税の延滞金になりますか。

○税務課長補佐（佐伯 実君） 佐伯でございます。諸収入につきましては全てが延滞金です。

○委員長（芹口誓彰君） ほかにありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（芹口誓彰君） 大変御苦労かけるとは思いますけどもよろしく願いをします。ないようでございますので、これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（芹口誓彰君） これで討論を終わります。

これから本件につきまして採決をいたします。認定第1号、平成26年度高森町各会計歳入歳出決算の認定につきましては、認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（芹口誓彰君） 異議なしと認め本件は認定すべきものと決定いたしました。

○税務課長（沼田勝之君） ありがとうございます。

○委員長（芹口誓彰君） 次に、議案第48号、平成27年度高森町一般会計補正予算につきまして議題といたします。

税務課の説明を求めます。

○税務課長補佐（佐伯 実君） はい、補佐の佐伯でございます。

歳出の中で13ページをお開きお願いしたいと思います。よろしゅうございますか。

13ページの第2款総務費、ふるさと納税費ということで、今回、役務費の中でふるさと納税サイト広告掲載料ということで21万1,000円を補正をさせていただいております。先ほど、皆さまのお手元にお配りをしました、これがいわゆる「ふるさとチョイス」といって、我々が今お願いをしているインターネットの広告の欄でございますが、まずページを開けた時に、このページがいきなり出ます。ピンクで、こっちからいうと右ですね、囲んでおりますが、この中に掲載をすれば最初の何日間はサービスで掲載無料でさせていただいたんです。その時に、寄附件数が上がりまして、これはいいんじゃないかということで、寄附金の総額の1%を払えば、ランダムで20日なりぐらい出していただけるということでしたので、この最新ピックアップの部分に、掲載料を当初算出しております1,950万円の1%の消費税ということで21万1,000円を上げております。なぜこれをしますかといいますと、先ほど言いましたように、目につけば非常に寄附金が入ってくるのが、ちょっとやってみましたところなかなかいいようですので、寄附額の1%ということで今回補正に上げさせていただいたものでございます。

続きまして最後の18ページをお開きお願いしたいと思います。

18ページの12款の諸支出金でございます。ふるさと応援寄附金の中から21万1,000円の広告料、サイト料を引いた部分で支出金のほうを減額させていただいております。

また、議員の皆さんに8月からふるさと納税という広告も始めましたので、そのあたりの実績のほうの御報告を併せて差し上げてよろしゅうございますか。

（「はい」と言う声あり）はい、すみません。まず平成20年からふるさと納税寄附金制度というのができまして、当時3件の14万円でございます。平成21年度が7件の19万5,000円でございます。平成22年度が5件の60万5,000円、24年度が4件の26万、25年度が6件の50万円、26年度が11件の56万ということで、非常に低調でございましたが、27年度につきましては8月末時点で91件の279万円をいただいております。きのう現在で11

5件の324万円の御寄附をいただいております。これにつきましては6月補正の時に提案をしまして、ふるさと納税の返礼にということで牛肉一本で絞って今やっていってるところですが、なかなか9月になって伸び悩んでいるというので、今回、御報告兼掲載料の追加補正をさせていただいた部分でございます。いずれにしましても、目標だったところを大きく超えておりますので担当課としましてもいろいろして目標達成に邁進したいと思っております。よろしくお願いいたします。

○委員長（芹口誓彰君） 以上で税務課の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。ほかに発言はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（芹口誓彰君） これで質疑を終わります。

続きまして討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（芹口誓彰君） これで討論を終わります。

これから本案につきまして採決をいたします。議案第48号、平成27年度高森町一般会計補正予算につきましては、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（芹口誓彰君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、税務課に関連する付託案件につきましては終了いたしました。税務課の皆さん、お疲れさまでした。よろしくお願いいたします。

-----○-----

○委員長（芹口誓彰君） 生活環境課の皆さんおそろいでございますので、これから本委員会に付託されました生活環境課関連の認定第1号、平成26年度高森町各会計歳入歳出決算の認定につきましてを議題といたします。

内容説明につきましては、執行額100万円以上、不用額20万円以上につきまして説明をお願いいたします。また、必要があれば資料のほうから自主的に説明をお願いしたいと思います。それでは生活環境課の説明を求めます。

○生活環境課長（安藤吉孝君） おはようございます。生活環境課の安藤でございます。

決算につきまして担当のほうから御報告を申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○生活環境課長補佐（田上浩尚君） 生活環境課補佐、田上でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、歳入のほうから御説明させていただきたいと思います。歳入で主なものにつきまして御報告いたします。

32ページ、33ページをお開きください。

商工費使用料及び手数料の中の1の使用料、6目の商工費使用料で1節の湧水トンネル使用料につきましては、2,509万8,620円の収入でございます。これにつきましては、昨年度より若干、数量的には落ちておりますけれども、昨年度が夏場の時期が非常に雨が多かったため、入込み客のほうが相当減っております。今年度につきましては、8月までの比較をしてみますと、去年よりも少しですけれども、少しといたしますか15%ほど今の段階では伸びてきております。ただ、今年につきましても雨等が非常に多くて、土日も天候次第では非常に大きく今後も左右されるかと思っております。

続きまして、同じページの3節温泉館の使用料でございます。これが2,627万7,522円ということで、これにつきましても湧水館等と同様、天候次第でございます。こちらは2%ほどですけれども収入等は減少しているところでございます。

続きまして、50、51ページ、16款の財産収入でございます。1項財産運用収入の中の1節土地建物貸付収入です。この中では収入金額628万2,933円となっておりますけれども、この内訳的には商工会ほか貸付けしています町有地の貸付けの分で83万6,811円と、温泉館のほうの売店収入のほうで495万4,122円、温泉館のほうの外のレストランさんと中のマッサージのほうに貸しております分の貸付けのほうで41万2,000円となっております。合わせまして693万9,000円となります。

続きまして、56、57になりますけれども、20款の諸収入で4項雑入の2目雑入のうち2節の雑入で2,744万8,231円収入があっておりますけれども、生活環境課関係では墓地の使用料6万8,000円、下刈補助18万9,230円、温泉館のロッカーにつきまして220万7,850円、湧水館の賽銭のほうで69万3,499円となっております。このうち2,744万8,230円のうちの、今の内訳が生活環境課関係でございます。

続きまして、歳出のほうに移らせていただきたいと思います。

66、67ページですが、2款の5目財産管理費の中で15節の工事請負費ですけれども、工事請負費5,129万8,877円のうち、尾下小学校ほか2件の解体工事で864万円使用しております。66ページにつきまして、同じく6目町有林管理費の中で7の賃金及び14節の使用料及び賃借料につきましては、65万と20万以上の不用額を出しておりますけれども、これは本来、冬場の時期

に管理のほうで賃金等、機械使用料で毎年何箇所かづつ入れておりましたが、  
も、昨年につきましては冬場ちょっとできないということになりまして、その分  
が不用額という感じで落ちてきたところでございます。今後につきましては、な  
るべく早めの時期に賃金等、使用料等使った管理のほうをやらせていただきたい  
と思います。

96、97ページの河原総合センターにつきましても不用額等は直接20万以  
上の不用額等はしておりません。

続きまして、110ページになります。

110、111で4款の衛生費、1項の保健衛生費、1目の保健衛生総務費に  
つきまして、112、113に書いてあります19節の負担金補助及び交付金が  
1億6,970万9,000円出ております。これのほとんどにつきましては、広  
域の負担金でございます。火葬場やし尿処理施設等に対する負担金でございま  
して、1億6,818万2,000円が生活環境課関係の負担金補助及び交付金の分  
でございます。

114、115ページの4目の環境衛生費につきましては、20万以上の不用  
額等は出しておりません。

続きまして、124、125ページの5款農林水産費の1項農業費の中の10  
目物産館等管理費、この中で15節の工事請負費でございますけれども、これに  
つきましては248万2,720円歳出しておりますけれども、この内訳的には、  
バンガローの前の部分が一部舗装にしました。というのが非常に水がたまったり  
しておりました関係で、その分を扱っております。それと、すべり台のほうを昨  
年撤去させていただきました。といいますと、年数もたっておりますちょっと  
危険ということで、遊具屋さん等に見てもらいましたところ相当な金額がかかる  
ということでございました。その中で改修等にかかるよりも撤去のほうが良いと  
いうふうに結論づけられましたので、約90万程度で撤去することになりました。  
物産館等に出ております需用費で360万ほど使っておりますけれども、これは  
電気料等でございます。

続きまして、130ページ、131ページ以降になりますが、実質では132  
ページになります。132、133。6款の商工費、1目の商工費、4目の湧水  
館管理費でございますが、この中で、134、135の中にいきます。この中で  
11節の需用費で58万7,990円不用額が出ておりますけれども、これにつき  
ましては光熱水費ですね、電気料等で24万8,217円不用額ということで出し  
ております。これは最初の調整時点では3カ月以上見込まなければなりませんの  
で、若干多めだったかとは思いますが、不足にならないように確保して

おりましたので、その分が不用額として上がってきております。その15節で工事請負費で、746万740円利用させていただいております。これにつきましては、湧水トンネル公園の床の張り替え工事、これが11.5スパン、大体1スパン4メートルで11.5スパン床を張り替えております。これが335万6,744円ということでございます。また、湧水トンネルのほうの内壁の補強工事、補修ですね、25年度に委託の中で中の検査のほうを行いましたところ、危険箇所が、すぐということではございませんでしたので、翌年の26年度に扱うということで協議しまして、26年度に危険箇所13カ所ですけれども、雨漏れ染みてるということから内壁の部分が落ちかけてる部分等がございましたので、そのあたりを改修しております。これが410万4,000円でございます。

続きまして、同じページの5目温泉館管理費でございますが、11節の需用費で、171万6,721円ほど不用額を出しておりますけれども、消耗品のほうで22万ほどあっております。燃料費のほうが100万2,772円、光熱水費のほうで47万5,870円ほど不用額を上げております。これにつきましては、先ほど同様3カ月を見込む中で燃料費と電気料等につきましては、ちょっと小さいところまでは認めないということでしたので、不用から出てきてるところでございます。

続きまして、136ページの7目商工費降灰対策費の中で需用費と備品購入費を使用しております。68万3,640円と12万9,600円でございますが、これは昨年の降灰によりまして、温泉館の配管のほうでヨナのほうがたまりまして下のほうに漏れてきました。その改修等に68万3,640円かかっております。これは何分、温泉館のほうは樋が中樋になっておりますので、中をはぐってとといいますか、中からするもので非常に外から見えない分で漏れておりましたので、ちょっとかさんでおります。備品購入費に12万9,600円出ておりますけれども、これは、ヨナ等の除去のために温泉館用にポリシャーを買っております。これがその分でございます。

続きまして、162ページをお開きください。162、163ですね。

5目で社会教育施設費の11節で需用費を77万5,702円不用額を出しておりますけれども、これにつきましても、電気料や修繕料が全体をみておりましたので結構な額でございますので、そのうちの26万9,000円ほど最終補正の時点では見込んでおりませんでしたので、その分不用額というふうになっております。15節の工事請負費で845万6,400円使用しておりますけれども、これにつきましては、草部生涯学習センターの体育館の防水工事でございます。これは旧草部中学校の体育館でございますけれども、この天井のほうに雨漏りがするということで、前年度に委託で予算を上げまして、26年度に工事のほうを行った



わけでございます。これが845万6,400円となっております。

飛び飛びになりましたけれども、生活環境課の主なものにつきましては以上でございます。

○委員長（芹口誓彰君） ただいま、生活環境課の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。岩下委員。

○委員（岩下健治君） 2番、岩下です。

各指摘もあつとるとですけれども、やっぱり流用とか充用された時に不用額というのはどこで使うのかは、ちょっと今さっき電気料とか燃料代とかという話を、社会教育施設のほうもそういうことでしたけれども、燃料代は別として電気料は3月に検針して翌月払いかな。1カ月ということで読めないということかな。じゃなくて、2月分を3月1日大体そこまでで、3から年度というか4月から3月まで請求があった分で払うのかな。ちょっとそこを教えてもらえませんか。

○委員長（芹口誓彰君） はい、どうぞ。

○生活環境課長補佐（田上浩尚君） 生活環境課補佐、田上でございます。

今の件につきましては、4月から3月分までということで、請求のほうが来るのが、4月分につきましては4月末かぐらいになりますので、最終の3月分につきましては、差引きのほうは5月に入るぐらいになるとですよ、差引き自体が。ですので、実質の使用料自体は2月中旬から3月中旬ぐらいまでの分が3月分という請求になりますので、来るのが4月になって後半ぐらいに差引きが早くてなりますので、予算組む時が1月には原則最終補正になりますので、その時点ではまだ3カ月ですかね、1月、2月、3月分の請求等が分かりませんので、ちょっと言っただけですけれども、一番多い月とか前年度の同等額程度を組んでおりますので、それで3カ月をみないといかんものですね、ちょっとぎりぎり20万以下は額が多い時にはちょっと難しいかなと思ってます。

○委員長（芹口誓彰君） 岩下委員。

○委員（岩下健治君） あれはあるじゃないですか。3月いってから専決をされるけん、そこら辺で分からんかなまだ。金額が大きいと非常に。

○委員長（芹口誓彰君） 田上君。

○生活環境課長補佐（田上浩尚君） 補佐、田上でございます。

専決につきましては、3月31日現在ということで実質上は4月2日か3日ぐらいに最初はされておりますが、その時点で、あと1カ月ははっきり言って分かりません。3月分についてはまだ届いておりませんので。本来はその専決の時に全部間に合えば、それで入れたほうがいいかと思うんですけれども、ただ、いずれにしても4月後半ぐらいの専決があれば、それはちょっと組んでますので、実質

上、現段階の方式、4月から3月分の検針という感じでいっておりますとちょっと間に合わないということでございます。

○委員（岩下健治君） 分かりました。

○委員長（芹口誓彰君） ほかにございませんか。ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（芹口誓彰君） 質疑がないようでございます。

続いて討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（芹口誓彰君） これで討論を終わります。

これから本件につきまして採決をいたします。認定第1号、平成26年度高森町各会計歳入歳出決算の認定につきましては、認定することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（芹口誓彰君） 異議なしと認め、本件は認定すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第48号、平成27年度高森町一般会計補正予算につきましてを議題といたします。生活環境課の説明を求めます。

○生活環境課長（安藤吉孝君） 安藤でございます。

補正予算につきまして、課長補佐のほうから御説明をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○生活環境課長補佐（田上浩尚君） 補佐、田上でございます。

まず、歳入のほうでございますけれども、10ページをお開きください。

16款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入、4節土地建物貸付収入過年度分で15万4,000円計上させていただきました。これにつきましては、説明に書いてありますとおり携帯電話用の光ファイバーケーブルの貸付料ということで、NTTのほうから26年度分を振り込みがございました。本来、昨年度に分かっておれば入れておったんですけれども、昨年度、26年度中にはちょっと把握ができませんでした。その分、今年度に過年度分ということで入れさせていただいたところでございます。今後につきましては、毎年入ってくるということでございますので、その分については現年度処理が可能ということでございますので、現年度処理にするようにいたします。

続きまして、歳出のほうに移ります。14ページをお開きください。

3款の民生費で1項社会福祉費、3目河原総合センター管理費の18節備品購入費でございます。4万8,000円計上させていただきました。これにつきまし

ては、総合センターのほうに、現在ストーブのほうが壊れかけておりまして、その分の補助ということで、4万8,000円のストーブと計上させていただきます。

続きまして、16ページをお開きください。6款の商工費、1項の商工費、7目観光施設管理費で7節の賃金と14節の使用料及び賃借料で、7万2,000円、12万8,000円を計上させていただきます。これにつきましては、九十九曲り等の高森自然公園ですけれども、草切りのほうを行っていただいております。入札のほうで行っております。その中で、昨年、一昨年等でも話からも上のほうが石が多いということでございました。それで今回、入札の中でもその旨、今後どうかしてもらえないだろうかという要望等もございましたので、その中で、今、石等が多い部分につきましては重機等ちょっと入れまして、どれくらいできるか分かりませんが、重機等を入れて、少しですが石があるところ辺りを補修しながら、今後にしやすいように今回出させていただいているところでございます。随分、今、委託の中で1カ月以上、大体実質三十四、五日かかって切っただけでございます。ですので、このあたりをすると少しは刈るのもしやすくなるんじゃないかなということで、今回上げさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○委員長（芹口誓彰君） 以上で生活環境課の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。興柁委員。

○委員（興柁壽一君） 4番の興柁です。

予算とは関係ございませんけれども、現在、生活環境課ということで名前が変わりまして、そしてまた、別名「すぐやる課」ですか、ということで町の要望を対応されて今頑張っておられるかと思えます。その中で湧水トンネルの前の清掃か何かをされとったと思うとですよね、それが常時そういう状態になるというのは、ちょっとお話しを聞いたんですが、今後、ノロかなんか除去されたのかな。そういうのが除去してまたそういう状態になるというような話をちょっと聞いたんですが、今後そういう除去について恒常的にされていくのかを、ノロがたまらないような対応をされるのか、ちょっと一遍、どのような計画を持っておられるかです。ちょっとお聞きしたいと思えます。

○町民支援係長（津留大輔君） 町民支援係長、津留です。

ただいまの湧水トンネルの池の汚れ、ノロの件につきましては、6月の人事異動後に観光係のほうからイベントするに当たってとても汚いということで、施設を管理している我々のほうに話が上がりました。そこで何とかしようというところ

ろで、まずは業者を入れまして、3日間業者のほうの清掃作業をしました。しかし、湧水トンネルの池というのが完全に水が抜けきりません。ですので、そこにたまったノロはなかなか排除することはできませんでした。その3日間かけて業者をお願いしたんですが、およそ半分も取れなかったぐらいだったと思います。しかも、その後ノロの原因が恐らく生物です。微生物です。藻のですね。それが増殖をします。なので、完全に排除してもまた増えてきてしまいます。根本的に水質を改善するような対策を取らないと、いくら取ってもまた発生してしまうと思われま。ただし、係としてそういった汚れているというものは認識していますので、できるだけきれいにはしたいというふうなことを考えて、今は我々の中でどうにか改善したいなというところで、いろいろ試行錯誤やっている状況です。それで、月に数回そういった作業を行っているという状況です。今の現状はそういう現状です。

○委員（興梠壽一君） 興梠です。

大変ですが、頑張ってくださいと思います。それから、予算の中で一つ説明があった、これは高森公園ですかね、桜がある所の場所は。面積はどのくらいあるんですかね、あそこの、要するに桜まつりするようなところ一帯ですかね。

○生活環境課長（安藤吉孝君） 安藤でございます。

今考えておりますのは、2,000トンタンクがあるやつの上を主にまずはやろうかなというふうに考えております。あそこは特に岩が多いところでして、草刈りをするにしても刃を何枚でもいるからという話だったもので、とりあえず一応、6日分ぐらいでどの程度やれるか分からないけども、一応、重機を入れてどこか石を寄せるなり、小さい石は穴掘っていけるなりせんと、業者も毎年、入札、大変嫌がる場所ですので、少しずつ悪いところから取り除こうと思っております。

それと、業者さんの希望として、今、国道あたりは3年間ずつ業者さんが切るのが続けてやるように土木事務所がやっているそうですので、うちもそれをちょっといろいろ勉強しながら、1カ所3年ずつぐらいやって、やればもうちょっと自分たちでも自助努力をしますという話もあっておりますので、そういうふうなこともございまして、今回は重機を入れて邪魔になるというか、小さい石なんかは穴掘っていける、大きいやつのそばにこがんとは寄せるとかですね、その場その場の対応はしていきますけども、そういうことをまずはやりたいというふうに思っております。よろしく申し上げます。

○委員長（芹口誓彰君） いいですか。

○委員（興梠壽一君） はい。

○委員長（芹口誓彰君） ほかに。本田委員。

○委員（本田生一君） 8番、本田です。

今の興梠委員ほうから、今、湧水トンネルの今の掃除をしていただいたんじゃないか。ちょうど、高SPOとの関係でイベントやるじゃないですか。ですから、その時もそんなふうに出ておりました。できますなら、あそこの環境もいくらか生活環境課で一番目迷惑かけますから、何でも皆さんに言えばやってもらえる感じで住民の方が勘違いをされておりますけれども、あそこの周辺整備、駐車場なんかあるじゃないですか、向こうの、あそこら辺の草刈等、今何遍ぐらいやりますか。

○生活環境課長補佐（田上浩尚君） 補佐、田上でございます。

今、湧水トンネルのほうの公園整備につきましてですけれども、年間5回、倒木・低木等については2回切ってもらって、一遍ずつ切ってもらってという感じでございます。あとは消毒等も2回やってもらってまして、単純に芝等の草切りにつきましては年間5回ということで、今回は6月が入ってますけれども、6、7、8月ともう1回がクリスマスファンタジーに入ります前の10月ぐらいに入れて、最後に3月20日前後に入れる計画でございます。3月に入れるのは、どうしても伸び始める時期でございますので、その時に入れておけばゴールデンウイークの 때가、少しはちょっと、いつも入札の契約の中でどうしても遅れになりますので、ゴールデンウイークの時に職員等で少しは切りますが、きれいにはなりませんので、なるべくならその時点に入れておけば、ある程度少なくなるのではないかなと思ってその計画でやっております。

以上でございます。

○委員（本田生一君） 8番、本田です。

一応、湧水トンネルはやっぱり高森町の観光としてはもう、ほかの観光地はございますけれども、特に高森の観光地と言えば、今、湧水トンネルみたいな感じになっておりますので、そこら辺の周辺整備ですね、御迷惑かけますがよろしくお願ひしておきます。終わります。

○委員長（芹口誓彰君） ほかに発言ございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（芹口誓彰君） ないようでございますので、これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。討論はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（芹口誓彰君） これで討論を終わります。

これから本案につきまして採決いたします。議案第48号、平成27年度高森町一般会計補正予算につきましては、原案のとおり可決することに御異議ありま

せんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（芹口誓彰君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、生活環境課に関連する付託案件につきましては終了いたしました。

お疲れでございました。

では、ただいまから10分間休憩いたします。

-----○-----

休憩 午前11時25分

再開 午前11時35分

-----○-----

○委員長（芹口誓彰君） 休憩前に引き続きまして、本委員会を開会いたします。

本委員会に付託されましたTPC事務局関連の認定第1号、平成26年度高森町各会計歳入歳出決算の認定につきましてを議題といたします。

説明をお願いします。

○TPC事務局長（東 幸祐君） おはようございます。TPC事務局長、東でございます。

それでは早速ですね、係長のほうから平成26年度の歳入歳出の決算の御説明申し上げます。

○TPC事務局情報管理係長（芹口孝直君） TPC事務局の芹口です。

それでは、平成26年度一般会計の決算を、座って御説明させていただきます。よろしくをお願いします。

それでは、決算書の36ページをお開きください。

こちらまず歳入のほうから説明させていただきます。第14款、2項、2目、第1節マイナンバーシステム整備補助金。こちら予算現額685万9,000円、収入済額が686万円となっております。歳入については以上です。

続きまして、歳出、62ページをお開きください。

まず、文書広報費、第2款、1項、2目、第11節需用費。こちら予算現額が192万3,000円に対しまして、支出済額が181万9,961円となっております。

続きまして、電算費、72ページをお開きください。

第2款、1項、13目電算費の役務費138万6,000円に対しまして、支出済額が124万8,005円となっております。

続きまして、13節の委託料です。こちら1,024万1,000円の予算現額

に対しまして1,012万8,954円となっております。

続きまして、14節の使用料及び賃借料です。こちら予算現額が2,521万2,000円に対しまして、支出済額が2,494万8,000円、こちら不用額が26万4,000円出ております。こちらの不用額の理由としましては、こちら電算関連の各種機器のリースの端数分ですね、こちらを合算して20万を超えたものとなっております。

続きまして、76ページの情報管理費。第2款、1項、20目の情報管理費の7節賃金です。予算現額が134万5,000円に対しまして、130万1,400円となっております。

続きまして、12節の役務費154万4,000円に対しまして、144万6,875円の支出済額となっております。

続きまして、13節委託料、予算現額が704万7,000円に対しまして、639万5,220円、不用額が65万1,780円出ております。これにつきましては、番組の制作委託を行わなかったため、それと編集作業委託料ですね、こちらの日数が減ったために不用となったものとなっております。

次の78ページをお開きください。

こちらの18節備品購入費362万4,000円に対しまして、支出済額が358万6,032円となっております。

主なものは以上です。

○委員長（芹口誓彰君） 決算は以上ですか。

○TPC事務局情報管理係長（芹口孝直君） 以上です。

○委員長（芹口誓彰君） これでTPC事務局の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（立山広滋君） よろしいですか。

○委員長（芹口誓彰君） はい、立山委員。

○委員（立山広滋君） はい、立山です。

今、係長のほうから説明がございましたけれども、中の内訳をちょっと、金額だけは聞きましたけれども、中の内訳を説明していただきたいと思います。

○TPC事務局長（東 幸祐君） 事務局長、東でございます。

先ほどの77ページですね。役務費、委託ですね。役務費に関しましては電算システムのシステム料金が主なものです。委託に関しては先ほど申しましたように、編集作業の委託料になります。

マイナンバーシステムの整備の補助金に関しましては、37ページですね。これはシステムの改修の補助金になります。

以上です。

○委員長（芹口誓彰君） 立山委員、よございますか。

○委員（立山広滋君） よろしいですか。

○委員長（芹口誓彰君） はい、どうぞ。

○委員（立山広滋君） 立山です。63ページの一番下。

○TPC事務局長（東 幸祐君） 広報たかもりの印刷代でございます。

○委員長（芹口誓彰君） いいですか。

○委員（立山広滋君） はい。

○委員長（芹口誓彰君） ほかに、ございませんか。岩下委員。

○委員（岩下健治君） 2番、岩下です。

委託料とかを契約するわけでしょ。

○TPC事務局長（東 幸祐君） はい、そうです。

○委員（岩下健治君） その時点で変更とかで取れんかな。

○TPC事務局長（東 幸祐君） 2月に辞められた方が1人いらっしゃいます。もう辞める時に。委託処理する方がですね。

○委員（岩下健治君） そういう委託も。番組の委託料とかなんとか言ったけん。

○TPC事務局長（東 幸祐君） 一つは編集作業員が途中で辞めるということ。

○委員（岩下健治君） そういう意味か。作業員がやめられたと。いわば賃金みたいな感じかな。

○TPC事務局長（東 幸祐君） そうですね。それと若干、番組をよそから買う時に一応予算を組んでおったんですけど、最終的には買わなかったということで、その分と合わせたところでございます。

○委員（岩下健治君） で、できないということかな。

○TPC事務局長（東 幸祐君） と、残がですね。はい。

○委員（岩下健治君） 分かりました。

○委員長（芹口誓彰君） ほかに発言はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（芹口誓彰君） ないようでございますので、これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（芹口誓彰君） これで討論を終わります。

これから本件につきまして採決いたします。認定第1号、平成26年度高森町各会計歳入歳出決算の認定につきましては、認定することに御異議ございませんか。



[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（芹口誓彰君） 異議なしと認め、本件は認定すべきものと決定しました。

続きまして、議案第48号、平成27年度高森町一般会計補正予算につきましてを議題といたします。

TPC事務局の説明を求めます。

○TPC事務局情報管理係長（芹口孝直君） TPC事務局の芹口です。

それでは、一般会計補正予算（第4号）の今回は歳出のみとなっております。

12ページをお開きください。

総務費の総務管理費の2番の文書広報費ですね、こちらの第18節の備品購入費。こちら、広報用カメラのストロボとなっております。こちらを7万1,000円計上させていただいております。カメラに付帯しているストロボですね、現在のものは光量（光の量）が足りないため、なかなか暗いところ等では使いづらいため、防水機能を備えたストロボを購入する費用を計上したものです。

続きまして、電算費、委託料、マイナンバー制度対応ネットワーク整備委託料923万9,000円を計上しております。こちらは、前回、中間サーバーを整備設置しておりますが、来年度のマイナンバー制度の開始に伴い、自治体等ほかの組織の間で符号を用いて連携をすることとなっております。データを集中的に管理する、この個人情報を格納するサーバーを利用することが必要となってきます。中間サーバーに接続する際には全国の団体がネットワーク上で接続されることとなるため、自治体それぞれでセキュリティ対策が必要になってきています。そのため、ネットワークと中間サーバーとの間の通信を、他者、ほかのところからアクセスできないようにシステム整備をする費用を計上したものです。これは年金の個人情報の流出問題等が起こったために、高度なセキュリティ対策を自治体ごとにするという国の指針もあったため、今回この対応になっております。制度面では組織的・人的安全管理を考慮する必要があって、システム面では物理的・技術的安全管理装置を考慮する必要があるため、今回システム面でマイナンバーを活用するネットワークと通常のネットワークを別系統にするために、今回の整備をすることとなっております。

続きまして、その下の14節の使用料及び賃借料、こちら23万4,000円、総合行政システムの子ども・子育て支援分の使用料を計上しております。こちらは幼稚園・保育園等の入所・退所管理、保育料負担額の決定等を管理するシステムが追加されたため、その整備費用を計上したものとなっております。

以上です。

○委員長（芹口誓彰君） はい、どうぞ。

○TPC事務局長（東 幸祐君） すみません。事務局長、東でございます。

今、マイナンバーのネットワーク整備の件について係長が説明しましたが、補足説明を若干させていただきます。今まだ、情報流出関係をセキュリティで今回上げておりますが、まだ中間ですね、今後まだ出てくる予定です。それは国のほうが全額補助するという形になっております。年金問題等ありましたので、その結果として、今後マイナンバーのネットワークと通常のネットワークを別にして、完全に切り分けるという作業が今から出てくる予定です。

以上です。

○委員長（芹口誓彰君） 説明が終わりました。ただいまから質疑を行います。どうぞ。

○委員（岩下健治君） 2番、岩下です。

今、私もお尋ねしようと思いましたが、この電算費の委託料ですね、マイナンバー制度対応ネットワーク、これにつきましては、今、交付金とか補助金というのは全然ないということ。

○TPC事務局長（東 幸祐君） 今回ののはなかったんです。すみません、東です。今回の制度に関しては国の単独ですね、それを受けまして自治体からいろいろ意見が出まして、その次の段階で国が補助を出すという話になっているようです。年金の個人の情報の流出がなければここまで整備する必要はないと思うとですよ。それを受けてからの多分、整備という形になってます。

○委員長（芹口誓彰君） 岩下委員、いかがですか。

○委員（岩下健治君） はい、もうちょっとそれは国のほうに要望して、実際、地方公共団体単独でせにやいかんもんか、国の制度でこういうふうになったんだっただらということ、やっぱり各自治体ともうちょっと手を組んで要望していってもらいたいと思いますね。

以上です。

○委員長（芹口誓彰君） どうぞ、牛嶋委員。

○委員（牛嶋津世志君） 1番、牛嶋です。国の補助というのは各全国の市町村まで確約ができてるんですか。出しますということの。

○TPC事務局長（東 幸祐君） 事務局長、東でございます。

確か3週間以上前の新聞には載っておったと思うんですけども、国が補正するという形で、それが新聞に掲載されておりました。それがこの後の段階ですね。あくまでも中間ですので、最終的にはセキュリティ切り分ける段階を補助するというような形で載っておりました。

○委員長（芹口誓彰君） よございますか。

- 委員（牛嶋津世志君） はい、大丈夫です。
- 委員長（芹口誓彰君） ほかにございませんか。
- 委員（興梶壽一君） はい、ちょっとすみません。
- 委員長（芹口誓彰君） はい、興梶委員。
- 委員（興梶壽一君） 興梶です。今のシステムの内容をちょっと確認したいんですが、今、町が持っているサーバーとかデータ、いろんな情報ですね、その情報と別なサーバーを持つということですね。それは一緒にならないようなセキュリティをやるということですかね。それはちょっと意味があれですけど。
- TPC事務局長（東 幸祐君） 事務局長、東です。  
今言われたのは、この次の段階でやるということです。
- 委員（興梶壽一君） 次。
- TPC事務局長（東 幸祐君） はい。今、中間サーバーというのを前回の補正で成立しました。それに、その中間サーバーという情報が入るサーバーがあるんですけど、そこにアクセスできないようなシステムを今回やる。それでも完全ではないから、今度は総務行政システムという、今、住基ネットワークとか入ってます。そのサーバーを切り離すのを国が補助してやるというようなことです。
- 委員長（芹口誓彰君） はい、どうぞ。
- 委員（興梶壽一君） すみません、ちょっと分からんもので。要するにマイナンバー専用のサーバーを持つということですかね。
- TPC事務局長（東 幸祐君） そうです。
- 委員（興梶壽一君） それにつきましては国が補助をすると。
- TPC事務局長（東 幸祐君） そうです。
- 委員（興梶壽一君） 現在はそれを構築するための段階ということ。
- TPC事務局長（東 幸祐君） 途中ですね。
- 委員（興梶壽一君） その前の。
- TPC事務局長（東 幸祐君） はい。その中間サーバーというのに、そのマイナンバー関連の情報を入れる。そのセキュリティ、そこによそからアクセスできないようなシステムを今回、この期の予算で整理すると。それを完全にだから、ほかのと切り離すというのは国のお金です。これは国も流動的でよくそこまで詰めとらんとするんですよ。だから何段階でもこういう形で出てくると思うんですよ。最終的には年金の情報の流出がなかったらここまで多分しなかったらという話です。ということです。
- 委員長（芹口誓彰君） はい、興梶委員。
- 委員（興梶壽一君） 先ほどから話出てますが、一般財源に920万てかなり大き

いかと思うんですがね。今、岩下委員が言われたように、できれば国のほうに要望していただいて、少しでもですね、情報管理するには変わらないと思うとですよね、その作業の一環だろうけんですね。十分お願いしたいと思います。

○TPC事務局長（東 幸祐君） 事務局長、東です。

隣接町村には確認したんです。どこまで制御するかと。そしたら、これは完全じゃないんですね、中間サーバーでの制御が。よそはこれよりもまだ、町でするところもあるしですね、それをちょっとみんなに言ったがいいんじゃないかという話は県にもしたんです。県も国に投げてるような感じでですね、県もあんまりその辺がよく分かっとらん部分があるとですよ。実際の声を受けて、じゃあ、最終的には国が補償しましょうという形に今回なってると思うんですね。

○委員（興相壽一君） はい、興相です。

そのデータですね、アクセスできる職員というのは限られてくるんですか。

○TPC事務局長（東 幸祐君） そうですね。東です。うちは電算室に大本があります。そこで管理する方針をとってます。そこはいつも鍵がかかるようにしてます。

○委員（興相壽一君） 興相です。

要するに暗証番号のような何かが必要なんですか、入るのにパスワード。分かりました、終わります。

○委員長（芹口誓彰君） 牛嶋委員、どうぞ。

○委員（牛嶋津世志君） 1番、牛嶋です。

もうあんまりあれですけど、今からのことですけど、さっき言われたように各自治体で共同でどこかに1カ所にサーバーを集めて、阿蘇郡なら阿蘇郡とか、熊本とか、そういう話は今から出そうですか。

○TPC事務局長（東 幸祐君） 事務局長、東です。

多分それはないと思います。そこに集中させるとそこでまた情報を分散するために各自治体に割り振られたところがありますので、それは多分一局でやってもらっても。これは各事業所からのデータが来ますので、役場だけが情報管理するのではなくて、企業のも詰めをちゃんとしとかんと難しいところが出てきます。

○委員（牛嶋津世志君） 分かりました。

○委員長（芹口誓彰君） ほかに発言はございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（芹口誓彰君） いずれにしましても、これは住民の情報を守ってるのはですね、これは大前提でございますので、セキュリティにつきましては万全を期していただきたいと思ひますし、また、今まで意見が出ておりますように、やはり

国の制度としてマイナンバーを導入したならば、やはり国の責任としてこういったセキュリティ関係につきましては、予算する措置も国にお願いするというようなことにつきましても、一つ働きかけていただきたいというふうに思います。

それでは、ないようでございますので、これから討論を行います。討論はございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（芹口誓彰君） これで討論を終わります。

これから本案につきまして採決をいたします。議案第48号、平成27年度高森町一般会計補正予算につきましては、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（芹口誓彰君） 異議なしと認め、本案は原案どおり可決すべきものと決定しました。

以上でTPC事務局に関連する付託案件につきましては終了いたしました。

どうも御苦労さんでした。

-----○-----

○委員長（芹口誓彰君） それでは、これで休憩したいと思います。御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（芹口誓彰君） それでは、1時まで休憩したいと思います。

-----○-----

休憩 午前11時55分

再開 午後 1時00分

-----○-----

○委員長（芹口誓彰君） それでは、休憩前に引き続きまして、総務常任委員会を再開いたします。

総務常任委員会に付託されました総務課関連の認定第1号、平成26年度高森町各会計歳入歳出決算の認定につきましてを議題といたします。

説明をされる前にお願いをいたします。決算の内容説明につきましては、執行額100万円以上、不用額としては20万円以上の分につきまして理由をお願いをいたしたいと思います。また必要があれば、また説明を付け加えていただきたいと思います。なお、流用、充用等につきましては、その理由等につきましても説明を併せてお願いしたいというふうに思います。

それでは総務課の説明を求めます。

ちょっとその前に、総務課で全体的な決算の概要等について説明が必要であれば説明をさせたいと思いますが、いかがでしょうか。

○委員（岩下健治君） してもらわれるといいですね。

○委員長（芹口誓彰君） それでは、全体的な決算の概要分につきましても、説明をお願いしたいと思います。

○総務課長補佐（岩下 徹君） 総務課長補佐、岩下でございます。おつかれさまです。

全体的な決算の概要ということですので、こちらの歳入歳出決算書の概要書及び付属資料というところで、概略を説明させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。決算書後ろのほうです。

○委員（本田生一君） 3分の1ぐらいのところですか、後ろから。

○総務課長補佐（岩下 徹君） その前です。その辺、その前のほうです。あと10ページぐらい前です。

○委員長（芹口誓彰君） 立山委員、よかですか。

○委員（立山広滋君） はい、よかですよ。

○委員長（芹口誓彰君） はい、ではどうぞお願いします。

○総務課長補佐（岩下 徹君） そちらの4ページを御覧いただきたいと思います。

一番上には、1 決算規模ということで書いてございますが、こちらから説明させていただきたいと思います。財政係、総務課のほうでお出ししておりますこの資料につきましては、普通会計ということでございまして、一般会計と鉄道特別会計、それから農業用水供給事業特別会計の三つの会計がございまして、監査委員さんの報告でございまして、一般会計の監査意見書と若干ずれがございまして、そのあたりを御了承いただいて御覧いただければと思います。歳入につきましては54億7,411万6,000円ということです。歳出53億2,837万6,000円、これが6月の決算統計で県あるいは国に報告している数値でございます。

右側の5ページ面、歳入につきましては、それこそ何度も申しますが、普通会計規模ということでございまして、前年度よりも3億1,600万円増加、54億7,400万円という数字でございます。

はい、1枚おめくりいただきまして、税収は特にございません。7ページの歳出のところですね。歳出、前年度よりも3億1,780万8,000円増加ということで、53億2,800万円ということ。この中で、その下のところで、民生費あたりで色見保育園の新築事業ですとか、これで1億円以上の増加と、あるいは町道整備事業あたり等がございまして、特に平成26年度につきましては、が

んばる地域交付金というのがございまして、その関係もございまして、普通建設事業あたりですね、このあたりがかなり増加しております。例年ですと、通常ですと45億程度、ここ数年では予算規模が行ってございましたけれども、平成26年度が53億円、歳出ベースでですね、平成25年度は50億円ということで、情報通信基盤整備事業もございましてけれども、そういったハード事業関係で例年よりもかなり、25、26年度は大きくなっております。

それから、11ページまで飛んでいただいてよろしいでしょうか。

将来にわたる財政負担ということでございます。地方債の現在高ということで、真ん中の表とグラフを御覧いただければと思いますが、地方債の残高総額につきましては、48億8,600万になりました。昨年度よりも約4億円ほど増えております。これにつきましては、情報通信基盤整備事業の関係で約4億3,000万の過疎債借入れを行っております。その関係で前年度よりも増えております。ただ、町長がきのうの提案説明の際もございましたけれども、この14番目の臨時財政対策債ですね、19億3,400万、これが増えているということは、この臨時財政対策債につきましては、100%地方交付税措置がございまして、地方債の残高にはありますけれども、実際は全額これは国から財源措置されるものですので、その48億のうちの約20億弱、これが臨時財政対策債ということですので、実質の過疎債ですとか、ほかの通常の一般債でいきますと30億程度ということですので、これを平成14年から臨時財政対策債というのが出ておりますけど、その当時、起債残高が65億円ほどございました。65億円ほどございまして、なおかつ、臨時財政対策債はない時代でございましたので、そういう時代に比べますと、一目瞭然かと思えますけど、かなり地方債に関しては、改善といいますか、いい方向に向かっているのではないかというふうに考えております。

1枚めくっていただいて、12ページのところでございます。

下の表、基金の状況ということで、こちらもきのう、監査委員さんからも報告でもございました。一番上の1番ですね。財政調整基金が国債の運用に去年切り替えた関係で、現金が8億6,140万4,000円と、有価証券が4億3,281万5,000円、これは額面4億5,000万円の有価証券でございまして、4億5,000万円額面を4億3,281万5,000円ということで、トータル財政調整基金は12億9,400万ということです。26年度中に4,000万円ほど減額いたしております。一般財源として4,000万円ほど使わせていただいているということですね。財政調整基金につきましては、年度間の財源不足を補うといいますか、そういう財源調整をするためということでもございまして、昨年度に

つきましては、4,000万円ほど減額ということでございます。この財政調整基金の残高がいくらぐらいが適当かということも、いろいろいわれてますけれども、例えば、平成24年度の九州北部豪雨災害の時に災害復旧費あたりで予算組みをする時に、4億数千万円を繰り入れるという予算を立てました。あの規模の災害の時に4億数千万円の基金が必要だったということを考えますと、例えば、この13億円が適当かどうかというのも、一概に十分とも言い難い部分もあると思いますので、余裕がある時には積み増しをしていければいいのかなというふうに財政としては考えています。

続きまして、あと14ページ以降は平成26年度の主な政策一覧ということで、事業関係ですね、14ページ以降それぞれ各課ごとに取り組みました主な事業につきまして記載させていただいております。

ちょっと戻っていただきまして、9ページのところを戻っていただきまして、言います。最後になりますけれども、9ページの一番下のところでございます。経常収支比率が84.5%ということで、ちょっと財政の硬直化が見られるのではないかという監査委員さんの御指摘もございました。確かに、25年度に比べますと若干増えております。ただ言えますのは、高森町でも90%を超えた時代もございましたし、ここ数年では80%台前半ということで、25年度の82.6もそうなんですけど、大体この数値でここ数年はいつているという現状でございます。次の実質公債費比率ですけれども、これは年々数値が少なくなっているということは、財政の硬直化を少しは緩めてるといいますか、少しは財政的にも安定してきてるということと言えるのかなと思っております。ただ8.7%という数値は熊本県内でもどちらかという下の方です。いいほうではございませんので、この数値は低ければ低いに越したことはございませんので、今後も地方債の残高等を見ながら、この数値が改善していければいいのかなというふうに考えております。一番下の財政力指数につきましては、毎年0.21程度でいつております。0.21から0.22ということではいつております。これはもうずっと、ここ数年変わらない状況であるということをお報告させていただきたいと思っております。一応、総体的にはここ数年、財政的には安定している状況であるのかなというふうに感じておりますけれども、ただ、どうしても経常経費、例えば施設の維持管理、あるいは扶助費あたりですね、そのあたりが確実に毎年上がってきておりますので、これは3月の当初予算の時なんですけれども、当初予算の御説明させていただいた時にも、過去5年間も完全に右肩上がりになっている状況です。ですので、そのあたりを見ますと、ちょっと扶助費、物件費、施設の維持関係で今後ちょっと厳しくなってくるんじゃないかなというふうに私は見ているところでご



ざいます。

一応、全体的な財政的な状況ということで概略を御説明申し上げましたが、これぐらいで、何かこの時点で御質問等あればお答えさせていただきたいということでもよろしいでしょうか。

以上でございます。

○委員長（芹口誓彰君） ただいま、財政係長のほうから全般的な財政状況につきまして説明がございました。この件につきまして、質疑があればお受けしたいと思いますが。ありませんか。ないようでしたら、決算書の内容につきまして、ただいまから説明を行っていただきたいと思います。

○総務課長補佐（岩下 徹君） 総務課長補佐の岩下でございます。

引き続き、決算書のほうをお開きいただきまして、17ページをまずお開きいただければと思います。決算書の17ページをすみません。

決算書の17ページで、今までの大まかな財政状況の流れということもございますが、ここで実質収支に関する調書というところを、今、御覧いただいていると思います。この5番目の実質収支額ということで、9,353万円、これはプラスということで、これが平成26年度の実質収支額で、9,353万円を平成27年度に繰越しをいたしております。ですから、繰越金、余った額、つまり不用額といいますが、歳入から歳出を引いた分、歳入歳出の差ということでございますけど、9,353万円を平成27年度に繰越しをいたしました。繰越金につきましては、当初予算で6,000万円組んでおりましたが、3,300万円ほど増額をいたしております。きのう、監査委員さんからの意見書の中にも若干触れられたかと思います。もう少し精査をすれば不用額が少なくて済むのではないかという御指摘もございました。実際、私もこの数字を見まして、そのあたりの精査が足りてないのかなという感じもいたしております。それを踏まえまして、説明をさせていただきたいと思います。

63ページをお開きいただきたいと思います。

63ページ、総務費の総務管理費、1の一般管理費でございます。右側のページに細かく載っておりますので、この第2節の給料が44万7,000円残と、次の職員手当等、これも56万8,000円、次の共済費131万9,265円ということで、このあたりの主に職員関係の人件費等でございますけれども、やはり3月の補正の際に、もう少し精査すれば落とせていたのではないかと、もう少しといいますが、かなりの額落とせていたのではないかとということでも出ております。ですので、やはり3月の補正予算ということで、最終の定例会で補正ですので、そのあたりを精査が足りていなかったということで反省をいたしております。今

後、気をつけたいと思います。このあたりも、共済費も特に131万ということですので、もう少し、かなり減らせていたのではないかと考えております。9節の旅費、それから10節の公債費、13節の委託料、更に19節の負担金補助及び交付金につきましても、それぞれ67万9,000円ですとか40万2,000円、委託料は35万4,000円、負担金補助及び交付金につきましても38万7,000円ということですので、このあたりにつきましても、もう3月の時点ではある程度見込みが立てられるはずでございました。ところが、そのあたりの精査が足りず、これだけ残っているということでございます。

この一般管理費につきましては、以上でございます。

続きまして、69ページをお開き願います。

69ページの一番上は訴訟費でございます。訴訟費につきまして21万6,000円、こちらにつきましては、突発的な訴訟、突発的なそういう経費、これが必要かもしれないというところを見込んで、21万6,000円見越しているところでございます。次の高森総合センター管理費の需用費、11番、11節、37万円需用費として残っておりますが、これにつきましては、内訳で細節がございまして、光熱水費で15万、修繕料で17万5,000円と見込みですので、寒い時期、まだ2月、3月とございますので、そのあたりの予算ということで残っているということでございます。

○総務課長補佐（後藤一寛君） 総務課長補佐の後藤でございます。

75ページをお開きいただけますか。

ちょうど真ん中にごございます、朋遊館の管理費でございます。これにつきましては、賃金と需用費の部分で28万8,993円と83万9,302円というふうになっております。これにつきましては、既に御承知かと思いますが、昨年、レジオネラ菌が発生いたしまして、それに伴いまして、途中から実際的には12月から本年の6月までを休館せざるをえないような状況になりました。この間です、原因究明も含めましていろんな手当てをしてもらったんですが、ただ、いつ片づいて、終息していつ再開するか分からなかったというところで、そのまんまの状態、最終的には不用額になってしまいましたけども、このまんまの状態がこのまんま予算を残していたということでございます。

○総務課長補佐（岩下 徹君） 総務課長補佐、岩下でございます。

85ページをお開き願いたいと思います。

85ページ、上から3行目、4節の共済費です。こちらにつきましては、戸籍住民基本台帳費ということで、こちらの職員給料関係でございます。人件費、共済費につきまして24万1,000円、こちら精査がもう少しできれば落せてい

たのではないかというふうに見込んでいます。

続いて95ページをお開きいただきます。

95ページのこちらが社会福祉費関係です。こちらも住民福祉課関係の人件費関係で共済費ですね、4節の共済費が91万7,543円ということで、こちらもやはり人件費関係精査、もう少し精査をすればというところで考えています。今後、注意したいと思います。

○総務課長補佐（後藤一寛君） 総務課長補佐、後藤でございます。

続きましては、すみません、147ページをお開きいただきます。

まず、消防費でございますけども、1目の常備消防費、広域消防事務組合への負担金の分です。この分につきまして、不用額が28万6,000円となっております。これは11月の予算の補正時点では、全ての計上しておりました予算でいくところでしたが、最終になりまして、3月に広域の負担金のほうの減額が行われたことによりまして、この額が残りました。一番下の消防施設費の工事請負費でございます。これが1,395万360円となっております。これは昨年、三つの防火水槽を整備いたしました。これにつきましては、それ以前にある条例のほうを制定をさせていただきまして、従来の公共的施設整備事業では、3分の2の負担で上限が150万でございましたので、防火水槽をつくるには、現在単純に考えて四、五百万かかりますので、そのためにこちらのほうの条例を整備しまして、国のほうの補助金を647万円、この中で充てまして整備をさせていただきました。整備させていただいたのは、村山地区と昭和地区とそれと色見の総合センターで、以上3地区の分でございます。

続きまして、148と149ページをお開きいただけますか。

4目の防災管理費ですが、30万7,430円余っておりますけども、これにつきましては、各細節の積み上げでございます。それぞれにつきましては20万以下でございます。それと、その次の委託料でございますけども、これにつきましては、現在上に乗っております庁舎太陽光システムですね、太陽光の電源のシステムですが、その設計委託料としまして257万400円がこの中でございまして、その中に繰越明許費ということになっております150万というのは、その分の管理委託費を27年度に繰り越しております。それと防災管理費の使用料及び賃借料の485万5,000円ですが、この分につきましては防災無線の使用料が10年目、当初は昭和61年に設置しておりますが、平成16年に更新をかけまして、新しい機器を入れております。その分の10年支払いの最終年でございまして、この年の7月まで支払をしておりますので、金額的に通常ですと1,200万を超える額でございましたが、この額になっております。その下の15の

工事請負費でございます。この額は3,141万6,000円となっております。この分につきましては、全額が繰越明許費で27年度になっております。これにつきましては、上に乗っております庁舎の太陽光パネルの工事費分でございます。それと、次に防災管理費の繰越明許の分の工事請負費がございます。これが2,429万2,000円になっておりますが、この分につきましては、25年度からの繰越しで、その下の目の前にございます、風力と太陽光の避難の誘導の標識ですね、その分の15基をつくった分で、ここで25年度の繰越しで26年度で工事をさせていただいております。

消防費につきましては以上でございます。

○総務課長補佐（岩下 徹君） すみません。課長補佐、岩下です。

2枚めくっていただいて、153ページの学校教育費関係の第4節共済費で、こちらの34万9,000円ほど不用額として残っております。こちらは町費教職員関係の共済費が主でございますが、こちらはやはり年度末精査をすれば落とせていたのではないかと考えています。

以上でございます。

最後に173ページをお開きいただきたいと思います。

173ページを、これが予備費ということで、すみません、その前から171ページからつながってますけれども、予備費関係でございます。予備費の充用を行った項目が、合計11件のトータル516万8,000円ということでございます。監査委員さんの御指摘もございました。安易な予算流用と予備費充用が見受けられてる感もあるということもございました。財政としましては、やはり補正予算、補正すべきなのか、予備費で対応すべきなのかというのをその都度その都度、判断、検討させていただいた上で、この1件1件この状況であれば、じゃあ、予備費でいいんじゃないかということも、じっくりと協議した上でやってるつもりではございます。トータルとして11件、昨年度は予備費の充用を行ったところでございます。

それから、すみません。歳入で交付税のところをちょっと説明させていただきたいと思いますので、27ページの第10款地方交付税でございます。トータル21億1,006万6,000円ということで、昨年度よりも減っております。25年度よりも若干減額をされておまして、普通交付税が19億3,300万ということです。ここ5年間で一番低い数値になりました。ただ、その前につきましては、トータルで19億円台という年も二、三年ほど続いてましたので、ここ5年間で一番低い数値ということではございますが、昨年、一昨年よりも落ち込んでいるというところではございます。決算の報告につきましては交付税ここまで

でさせていただいて、今年の補正予算の関係で、若干また交付税の分につきましては御説明をさせていただきたいと思います。

一応、決算の報告につきましては、以上で終わらせていただきたいと思います。

○委員長（芹口誓彰君） ただいま、総務課の説明が終わりました。

これから質疑を行いたいと思います。質疑はございませんか。

岩下委員、どうぞ。

○委員（岩下健治君） 2番、岩下です。

先にお断りをなされたので、あんまり言いませんけれども、財政のほうで、やっぱりチェックはかなり厳しくされて、不用額なり流用なり減らすような方法を取られたらと思って質問しようと思っておりましたが、一通り言われました。ちょっとお尋ねしますけれども、コンピューターで予算見れるには総務課さんと財政係長さんと会計課で管理者が出てくるかな。町長のところでも見られるかな。だけんあそこらを駆使してなるべく不用額が出ないというのと、流用と補正をすべきかどうかとさっきおっしゃいましたけれども、なかなか議会の中でも臨時会をしてという気持ちもあるようですので、そこらはもうちょっと注意されとったほうが、私も額を見てちょっとどうかなという気はしておりました。そこらはすみません、どうでしょうか。管理について。

○総務課長（佐藤武文君） 総務課長、佐藤です。

今、岩下委員さんが御指摘のとおりでございまして、ここに決算の説明を申し上げる時に、非常にちょっと私たちもここで謝れば済むという問題ではないというのは、非常に思っていたところです。少しですね、人件費につきましてはチェックが甘かったというのは、非常に大きな反省です。それから、流用につきましては、やっぱり1件1件を見てみますと、それぞれ担当はいろいろやっているんですけども、もう少し、もう一歩進んで予算は大丈夫かというのをやっておけば、防げた流用ももしかしたらあると思いますので、その分につきましては今後、全職員注意をするようにやっていきたいと思っております。大変、今回は総務課は足元の金額があまりに大きくてですね、大変恥ずかしいところでございますけれども、今後注意していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○委員（岩下健治君） 十分注意されてほしいと思います。

○委員長（芹口誓彰君） ほかに。ないようでしたら私のほうからもちっと質問させていただきます。

まず、96ページ。これも人件費の流用なんですけど、これは目間の流用ですね、これについて予算の人件費は弾力的条項がありますので、目間の流用ということ

で認められると思いますけれども、これがあまりにも、流用金額が大きいものですから、この流用について一応説明をお願いしたいというふうに思います。

○総務課長（佐藤武文君） 総務課長、佐藤です。

この件につきましては、実は6月でしたか、人事異動をした際に、臨時に異動した際に判明したものだったと思います。なぜかといいますと、これは健康推進課長補佐の給料ですけれども、当初、誤って違う費目のほうに貼り付けておりましたので、そちらから歳出をした経緯があったというふうに記憶しております。ですから、本来の形に戻さなければいけなかったのですが、ここで流用をさせていただいております。これは人事と給与というのが一体に動かしていかなければいけないんですけれども、担当者のほうも少し勘違いがあったというのは、これはもう正直なところですね。そういう事情がございましたので、流用せざるをえなかったというところがございます。

○委員長（芹口誓彰君） いいですか。6月に異動ということですね。昨年6月でしょ。

○総務課長（佐藤武文君） はい。

○委員（芹口誓彰君） 昨年の6月であれば、年間の給与というのは組んであるはずですので、9月でも補正を前にすれば間に合ったはずだと。どんなですか。

○総務課長補佐（岩下 徹君） 課長補佐、岩下です。

もうちょっと詳しく御説明させていただきますと、健康推進課長補佐の職が健康推進係長と兼務ということがございまして、その前まではそうだったんですが、今度は介護保険係長との兼務になったものですから、介護保険係につきましては、介護事業費のほうから差し引きをします。健康推進係は、また違う費目から差し引きというのがございまして、その関係で4月の分からですね、実際足りてなかった、そもそも。そして、介護保険は二人しかいないものですから、1人ずれると大きく違ってくるというのがあったもので、そういうことで払えなくなったというのが現状だったということですね。

○委員（芹口誓彰君） 分かりました。もう1件、いいですか。149ページ。さっき需用費、防災管理費ですね。11節の需用費。これにつきましては、8.1.4の14、これは使用料及び賃借料からの16万円流用してある。流用したにもかかわらず、不用はわずか30万7,600円。これがそれぞれの細節の費目をトータルしたところが30万7,000円になりましたというような説明を聞きましたけれども、細節間の流用というのは、これはもう予算書にできるはずですから、わざわざ14節から持ってくる必要もなかったし、持ってきた結果また30万7,000円も不用額を出している。非常におかしい取扱いになっておりますので、

今後気をつけていただくか。できれば細節間なら細節間で流用可能ですので。気を付けていただきたいと思います。

ほかに質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（芹口誓彰君） ないようでしたら、これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。討論はございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（芹口誓彰君） 討論がないようでございますので、これから本件につきまして採決をいたします。認定第1号、平成26年度高森町各会計歳入歳出決算の認定につきましては認定することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（芹口誓彰君） 異議なしと認め、本件は認定すべきものと決定いたしました。

次に、議案第48号、平成27年度高森町一般会計補正予算について議題とします。総務課の説明を求めます。

○総務課長補佐（岩下 徹君） 課長補佐の岩下です。

一般会計補正予算書のまず5ページをお開きいただきたいと思います。

予算書5ページ、第2表債務負担行為補正ということで、追加の項目で3項目ございます。債務負担行為につきましては、財政のほうで取りまとめを行って、予算に計上させていただいておりますので、御説明させていただきますが、それぞれこの三つの項目をですね、平成32年の9月までリースをさせていただきたいということで、債務負担行為の設定でございます。

続きまして、次のページの6ページ。こちらも財政のほうでまとめております。第3表地方債の補正でございます。町道整備事業（辺地債）ということで、これにつきましては、町道片山下山線の改良工事を行っておりまして、施設の移転補償調査業務委託というのが新たに発生すると。こちら歳出予算でも300万円増額っておりますけれども、この折につきまして辺地債の300万円の増額ということで、地方債の補正を予算計上させていただいております。

続いて、1枚めくっていただいて、9ページをお開きいただきたいと思います。

歳入でございますが、地方交付税です。今回1億6,107万円ということで出させていただきました。平成26年度まで減額が続いておりましたけれども、今年度は平成26年度から比べますと、4%増ということになっております。ちなみに、県内の市町村の平均はマイナスです。減額でございましたが、本町は増額ということになりました。しかも4%の増額ということですから。県内では0.9%の減

額です。この余裕につきましては、新しくできた算定費目で、人口減少等特別対策事業費というのが、新しく平成27年度、今年から盛り込まれた関係で、新しいこの項目で、高森町が9,914万7,000円、そこで該当することになりました。この人口減少等特別対策事業費ということで、どういう特別対策なのかというと、例えば、減少率ですね、平成14年度から平成26年度までの人口減少率の数値ですとか、15歳未満の人口の減少率、あるいは、これは減少率ではないですけど、農産物の販売金額の規模別農家数ですとか、あるいは製造品の出荷額とかそういうのをまとめて、それで9,900万ほどうちは増えているというような現状です。ちなみに、他町村の状況を見てみますと、西原村は7%減です。去年からのとですね。うちは4%増です。逆にいうとそれだけ人口が減っている危ない状況、違う、危ないと言ったらいかんですけど、そういう減少が著しいというような部分もあるのかな。隣の南阿蘇村は0.4%の減です。去年からのとですね。産山村は2%の増です。小国町が3.2%増、南小国町はほぼ同額、阿蘇市も0.2%減ということで、大体県下平均0.9%減ですけど、うちは4%です。ちょっと複雑な心境であります。それだけ、そういう地域に手厚く交付税を配分しましょうというところの趣旨はあるのかなというふうに見えますけど。私もこれを見てびっくりしたんですね、全国平均下がっていると聞いたにもかかわらず、4%も増えたというのでですね。町の財政にとってはありがたいところかなというところで、一応、見たところでございます。そういう状況です。

○総務課長補佐（後藤一寛君） 総務課長補佐の後藤でございます。

同じ9ページの一番下の7目の土木費県補助金でございます。それは10ページの表のほうにきておりますので、すみません。先ほど、お手元にお配りしました、土砂災害危険住宅移転促進事業補助金ということで、県から入ってくる分でございます。300万円でございますが、もう一度、歳出のほうに出てきますので、そちらのほうで詳しくは説明させていただきます。

以上でございます。

○総務課長補佐（岩下 徹君） 同じく10ページの一番下の繰入金で、財政調整基金繰入金を1億2,827万9,000円減額させていただきました。普通交付税が増額の関係で、基金から繰り入れる予定だったの分を減額させていただきます。ただし、まだ今年の繰り入れる見込みが7,800万ほど、まだ財政調整基金から繰り入れるということで予算を上げているところでございます。

次のその下ですね、次のページに移りますが、繰越金につきましては、先ほど御説明しました6,000万の予算でしたが、3,352万9,000円の増額ということでさせていただいています。最後に21款の町債につきましては300万



円、辺地債の増額ということでございます。

○総合調整係長（緒方久哉君） 総合調整係の緒方です。

これから歳出の分の各項目について御説明を申し上げます。

12ページをお開きください。

総務費、5、1総務管理費、目1一般管理費のうち19負担金補助及び交付金について、2項目の補正を計上させていただいております。まず、創造くまもとの会負担金ということで、こちらについて御説明申し上げます。この会の主な活動の目的としては、県と市町村との共同体制に基づく地域活性化を掲げられている団体で、例えば、県を初め県内の各自治体の動向に重点を置いた政策の研究団体として、本町における各施策の推進、さらには先駆的なモデルケースの導入等について事業を採択するためにも重要な団体として位置づけておりますので、今回、その年会費として1万円を上げさせていただいております。

次に地域活性化協議会負担金6,000円について御説明申し上げます。この会は国会議員や地方議員、また地方首長等に、各関係者間による最新かつ詳細な情報共有により、特に国の緊急経済対策や補正予算の動向など、国が実施を予定している重要な各施策について常に把握して、各自治体における事業の企画及び採択に伝えるかというのを最重視されてる団体です。こちらにつきましても、2項目とも本町における各施策の実施について特に有意義な団体だと認められると思われまますので、今回2項目提案させていただいております。地域活性化協議会負担金6,000円です。

以上説明終わります。

○総務課長補佐（岩下 徹君） 課長補佐、岩下です。

次の2段ほど下、21目の庁舎等管理費で、13節委託料として44万3,000円、急速充電器の保守点検委託料ということで、これは草部出張所に電気自動車の急速充電器を設置しておりますが、これが今年の1月に設置しております、年間の保守、年に1回保守、それと電話サポートとやっていただくということになりますけれども、こちらの保守点検委託料を新たに計上させていただきました。

○総務課長補佐（後藤一寛君） 課長補佐の後藤でございます。

17ページをお開きいただきたいと思います。

17ページの一番上の消防費のほうです。2目の非常備消防費でございますが、これにつきましては、役務費で10万5,000円を上げさせていただきます。これにつきましては、携帯電話の通話料ということでございます。従来ですね、それぞれの職員は、それぞれの自分の携帯で仕事をしております。いろんなことを。特に消防主任であります、そのポストの分につきましては、担当が変わる度に、

防災関係機関あたりへの連絡の電話番号を、その都度その都度変えておりました。そこをちょっと検討いたしまして、そこは一つ1台役場のもので番号を同じものが必要ではないかということで、今回こうやって計上させていただいた次第でございます。

続きまして、次の防災管理費でございますけども、同じく役務費で2万6,000円を上げさせていただいております。これにつきましては、防災無線の免許の講習会に参加する分の受験料であります。今一番若い人で私より三つ上ですので、54歳の免許持ちの方が一番下でございますので、今、予定しておりますのが、26歳を今度受験させようというふうに思っております。それと19節の負担金補助及び交付金でございます。これが先ほど、歳入で御説明申し上げました土砂災害住宅の移転促進事業の県からの、入ってきた分をそのまま出すだけでございます。これについて、若干説明をさせていただきたいと思っております。昨年の広島の高雨災害以降ですね、土砂災害防止法自体が改正になっております。それによりまして大きく動いております、要するに土砂災害防止法に係る危険地域というのは、県の管轄の範囲でございます。従来、その地域はありましたけど、しっかりとした調査がなされておりました。それで、現在で高森町におきましては86件の危険箇所がございます。その中でレッドゾーンといわれる、この土砂災害危険住宅移転の対象となる家ですね、そのレッドゾーンの中に151戸の家がございます。これは住家でございます。住んでらっしゃる家。イエローゾーンに79件の家がございます。今回対象となりますのは、このレッドゾーンの151件が土砂災害危険住宅として、移転ができる移転の補助金の対象となっております。一応、この中で定めておりますのは、県内までの移転でございます、県から外に出られるのにつきましては対象外と。この300万に対して、もう一つ言うなれば、崖地の近いところに使える補助金が、国のほうが出しますけども、それが800万使える、その場所次第になりますけども、それを合わせれば1,100万という形になります。それで、県は全国で初めてというところで、今回これを組んでいただきました。県のほうにはですね。今、高森の段階では24件、県のほうの調査が終わって、今月と先月で2回ずつ地元説明会を行っておりますけども、今の段階では希望される家は1件もまだございません。それといたしますのが、従来何百年と高森に住んでらっしゃった方ばかりですので、おいそれと高森から出て行かれると、そういう意図はないというふうに私たちは捉えております。

この件に関しましては、以上でございます。

○総務課長補佐(岩下 徹君) はい。課長補佐、岩下です。

最後の18ページをお開きいただきたいと思います。

18ページの諸支出金で、ふるさと応援基金費への積立金ということになりますが、これにつきましては、税務課のほうでやっております、ふるさと納税の専用サイト、こちらの広告料を今度、歳出予算で上げられております。その財源について、寄附金を積み立てるところで予算組んでいた分を、その21万1,000円を寄附金への積立から事業費に充てるということで、今回、寄附金の減額をさせていただきます。最後に予備費でございますが、500万円追加をさせていただきます。今のところ、500万円追加いたしますと、予算上は1,239万円ということになりますけれども、現時点で7件の252万6,000円、既に充用をいたしております関係で、実際の予備費の残額につきましては986万4,000円ということになるところでございます。

以上で説明を終わります。

○委員長（芹口誓彰君） 以上で補正予算の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（芹口誓彰君） 質疑がないようでございますので、これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（芹口誓彰君） これで討論を終わります。

これから本案につきまして採決をいたします。議案第48号、平成27年度高森町一般会計補正予算につきましては原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（芹口誓彰君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、総務課に関連する付託案件につきましては終了いたしました。総務課の皆さんお疲れさまでした。

それでは、しばらく休憩したいと思います。2時15分まで休憩いたします。

-----○-----

休憩 午後1時58分

再開 午後2時15分

-----○-----

○委員長（芹口誓彰君） それでは、休憩前に引き続きまして、委員会を再開いたします。

本委員会に付託されました政策推進課関連の認定第1号、平成26年度高森町各会計歳入歳出決算の認定につきましてを議題といたします。

まず、平成26年度高森町一般会計歳入歳出決算の認定につきまして説明をお願いいたします。

○政策推進課長（甲斐敏文君） はい。政策推進課長の甲斐です。

決算事項の説明につきましては、事前に配付してありました資料のとおり、事業費100万円以上、不用額20万円以上を中心に、係長が説明を行いますが、予算額で100万円を超えていますけど、単体の事業費では超えてない分につきましては、割愛させていただきます。それと100万円以下ですね、特にこちらのほうで説明が必要であると認めるものについては説明させていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。それでは係のほうから説明させていただきます。

○委員長（芹口誓彰君） ちょっとまだあるんですね、そのほか流用と内容ですね、その必要性等につきましても説明をお願いしたいと思います。それではよろしくお願ひいたします。

○企画政策係長（馬原孝平君） 企画観光係長の馬原でございます。お世話になります。

それでは早速、決算書の71ページのほうをお開きください。

こちらが企画費のほうとなっております、こちらの10段目、19負担金補助及び交付金、金額が4,072万5,986円となっておりますけれども、こちらの内訳といたしまして、阿蘇広域事務組合の負担金1,169万3,000円、それと町民バスになります地方バス運行特別対策補助金2,775万円、こちら等含めて4,072万5,986円となっております。

○まちづくり係長（今吉輝子君） まちづくり係、今吉です。

同じく70ページ、71ページの2款総務費、1項総務管理費、11目企画費の中の8の報償費の3万1,000円分の流用分なんですけども、こちらのほうは、財団法人の地域活性化センターより補助交付金をいただきまして、「高森じかん」という滞在型プログラムを開催してございましたけども、そちらの分で予算の執行上、不足分と多い分がありましたので、そちらのほうで3万1,000円を流用しております。その下の9の旅費の分になりますけども、こちらのほうは当初、業者のほうに委託するつもりで、向こうの業者の分の交通費として組んでおりましたが、町のほうで直接するようになりましたので、その分を視察研修のバス費用に充てておりますので、その分の16万7,000円を流用しております。その下の13の委託料の328万1,880円ですけども、主なものとしましては、観

光人数調査を昨年度しまして、その委託料としまして298万1,880円を支出しております。

次の12目の地域振興費について説明いたします。9の旅費の不用額が31万1,747円出ておりますけれども、こちらは、主なものとしましては、最終補正時には新年度に実施する事業についてする予定でありましたけれども、視察等行う予定であったのですが、向こうとの調整がつかずに不用額が生じております。

**○企画政策係長（馬原孝平君）** 企画観光係長の馬原でございます。

次の73ページのほうをお開きください。

同じく地域振興費の上から2段目、負担補助及び交付金、こちら454万7,000円となっておりますけれども、こちらのうち250万円が宝くじコミュニティ助成事業となっております。こちらのほうでは上在区での防災の無線等のほうを設置しております。同額また歳入のほうでも上がっております。

続きまして、同じページの負担金補助及び交付金になりますけれども、こちらのほうは、太陽光発電の補助とペレットストーブの補助のほうがございます、太陽光発電の設置補助金のほうが交付件数5件の25万円、ペレットストーブ等設置等補助金のほうが7件の65万4,000円となっております。

同じく79ページになりますけれども、こちらの上から3段目、情報管理費の負担金補助及び交付金になりますけれども、こちら4億3,081万円のうち4億3,000万円のほうが情報通信基盤整備事業を行っております。こちらのほうは、高森光ネットワークとの契約により、光ケーブルを各世帯に設置し町内全域における高度な情報環境整備を進めておりまして、昨年度は草部、野尻地区の整備を実施しております。こちらのほうが25年度のほうで高森、色見地区のほうの整備が終了しておりまして、26年度をもって全地区の整備が終了しております。

**○まちづくり係長（今吉輝子君）** まちづくり係、今吉です。

21目の地域づくり対策事業費になりますけれども、こちらのほうは全て現在、地域おこし協力隊のほう1名雇用しておりまして、その分の隊員に係る費用として全てその分を負担金になっております。

**○企画政策係長（馬原孝平君）** 企画観光係長の馬原でございます。

同じページの22政策推進費、こちら需用費、委託料、使用料合わせて580万2,000円となっておりますけれども、こちらのほうは、農林水産省の交付金事業であります「美しい農村再生支援事業」のほうを活用させていただきまして、草地保全啓発のための自主放送番組の制作、草地保全啓発カレンダーの制作及び配付、草地保全学習教育の制作（こちら紙芝居になっております）、それとあか牛を用いた食育の日の啓発活動を実施しております。こちらは2カ年事業となっ

ておりまして、今年度も予算のほう計上させていただいております。10分の10補助となっております。

○まちづくり係長（今吉輝子君） まちづくり係、今吉です。

80ページ、81ページをお開きください。

26目の過疎集落等自立再生緊急対策事業費になります。こちらのほうの19節の負担金補助及び交付金の806万4,354円ですけども、こちらのほうは、総務省の過疎集落等自立再生対策事業で800万円の採択をいただいております。山と森の暮らし研究会を事業主体として、観光立町推進基本計画に基づいた4つの事業を行っております。

続きまして、132ページ、133ページをお開きください。

6款の商工費、1項商工費、3目観光費の中の19節負担金補助及び交付金のほうで、不用額が55万314円出ておりますけども、こちらのほうは、最終補正時に額が決定したのものについては減額を行ってございましたが、地域コミュニティ活動推進事業を20件募集してございましたが、結果14件の申請であり、また事業期間も3月31日であったため、減額できずに不用額が生じております。

○委員長（芹口誓彰君） 以上ですか、歳入は。

○政策推進課長（甲斐敏文君） 歳入ですか。歳入、主なものだけ。

○まちづくり係長（今吉輝子君） 主なものだけ。まちづくり係、今吉です。

36ページ、37ページをお開きください。

歳入のほうになりますけども、14款国庫支出金、2項国庫補助金、2目総務費国庫補助金の4節過疎地域等自立活性化推進交付金になります。これは先ほど御説明いたしました、山と森の暮らし研究会で行いました事業費について、国のほうから800万円の歳入を上げております。

○企画政策係長（馬原孝平君） 続きまして、45ページのほうをお開きください。

上から7番目、子育て世帯プレミアム商品券事業補助金、こちらのほうは3,622万2,400円国庫補助のほうで上がっておりますけれども、事業のほうは今年度へ繰り越しております。

○まちづくり係長（今吉輝子君） まちづくり係、今吉です。

56ページ、57ページをお開きください。

20款の雑収入、4項雑入、2目雑入の2節雑入なんですけども、この金額のうちの200万円のほうを、一般財団法人地域活性化センターから移住交流による地域活性化事業助成金としまして、200万円いただいております。こちらは先ほど御説明いたしました企画費の中で行いました体験プログラム「高森じかん」の助成金になっております。

以上です。

○企画政策係長（馬原孝平君） 企画観光係長の馬原でございます。

同じく56ページ、4項雑入の2目雑入の、この2,744万8,231円うちの250万円につきましては、先ほど御説明申し上げました、宝くじコミュニティ事業として歳入が入っております。

以上です。

○委員長（芹口誓彰君） いいですか。以上、政策推進課の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。ありませんか。

なければ、私のほうから一点。67ページ。すみません。71ページだったです。地域振興費、賃金の6万と報償の5,000円、これは全く執行がなされておられませんけれども、何か。ないなら後で調べて。

○まちづくり係長（今吉輝子君） いいですか。後で調べて、また報告いたします。

○委員（立山広滋君） よろしいですか、立山です。

○委員長（芹口誓彰君） はい、どうぞ。立山委員。

○委員（立山広滋君） さっき言ったテレビ、世帯については終わったてばってん、加入率はどのくらいになる。

○企画政策係長（馬原孝平君） 加入率がですね、現在90%は超えております。また、こちらも詳しいパーセンテージもこちらで確認して。

○政策推進課長（甲斐敏文君） よろしいですか。加入率ということですけど、住民票をそのまま置いた方で、例えば施設に入られてるという、そういう方はいらっしゃるんですよね。ですから、そういう方は私のほうに名簿をもらって、私のほうで調査して、落としてるんですよね。ですから、そういうような調査がまだ進んでないところがありますので、多分今92%か93%いってると思いますが、そういうことを落としていけば、もうちょっと加入率は上がるんじゃないかというふうに思ってます。

○委員長（芹口誓彰君） いいですか。

○委員（立山広滋君） はい。よろしいです。

○委員長（芹口誓彰君） ほかに発言ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（芹口誓彰君） なければ、これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。討論はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（芹口誓彰君） これで討論を終わります。

これから本件につきまして採決をします。平成26年度高森町一般会計歳入歳

出決算の認定につきましては認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（芹口誓彰君） 異議なしと認め、本件は認定すべきものと決定いたしました。

次に、平成26年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計歳入歳出決算の認定について、政策推進課の説明を求めます。

○企画政策係長（馬原孝平君） 企画観光係長の馬原でございます。

318、319ページをお開きください。

高森町鉄道経営対策事業基金特別会計といたしまして、歳入のほう基金の繰り入れが400万円、それと民間基金3万4,000円、自治体基金24万円の427万3,594円を調定で上げさせていただいております。

続きまして、321ページのほうお開きください。

こちら、427万3,594円を負担金及び交付金積立金として、歳出で上げさせていただいております。

以上となります。

ちなみに、現在の基金残のほう、1億8,179万7,994円となっております。

以上です。

○委員長（芹口誓彰君） ただいま本件につきまして、政策推進課の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（芹口誓彰君） ないようでございますので、これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（芹口誓彰君） ないようですので、これで討論を終わります。

これから本件につきまして採決をいたします。平成26年度高森町鉄道経営対策事業基金特別会計歳入歳出決算の認定につきましては認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（芹口誓彰君） 異議なしと認め、本件は認定すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第48号、平成27年度高森町一般会計補正予算につきましてを議題といたします。政策推進課の説明を求めます。



○政策推進課長（甲斐敏文君） 政策推進課長の甲斐です。

一般会計補正予算（第4号）につきまして、予算書に沿いまして歳入歳出、係長のほうから説明いたします。

○企画政策係長（馬原孝平君） 企画観光係長の馬原でございます。

予算書の9ページのほうをお開きください。

歳入といたしまして、14国庫支出金、2国庫補助金、2総務費国庫補助金、3地域住民生活等支援のための交付金といたしまして、地方創生先行型交付金上乘せ分、タイプⅡ、1,000万円計上させていただいております。これは地方版の総合戦略を策定した市町村のほうに支払われる予定の交付金となっております。

続きまして、15県支出金、2県補助金、2総務費県補助金、6地域づくり夢チャレンジ推進補助金といたしまして、500万円計上させていただいております。こちらのほうは、後ほど歳出のほうで説明させていただきますけれども、地方創生先行型交付金の給付に伴いまして行う事業をより効果的にするために、併せて県の地域づくり夢チャレンジ推進補助金のほうを申請するものとなっております。

続きまして、10ページをお開きください。

15県支出金、3県委託金、2総務費県委託金、こちら統計調査費委託金といたしまして、21万9,000円減額させていただいております。こちらのほう、国勢調査費として16万4,000円、工業統計調査費として5万5,000円減額させていただいております。こちらは県からの委託金の確定に伴う減額となっております。

続きまして、11ページ、20諸収入、4雑入、2雑入の2雑入といたしまして、64万円上げさせていただいているうちの、阿蘇地域元気再生支援事業助成金として50万円上げさせていただいております。こちらのほうは、6月の補正で採択いただきました高森町のパンフレットの作成に伴いまして、阿蘇地域振興デザインセンターのほうに補助金の助成申請のほうをしましたところ採択されましたので、雑入のほうで上げさせていただいております。

歳入については以上となります。

続きまして、歳出。12ページをお開きください。

2総務費、1総務管理費の24住民生活等緊急支援総務事業費、こちらのほうの13委託料といたしまして、プロジェクションマッピング等周知広報業務委託料を1,050万円計上させていただいております。こちらの内訳といたしましては、500万円のほうを先ほどの地方創生先行型交付金上乘せ分も、それと500万円のほうを地域づくり夢チャレンジ推進補助金で、残額の50万円のほうを

一般財源のほうから上げさせていただいております。こちらのほうも、6月に採択いただきました湧水トンネル公園のプロジェクトマップ等設置に伴いまして、その効果をより高いものとするために開催するイベントでありますとか、周知広報事業に係る経費となっております。

続きまして、同じく24住民生活等緊急支援総務事業費の19負担金補助及び交付金のほう御覧ください。こちらの、女性が輝く地域づくり事業市町村負担金といたしまして、500万円計上させていただいております。こちらのほうは、本年の8月28日に成立いたしました女性活躍推進法に伴いまして、地方創生の実現のために女性の活躍推進は不可欠であり、時代のニーズにあった政策となりうるために計上いたしましたものです。こちらについては、本町と菊池市それと合志市の3市町共同で取り組む事業となっております。またですね、民間にも広く募集をいたしまして、女性中心として官民広域連携で組織する組織体制を築いていく予定としております。

**○まちづくり係長（今吉輝子君）** まちづくり係、今吉です。

その下の段になりますけども、まちづくり会社（仮称）実践事業補助金としまして、3,088万6,000円のほう計上しております。この会社は観光立町推進基本条例に基づきました計画の中で、最優先科目でありました観光事業推進組織の構築と併せまして、人口が少ない町であることを強みに、行政主体の町づくりから民間活力を生かした官民共同の町づくりと転換し、町の課題を解消するための組織の設立準備のための費用として計上しております。なお、この事業は地方創生先行型交付金（上乘せ）タイプIで現在申請中であります。今期の採択、不採択にかかわらず実行する予定であるため、今回計上しております。

以上です。

**○企画政策係長（馬原孝平君）** 続きまして、13ページをお開きください。

2総務費、5統計調査費の2工業統計調査費、こちらのほう6万5,000円計上させていただいておりましたが、全額減額させていただいております。こちらのほうが本年度、国勢調査のほうの実施年となっております、工業統計調査のほうが実施されないための減額となっております。

続きまして、同じく2総務費、5統計調査費の3国勢調査費のほうとなっております。こちらのほうは交付金の決定に伴いまして、報酬のほうを18万8,000円、職員手当等のほうを15万円、それぞれ減額させていただいております。また、共済費のほうを2,000円、賃金のほうを16万9,000円、需用費のほうを4万8,000円増額させていただきまして、計11万9,000円減額させていただいております。

続きまして、15ページをお開きください。

15ページの一番下になります。6商工費、1商工費、3観光費のほうとなっておりますけれども、こちらは13の高森町観光立町人材育成業務委託料を100万円減額させていただきまして、19の負担金補助及び交付金のほうで、同じく高森町観光立町人材育成業務負担金60万円計上させていただいております。こちらのほうは、阿蘇デザインセンターのほうが観光庁のほうに申請をしております、観光圏関係事業というものがございまして、こちらのほうに本事業のほう採択されたことに伴いまして、観光庁から4割補助金が出るような形になっております。事業内容は高森町ですのと変わりませんけれども、事業主体が阿蘇地域振興デザインセンターのほうとなりますので、委託料を全額減額させていただきまして、その4割、40万円を引いた60万円をデザインセンターへの負担金という形で計上させていただいております。

以上でございます。

○委員長（芹口誓彰君） ただいま、政策推進課の説明が終わりました。この補正予算につきましては、この議題の前のほうに補正予算概要書等につきまして詳しく記載をされております。この件につきまして補足説明なり、また質疑等があればお受けしたいと思います。どなたか。岩下委員。

○委員（岩下健治君） 補足説明をしていただきましょう。

○委員長（芹口誓彰君） もう少し何かこの件について何かあれば、説明をしていただきたいと思います。概要書につきまして。

○政策推進課長（甲斐敏文君） 政策推進課の甲斐です

今、進めております地方創生につきまして、上乘せ交付金が今回申請をいたしております。先ほど申し上げましたように、タイプⅠ、タイプⅡというのがありまして、タイプⅠというのは先ほど言いましたまちづくり会社の設置ですね、これの費用を現在、国のほうに申請中であります。しかし、これにつきましては、大変ハードルが高いということで、歳入予算のほうに充てまして立てておりません。タイプⅡにつきましては、先ほど申しましたプロジェクトマップと女性が輝く地域づくり事業、それに充てるようになっております。それにつきましては、タイプⅠよりもタイプⅡのほう採択率が高いとみて、それは歳入予算に計上させていただいております。きのうの新聞だと思っておりますけど、出ておりましたタイプⅠ、事業費で3,000万から5,000万の分ですけど、これは県で17町村が申請をされております。45町村のうちですね。国全体で659町村で417億円の申請が上がっております。それと、タイプⅡにつきましては、県で23カ町村、3カ市町村申込みがっております。国全体では698市町村で、

事業費としまして68億円の申請が上がっている状況です。最初申し上げましたように、300億の枠につきまして、現在合計485億円の要望があっているということで、ただ、厳しい査定が行われるというふうに思っております。こっちを見てもらってよろしいでしょうか。補正予算の概要書のほうですけど、プロジェクションマッピングと周知広報ということで、タイプⅡで申請しております関係上、500万円の国庫補助、それと夢チャレンジで500万円と、一般財源、この対象にならない分がある可能性がありますので、一般財源を50万みております。このプロジェクションマッピングにつきましては、現在入札の準備をしております、大体12月、いつかな。

○企画政策係長（馬原孝平君） 一応、今現在は12月末に、はい。

○政策推進課長（甲斐敏文君） 12月末にはプロジェクションマッピング自体はできあがりますので、その後に、この周知広報事業を展開していきたいというふうに思っております。

2番目の女性が輝く地域づくり事業市町村負担金ですけど、これは先ほど申しましたように、合志市、菊池市、それと高森町が3町で広域連携による官民広域連携による事業です。これは先ほど説明しましたように、タイプⅡで申し込んでおります。

それと3ページ目のまちづくり会社実践事業ということで、これをタイプⅠの事業で申請しておりますが、いずれにしてもこの事業は町長の政策提言にも掲げてありますように、来年4月1日立ち上げたいと思っておりますので、タイプⅠの事業の不採択の場合にもこの事業はぜひ取り組みたいと思っておりますので、予算計上させていただきました。

以上、予算の概要書に記載されている政策推進課分です。よろしく願います。

○委員長（芹口誓彰君） ただいま、予算書並びに概要書につきまして説明がありました。これにつきまして御質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。岩下委員。

○委員（岩下健治君） 2番、岩下です。

けさの新聞かな、きのうですね。そもそも、まちづくり会社（仮称）の実践事業の補助金は町長の政策集にもものつとるからもうやりたいと。今の現状で見ると全然つかめてませんか。10月末としてあったかな。

○政策推進課長補佐（定光貴史君） 早く伝えたくもということですか。

○委員（岩下健治君） うん。

○政策推進課長補佐（定光貴史君） 政策推進課の定光ですけれども、現状では8月

末日に申請書を出して、今審査されているところですけども、国のほうでも、国から手を放してというか、有識者会議においてこのタイプ I 申請書の全団体分を審査します。いったところで、まだ手応えみたいところは、実際、聞きこめてないところです。

○委員（岩下健治君） 付けばいいんだけど結構金額は大きいものだから、付くと付かんとでは10月末まで待てんわけでしょ。予算がどうこうということじゃなくて、その動向がですね、分かればよかかなと思って質問をいたしました。

○政策推進課長補佐（定光貴史君） 01になるのか、減額になっての採択になるのか、そういったところも全くまだ分からないところです。

○政策推進課長（甲斐敏文君） 政策推進課長です。

今、岩下委員言われたように、新聞に載っておりましたが、総件数で1,255件募集があつてます。うちのこのまちづくり会社の設立は、まちづくり事業で申込みをしてるわけですよ。観光が357件、まちづくり事業が171件ということで、そうなればちょっと観光よりもハードルが低かったからということを考えてます。

○委員（岩下健治君） 少しは希望持つとるわけ。

○政策推進課長（甲斐敏文君） 大いに希望持ってます。

○委員長（芹口誓彰君） ほかに。はい、興柁委員。

○委員（興柁壽一君） 興柁です。

今の件ですが、まちづくり会社ですね、会社ということになれば、この3,000万のうちから出資かなんかをされる予定なのかな。途中がないですよ、3000万の使い道について。

○まちづくり係長（今吉輝子君） まちづくり係、今吉です。

この中の3,000万は組織を立ち上げるための準備で、内訳としましては、空き家の改修が1,200万を考えております。それ以外は、外への情報発信をちょっと強化したいというところで、その組織の情報発信のツールとしまして、ホームページの立ち上げと、あとは外国人観光客もかなり多くいらっしゃることも考えまして、そのあたりにタブレットを活用した多言語での御案内ができるようなものの構築を併せて、その分が主な予算分けになります。

○政策推進課長（甲斐敏文君） 政策推進課長、甲斐です。

今の説明に補足したいと思います。このタイプ I の事業につきましては、あくまでもソフト事業が主体なんです。ハードにつきましては、50%以下に抑えろというような指示がきております。今お話ししましたように、この空き店舗を利用して、まちづくり会社をつくる場所ですね、その改修費用に約1,20

0万みております。これは具体的に所有者の許可を得て、あとは認可が下りればすぐ着工というような形にもっていております。それと、ホームページの立ち上げにつきましては、やっぱり一番広報するのはホームページがいいだろうということで、それについて約1,100万ぐらい考えております。そういうことで、約3,000万ということです。ですから、資本金として使うものじゃありません。今後は、町からの資本金とかは次回の予算とかでまた必要になってくると思われるので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○委員（興柁壽一君） 興柁です。

要するに、町とは独立した会社を将来設立されるということですね。そこで運営をしていくと。それに対してのいわゆる補助金というような感じで取っていいんですか。

○政策推進課長（甲斐敏文君） これですか。はい、そうです。

○委員（興柁壽一君） 分かりました。それと、トンネルのプロジェクションマッピングですね、当初の予算と合わせて、もう2,500万になるのかな。全てじゃなくて、前はこれ見ますと、約700万ほどは一般財源ですかね。

○企画政策係長（馬原孝平君） 他の収入のほうもありましたのでですね。

○委員（興柁壽一君） 今回、見たら1,000万ですか。

○政策推進課長（甲斐敏文君） 1,050万です。

○委員（興柁壽一君） 合わせて2,500万ほど、このマッピングに予算がいくような感じですか。ほとんど補助金ということですが、効果は課長のほうがずっと前回から説明されておりますけども、先ほど、生活環境のほうにもですね、公園の整備もちょっと指摘があったんですよ。その辺も合わせた方向でしないと、誘客が本当にできるのかなという心配はしてるんですよ。中のほうはこんなにお金かけて整備される、外のほうはまだ手作業で整備されているような感じですので、できればこのあたりも一緒に生活環境と併せて誘客にさせていただくならというふうに思っておりますけども、どうですかね。

○政策推進課長（甲斐敏文君） 政策推進課長の甲斐です。

御承知のとおり、トンネルの中につきましては手数料を取っております。ふだんは手数料を取っているところは補助金はつかないわけですよ。今回は、プロジェクションマッピングは6月の補正予算で計上しておりますけど、1,500万。これは単独分で補助金はつきませんので行います。ただ、これの宣伝につきましては、今回、国の地方創生の関係で、つくということですので、そこに充てているわけですよ。トンネルの外につきましては、今後、料金を取っておりませんので、いろんな補助金とかも見つければあると思ひますので、その辺は生活環境

課ともっと協議をしながら、現実的に整備していきたいというふうに思っております。

○委員（興梠壽一君） 内容につきましては、そういったプロジェクションマッピングでやる、外は担当が行って手作業で泥のけや草切りをしょっと、観光政策として一体的に取り組みがどれだけかという質問。

○政策推進課長補佐（定光貴史君） 政策推進課補佐の定光ですけれども、まず中を整備させていただいて、まず、トンネルに来たことのない方、また今まで来てた方も中が変わればもう1回来てくれると、そういったところで入園料が増えればですね、また外に回せる金というのもその中でできてくると思いますので、その財源なんかも活用しながら、今後、外も一体的に整備していこうというような考えをこちらのほうでも考えてはおります。

○委員長（芹口誓彰君） ほかにございませんか。はい、どうぞ岩下委員。

○委員（岩下健治君） 2番、岩下です。

今、湧水トンネルの話が出ましたけれども、藻の話を観光に言っているのかどうか分らないですけども、これは非常に農業用水との問題が絡んでおりますので、そこ辺も話をびしゃっとしていかんと、あの藻はちょっと解決せんと思いますけども、いかがでしょうか。

○政策推進課長（甲斐敏文君） 政策推進課長の甲斐です。

トンネルの中から出た水につきましては、その末端で津留南在のほうの農業用水に使用されているということは事実です。あまりにも冷たすぎて今のような施設がつくってあると、農業用にするためには少し温めないといけないだろうという、そういうようなことを私も聞いております。まだ、緩やかな流れにして、そして温度を上げて、それから田んぼの水に引くということになってるということです。ですから、そうした場合、藻の発生がどうしても必要になってくるわけですよ。ですから、私たちとしては、あそこの流れを急にしてですね、ワサビとかそんなのの栽培も考えておりましたけど、そういうようなまだ条件というか、そういうことがついていくということで、今のところ手は出せないという状態でしたので、藻の発生については、手で取るしかないのかなというふうに考えております。

○委員（岩下健治君） 2番、岩下です。

ただ、農業用水がいる用水時期と、非灌漑用水時期とで違うのかな。灌漑用水時期でない時は、こっちに流されるということで、結局、ある程度藻も流れるように、河川のほう放流というかそういうふうにしてるからですね。問題は一番暖かい時には、今言ったような話になるもんだから、あそこが藻が生えるというこ

と。そこら辺を農業用水の組合というかそこらと話ができて、例えば仮に、雨が降る梅雨時は二遍とか三遍とかそんな全部流させてくださいとかいう話ができればですね、月に、なんて言うのかな、そうすればちょっと違うのかなという感じはしてますけど、そこは組合との約束事もあるようですので、そこ辺をちょっと調べて、できればそういうふうにしてほしいなというふうには思っております。

○政策推進課長（甲斐敏文君） 分かりました。

○委員長（芹口誓彰君） 本田委員。

○委員（本田生一君） 8番、本田です。

先ほどの生活環境課とお話をしまして、一応、観光地になって観光地に人が来る、そして今回は特にこのプロジェクションマッピングつくって金をかけてやる、そして湧水トンネルに客がいっぱい来るけどもですね、先に周辺整備がなされていないと、やっぱりつくった意味がないんじゃないかとの話がさっき出て、それはどうにかせないかなという話をさっきしよったんです。課長から今答弁がありまして、農業用水で温度を、つくり勾配をなんかこうしながらできて、水の流れを速くしてあとは藻ができないようにできないかなとかと皆で話したんですよ。だからそこら辺があればですね、やれる。そこらあたりを協力しながらですね、やっていかんといかんし、特にこういう観光地はそこら辺の周辺整備もよろしくお願いをできますなら協力してやっていきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（芹口誓彰君） どうぞ。

○政策推進課長（甲斐敏文君） 政策推進課長の甲斐です。

岩下委員が言われたとおり、相手方との話合いを持ちながら、できるだけ観光地としても成り立っていくし、農業用水でも成り立っていくような両方役に立つような方法を考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（芹口誓彰君） ほかに発言はございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（芹口誓彰君） ないようでございますので、これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（芹口誓彰君） これで討論を終わります。

これから本案につきまして採決をいたします。議案第48号、平成27年度高森町一般会計補正予算につきましては原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]



○委員長（芹口誓彰君） 異議なしと認め、本案については原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、政策推進課に関連する付託案件につきましては終了いたしました。政策推進課の皆さんお疲れさまでした。

-----○-----

○委員長（芹口誓彰君） 本委員会に付託されました、議会事務局関連の認定第1号、平成26年度高森町各会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

議会事務局の説明を求めます。

○議会事務局長（佐藤幸一君） はい。議会事務局の佐藤です。

まず決算ということでございますので、牛嶋委員も今回初めてということでございますので、節ごとにちょっと詳しく係長のほうから説明をさせますので、また議会活動の中身と予算はどんなものかということも分かっていたかと思っておりますので、よろしく願いいたします。それでは、係長お願いします。

○議会事務局係長（白石孝二君） 議会事務局庶務係長の白石です。よろしく願いします。

平成26年度高森町歳入歳出決算について御説明申し上げます。

お手元の決算書61ページをお開きください。60、61です。よろしいでしょうか。

議会事務局で所管しております歳出予算につきましては、1款議会費、2項議会費、1目の議会費のみです。今回、改選後の初の決算ということで、各項目について簡単ですが御説明をいたします。まず1節の報酬につきましては、こちらは議員さんの報酬になっておりまして、不用額が2円残っておりますが、こちらは昨年12月に常任委員長の交代がありましたので、日割計算上でその端数が2円残っております。

続きまして、2節の給料につきましては、事務局職員の給料、人件費として支払っております。3節の職員手当等につきましては、議員さんの期末手当として6月と12月に支払いを行っている分であります。4節の共済費ですが、こちらは、現在、退職された議員さんに退職年金を支払っておりますが、そちらの給付費の公費負担分として議員共済会に支払っている分となっております。

続きまして、8節の報償費です。26年度については、本町の議員さんの研修会の講師謝礼ということで、10万円を計上しておりましたけども、改選後の27年度に実施したほうがより効果的ではないかということで、3月補正で10万円を減額しております。その関係で節が上がっております。

続きまして、9節の旅費ですね、不用額が14万4,740円となっております

けども、こちらは、急な上京とか出張等に対応できるように余裕をもって積算をしていたため、少し多めに残っております。

次の10節交際費、こちらは町内に限らず各種行事に対する御樽代などとして支払っている分であります。11節需用費につきましては、各種書籍の追録代、また燃料費、あとは議会広報の印刷代ですね、こちらのほうを需用費として支払っております。

続きまして、13節の委託料、こちらは不用額が28万5,692円出ております。こちらは、会議録の作成について本会議や常任委員会で延長がある可能性がありますので、あと臨時会の開催があるのも考慮して余分に計上していたために、不用額が20万以上ございます。

次の14節使用料及び賃借料につきましては、こちらは議員の全体研修時のバス借上料が主になっております。18節の備品購入費につきましては、今年の11月、こちらの委員会室に常設しておりますブルーレイディスク内蔵テレビを購入しております。こちらはT P Cの本放送に伴います議会中継内容を確認するために中継を撮っておりますので、こちらをDVDに入れて確認するために購入しております。

最後に19節負担金補助及び交付金につきましては、こちらは阿蘇郡の議長会の負担金ですね、こちらが主となっております。

以上、御説明しましたけども、議会費の決算については以上です。

○委員長（芹口誓彰君） ただいま、本件につきまして議会事務局から説明がありました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（芹口誓彰君） 質疑がないと認めます。

続いて討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（芹口誓彰君） 討論なしと認めます。

これから本件につきまして採決をいたします。認定第1号、平成26年度高森町各会計歳入歳出決算の認定につきましては認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（芹口誓彰君） 異議なしと認め、本件は認定すべきものと決定しました。

次に、議案第48号、平成27年度高森町一般会計補正予算につきましてを議題といたします。

議会事務局の説明を求めます。

○議会事務局長（佐藤幸一君） 議会事務局、佐藤です。それでは係長のほうから、また詳しく御説明しますのでよろしく願いいたします。

○議会事務局係長（白石孝二君） 議会事務局庶務係長の白石です。

それでは、平成27年度高森町一般会計補正予算について御説明申し上げます。補正予算書の12ページをお開き願います。

12ページの一番上ですね。議会費のところです。1款、1項、1目の13節委託料につきまして、会議録PDF作成業務委託料を42万2,000円計上いたしております。これは過年度の議会の会議録を町のホームページ上に載せるための経費となります。現在、会議録を作成委託しております株式会社アクセスというところに、過年度の元データの議事録がございます。その元データをPDFという、変更とか修正ができないファイル、要するに閲覧するだけのファイルに変換をして、その変換したファイルをホームページに載せるということで、平成13年からデータを変換しますので、約15年分。1年分が2万8,080円かかりますので、合計で42万2,000円を計上しております。過去の会議録をアーカイブ化することにより、より開かれた議会を推進するものと考えております。

以上、簡単でございますが、補正予算の説明とさせていただきます。

○委員長（芹口誓彰君） 本件につきまして議会事務局から説明がありました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（芹口誓彰君） 質疑がありませんので、質疑を終わります。

続いて討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（芹口誓彰君） これで討論を終わります。

これから本案につきまして採決をいたします。議案第48号、平成27年度高森町一般会計補正予算につきましては原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（芹口誓彰君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、議会事務局に関連する付託案件につきましては終了いたしました。議会事務局の皆さんお疲れさまでした。

-----○-----

○委員長（芹口誓彰君） 続きまして、日程第2、所管事務の閉会中の継続調査につきまして審議いたします。

閉会中の継続調査につきましては、1、行財政の運営に関する事項、2、地域振興に関する事項、3、町有財産の管理に関する事項、4、環境衛生に関する事項、5、町税に関する事項、6、防災に関する事項、7、地籍調査に関する事項、8、商工の振興に関する事項、9、観光の振興に関する事項、以上、9事項を閉会中の継続調査事項とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（芹口誓彰君） 異議なしと認め、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これで総務常任委員会を閉会いたします。

長い時間、御苦勞さまでございました。

-----○-----

閉会 午後3時20分

平成 27 年第 3 回定例会

文教厚生常任委員会会議録

平成 27 年 9 月 11 日

高 森 町 議 会

## 平成27年第3回定例会文教厚生常任委員会記録

平成27年9月11日

開会 午前10時00分

-----○-----

○委員長（立山広滋君） おはようございます。定足数に達しましたので、文教厚生常任委員会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

○委員長（立山広滋君） 日程第1、本委員会に付託されました議案について審議いたします。

まず、本委員会に付託されました住民福祉課関連の認定第1号、平成26年度高森町各会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

職員の方に申し上げます。発言される前に所属と氏名を言って発言してください。また、事務局より通達してあると思えますけれども、事業費100万円以上、不用額20万円以上、その他それに該当しなくても説明が必要な場合は説明方お願い申し上げます。

それでは、住民福祉課の説明を求めます。

○住民福祉課長（阿南一也君） 住民福祉課、阿南と申します。よろしく申し上げます。

それでは、決算書に基づきまして報告させていただきますが、福祉部門につきましても、ほとんど事務的なものが100万円以上ありますので、必要な分についてだけというのでよろしいでしょうか。

○委員（佐伯金也君） ああ、よろしいです。

○住民福祉課長（阿南一也君） それでは、決算書に基づいて御報告させていただきます。

○委員（佐伯金也君） 係長、決算において事業を進行していく上において、人件費とかなんとかでの不用額が出た分についてはもう私はいいと思う。それ以外に委員から質問があれば、それは答えてください。それとあと、事業費、要するに当初予算で事業を打ち出してその事業費がもう大きく誤差があったとか、それについては理由も添えて説明するぐらいですね。もう細々と、監査委員さんもいらっしやいますから、そんな説明というのはもう省ければ省いてください。気づいたところがあれば委員さんのほうから質問します。

○委員長（立山広滋君） 名前を言って発言をお願いします。

○委員（佐伯金也君） 佐伯でした。

○福祉係長（岩下雅広君） 福祉係、岩下です。

それでは、歳入歳出決算書の説明をしたいと思います。決算書の29ページをお開けください。

歳入の12款、第2項、第3目の第3節と第4節でございますけども、児童福祉費の負担金の現年分と滞納繰越金の金額となっております。現年分の収入未済額は10万3,000円、滞納5名の方の分です。その次の第4節の滞納繰越金といたしまして45万8,970円、滞納19名の方です。この金額につきましては、現在現年分につきましては1名のみとなっております。金額的には3万円が残っております。第4節の滞納繰越額につきましては、人数は変わりませんが金額が2万円減りまして43万8,970円となっております。

続きまして、31ページの13款使用料及び手数料、第1項の使用料の第3目民生使用料の第2節と第3節の児童福祉施設の使用料につきまして、現年分と滞納分があります。現年分につきましては1万2,000円の収入未済額ありますが、現在これは全て完納しております。滞納繰越分はありません。

続きまして、35ページをお願いします。

第14款、第1項、第3目の第7節臨時福祉給付金と第8節子育て世帯臨時特例給付金でございますけども、こちらは全額国からの補助を受けまして、臨時福祉給付金で2,107名の方に1万円を支給しております。その内1,303名の方につきましては加算額が付きまして1万5,000円の給付をしております。次の第8節の地方自治体福祉特例給付金につきましては、598名の児童に対しまして1万円の支給をしております。こちらも全額国庫補助です。

続きまして、45ページをお開けください。

こちらは、民生費県補助金の繰越明許費でございますけども、第10節の子育て世帯プレミアム商品券事業補助金といたしまして65万円が入っています。こちらは平成27年度、今年度において現在実施中です。次の第11節の緑の産業再生プロジェクト促進事業補助金につきましては、色見保育園の園舎の新築工事の補助金となっております。次の14節の子ども・子育て支援新制度に係る電子システム構築事業補助金といたしまして、本年4月1日から施行されました子ども・子育て支援新制度に伴いますシステムの構築に係る補助金です。こちら全額国から補助金が来ております。

○人権同和啓発係長（高崎康誌君） 人権同和啓発係の高崎です。

57ページを御覧ください。

2節住宅新築資金貸付金元利収入と33万5,330円、これが未納となっております。

ります。3節の住宅新築資金貸付金元利収入過年度分ということですね、収入額が154万7,451円、未納が2,297万6,246円未納で滞納者が8名という形となっております。

以上です。

○福祉係長（岩下雅広君） 福祉係、岩下です。

59ページをお開けください。

第21款、第1項、第3目の第1節保育園建設事業債といたしまして、町債のほうで先ほどの緑の産業再生プロジェクト促進事業補助金と併せまして、色見保育園の園舎の新築工事の費用をここで受け入れております。町債のほうです。

歳入につきましては以上です。

○委員（佐伯金也君） 佐伯ですが、歳入についてはもう補助事業、地方債、予算の中でいろいろやっていますから、それについては問題ないと思うんですが、あと歳出については不用額、大きいのがあればよろしく願いいたします。

○住民福祉課長（阿南一也君） 住民福祉、阿南です。

それでは歳出につきまして、不用額を主体に進めさせていただきます。よろしくをお願いします。

○福祉係長（岩下雅広君） 福祉係、岩下です。

95ページをお開けください。

第3款、第1項、第1目、第19節の社会福祉総合費の負担金補助及び交付金でございますけども、こちらで49万8,725円の不用額が出ております。こちらは、社会福祉協議会の退職者1名分の人件費の返還金が共済費として19万5,874円と、社会福祉協議会の芙蓉館の駐車場整備事業費として500万円を補助しておりましたが、その事業費の残が30万1,251円ありました。その合計額がこの不用額として出ております。

続きまして、97ページをお開けください。

同じく、第3款、第1項、第2目の障害福祉の19節負担金補助及び交付金でございますけども、こちらで28万500円の不用額が出ております。こちらにつきましては、阿蘇圏域地域療育センター負担金並びに自立支援審査会負担金等、いろいろ負担金がありますけども、こちらの実績値に応じまして、阿蘇管内の人口割で負担金定められております。その負担金の見込みよりも実績値が少なかったということで、この残が出ております。

○人権同和啓発係長（高崎康誌君） 啓発係の高崎です。

100ページ、101ページをお開きください。

9目同和对策費の19節負担金補助及び交付金で歳出額408万140円の歳



出となっております。これは、町内にあります運動団体の助成金、2団体ありますが、と熊本県市町村人権啓発事業推進協議会の負担金等の支出となっております。

○福祉係長（岩下雅広君） 福祉係、岩下です。

続きまして、103ページをお開けください。

第3款、第2項、第1目の20節扶助費でございますけども、こちらは出生祝い金ですね、出生祝い金のほうが30万円の不用額が出ております。こちらにつきましましては、年度末までの出産予定を考慮しまして3月のほうで減額補正をいたしましたけども、年度内の申請がなかったためにこの30万円の不用額が出ております。

続きまして、105ページをお開けください。

同じく第3款、第2項の第3目、20節扶助費でございますけども、こちらはひとり親家庭の医療費の助成金でございます。こちらにつきましましては36万8,554円の不用額が出ております。こちらにつきましましては、月平均の助成額から歳出して3月に増額補正をいたしましたけども、年度末までの助成申請額が少なかつたために、30万ほどの不用額が出ております。ひとり親家庭医療費につきましましては、1年前までの診療分までさかのぼって申請することが可能ですので、このような残額が出ております。

○住民福祉課長（阿南一也君） 住民福祉課、阿南です。

以上、主に20万以上の不用額について説明させていただきました。

○委員長（立山広滋君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長（立山広滋君） これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長（立山広滋君） これで討論を終わります。

これから、本案について採決します。認定第1号、平成26年度高森町各会計歳入歳出決算の認定については認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（立山広滋君） 異議なしと認め、本件は認定すべきものと決定しました。

続きまして、議案第47号、高森町手数料条例の一部改正についてを議題とします。

住民福祉課の説明を求めます。

○住民福祉課長（阿南一也君） 住民福祉課、阿南です。

提案のときにも説明しましたように、平成27年10月5日からマイナンバー法が施行されることに伴い、住民票を有する全ての方に、マイナンバーを通知するための個人番号通知カードが地方公共団体システム等から郵送されます。その後、平成28年1月から本人の申出につき個人番号カードの送付が始まります。各カードも初回交付手数料は国が費用負担するため無料となりますが、滅失、盗難等の理由により再交付する際の手数料については国の負担はないため、受益者負担を考えにより有料となります。このため、通知カード及び個人番号カードの交付手数料について定める必要があることから、条例の一部を改正するものであります。具体的には通知カード再交付手数料1件につき500円、個人番号カードの交付手数料1件につき800円としております。この金額は平成27年4月11日付、総務省から事務連絡でありました、通知カード及び個人番号カードの再交付手数料の取扱いについて示された基準額とさせております。今後の事務手続につきましては、先ほど資料配りましたので、担当の住民係長の石田係長に説明させていただきます。

○住民係長（石田昌司君） 住民係、石田です。

先ほどお配りしました資料のほうを御覧ください。

まず、最初にスケジュールを付けております。もう、全町民の方への付番（番号付け）はもう終わっております。今、出生された方たちには順次付番している状況です。下のほうの、今度10月から通知カードのほう配られるんですけども、ちょうど真ん中くらいですね、発送開始は10月14日からになっております。ですので、10月1日から始まるんですけど、すぐ通知カードが手元に届くわけではございません。ここに書いてありますとおり、おおむね10月中で約過半数の世帯にお届けして、おおむね11月中には全世帯のほうに届けられる、これ国が発送されるんですけど、届けられる予定となっております。

次に2ページ目が送付物一式案1なんですけど、このような形で送られてきます。全世帯、簡易書留で送られてきます。

3ページ目がその送られてくる中身です。まず宛名台シールそれと通知カードが世帯で入ってきます。世帯の人数分が入ってきますので、その説明用のパンフレット、それと返信用封筒です。この返信用封筒の中にこの申請書に写真を入れて返してもらおうと、今度は個人番号カードができます。それが1月から交付されます。3ページ、4ページ目は一応見本を付けておりますので、こちらのほうを御覧ください。

以上説明終わります。

○委員長（立山広滋君） 以上ですか。はい、これから質疑を行います。質疑はあり

ませんか。

○委員（佐伯金也君） はい、佐伯です。

通知カードとマイナンバーカードというけど、個人番号カードというのは別だね。

○住民係長（石田昌司君） 別です。

○委員（佐伯金也君） 一応、通知カードをもらって、それをこれでいえば返送することで番号カードがまた送ってくるわけですか。

○住民係長（石田昌司君） 住民係、石田です。

通知カードは全員に送られてきます。それを、通知カードは手元に持っておられて、下の申請書ですね、この切取りのこの申請書、ここを国のほうに返します。そしたら町の役場に個人番号カードが送られてきます。それを、この通知カードを持って取りに来られた方と交換するんです。個人番号カードと。本物のカードとですね。ですので、この通知カードは仮のカードみたいのものです。

○住民福祉課長（阿南一也君） 住民福祉課、阿南です。

ちょっと補足させていただきます。最後から2枚目の資料、個人番号通知カードを見せていただきたいと思います。今、先ほど石田係長が言いましたように、まず、10月14日以降にこの2番目の通知カード及びこの申請カードが、先ほどの封筒で送られてきます。必要に応じて、本人がそのカードが必要と思われる方につきましては、右側に自分の写真を付けて申請するようになっております。申請して完成しますと、1月以降までに役場のほうに一番最後に付いておりますところの個人のキャッシュカードみたいなプラスチックのカードが送られてきます。これはあくまで希望される方になりますので、希望される方が申請すれば差し上げます。このカードが欲しい方が申請される方になりますので、申請されない方は、もう申請されなくて結構です。

○委員（佐伯金也君） はい、佐伯です。

ということは、もし通知カードを交付申請書は国から送ってきたときに、自分とどこで保管しとって、いるときに出せばいいということになるんですか。いつでもいいわけ。期限があるど。何月何日から何月何日まで何々申請しなさいとかいうふうになってるわけですか。

○住民福祉課長（阿南一也君） 住民福祉課、阿南です。

いや、先ほど言いましたように、個人についてはあくまで本人の申請ですので、はい。申請するまでに、先ほど言いましたように、通知カードをなくされた場合とかあるじゃないですか。そのための手数料ですね。一番最初につきましては無料ですが、それがなくなるとかしたときに、そのためのあれで今回500円と

800円を付けておりますので、全員が個人通知カードが写真付きのは必要としなければ、ございません。

○委員（佐伯金也君） 佐伯です。

じゃあ、このカードはどういうときに必要になるわけ。写真付きのカードというのは。

○住民福祉課長（阿南一也君） 住民福祉課、阿南です。

今、テレビとかでやってますけども、消費税の還付とか今言ってますよね、そのときに、実現可能か分からないんですけども、買物するときにキャッシュカードとかして使えれば、その2%限度で4,000円をとか今あってますけども、基本的に年寄りがこれを常に持ち歩くと落としたときとかのリスクが大変ですので、これによるところを今、国のほうで論議されてる部分ですよ。ですので、基本的には個人を証明するカードですので、必要である方は申請しておった方がいいんですけども、必要でなければわざわざ申請されなくてもいいと思います。だから今後、国のほうでこの前から改正法もありましたので、銀行とかの口座のときもありましたよね、そのときに個人証明でこういうところが提示されるということであれば別ですけども、基本的には本人の希望に基づいての申請になります。この写真付きのはですね。

○委員（牛嶋津世志君） 10番、牛嶋でございます。

マイカードに関しては、まだまだ国のほうから確定してないからいろいろ難しいと思います。町のほうにですね、ただ一つ、写真付きのカードをつくりますね、先ほど言われた新生児も今準備されておるところですが、新生児なんかの写真付きで、仮に付けてつくったとしたときに、小学校、中学校、成人したときには変わりますね、そのあたりのときもこの500円手数料を取ろうということになりますか。

○住民福祉課長（阿南一也君） 住民福祉課、阿南です。

はい、基本的には最初の初回だけを無料ということになりますので、どの時点でつくるかというのは、あくまで本人さんのですね。必要はありませんので。

○委員（牛嶋津世志君） 10番、牛嶋です。

あんまりはっきりと顔が変わったときに身分証明書にならんことなるから、そのときは、やっぱり必要に応じて役場としては手数料取るのかというのを、ちょっと今の聞いてみて確認しておきたいんですけど。

○住民福祉課長（阿南一也君） 住民福祉課、阿南です。

今の時点では、最初の無料ですね。

○委員（牛嶋津世志君） それ以外は取る。

○住民福祉課長（阿南一也君） はい。そのカードだけ持つておけば、当初のカードだけでいっしょにあればいつでもできますので、番号自体は一生変わらないでずっといくとですよ。盗難でいろいろあったですけど、一生番号を使います。

○委員長（立山広滋君） ちょっと、立山です。

今、話ありよるけど、今、課長のほうから話があった通知カードは、出しても出さんでもいいと。通知カードのほうは。

○住民福祉課長（阿南一也君） いや、通知カードじゃなくて申請書ですね。申請書はあくまで希望される方ですね。

○委員（佐伯金也君） 佐伯ですが。

要するに、この個人番号のカード発行を希望する人は希望しなさいと、希望する際にこの通知カードは出せということでしょうが。さしより言うように、金融機関の口座あたりを新規開設するときには、今後はその個人番号、マイナンバーというのを提示せないかんようになるかもしれんけども、現在つくっておる口座についてこれから閉鎖されるということはないわけだから、もし、あんまりためすぎて定期預金をするときには、新たな定期を始めたりするときにはおそらくその個人番号がいるわけで。でもカード発行しとらんなら、この通知カードにある番号を言えばいいというわけね。だから、あえて急々に、そうだったらすぐカードをつくっとけというわけではないわけですよ。

○住民福祉課長（阿南一也君） 住民福祉課、阿南です。

はい、今言われるとおりそういうことです。銀行のほうは、まだ、この間の改正で通ったのは本人の同意に基づきという話だったと思うとですよ、2018年以降ですね。多分その3年後2021年だったと思いますけど、そこが次、義務化されるという話は聞いております。これは新聞上ですけども。それまでは、本人さんの同意の基にという話ですので、まだ、ということは導入も今から入っていくばかりですので、いろんな形で改正とかいう形で、定着するまでにはいろんなまだ、消費税の例の食料品の分も含めて、年寄りがいちいちカードまで持つていくのでという議論もありますし、今後まだいろんな形で変更されていくと思います。

○委員（佐伯金也君） 佐伯です。

じゃあ、もうマイナンバーは、要するに、ここでもう通知カードを送ってきたときに、マイナンバーは入ってるわけだからね、通知カードの中に。この通知カードを大事に保管しておけば、もし何らかの申請とかいろいろ、税金の申告やらする際にマイナンバーを書いてくださいと言われてたときは、通知カードの番号を書けばいいわけであって、あえてカードというのは今現状において、無理や

り発行する必要は、したい人はしていいんだけども、心配な人は持っとかんなら持っとかんでもいいというわけだからね。

○住民福祉課長（阿南一也君） 住民福祉課、阿南です。

はい、そのとおりです。今回はマイナンバーカードですけども、今、住基カードというのもありますよね、だからそういうのもありまして、基本的に同じ考え方ですよ。マイナンバーじゃなくて住基カードも今そういう番号で、皆さん1人1人振られてます。カードも今、税務申告するときに自分で、それはもう同じような感じなんですけども、持ってらっしゃる方もいますし、持ってらっしゃらない方もいらっしゃいます。私自身も持ってませんけども、それと同じような考えでいいと思います。必要な方が個人番号を申請してつくるという形で、あとは通知カードであった番号をちゃんと保管しておけば、いろんなときにその番号を書きなさいというときには、その番号で記入するだけで大丈夫と思います。

以上です。

○委員（佐伯金也君） はい、佐伯です。

だから、要するに今回の改正する条例が個人番号通知カードの再交付手数料と個人番号カードの再交付手数料、分かれるわけですね。

○住民福祉課長（阿南一也君） はい、そうです。

○委員（佐伯金也君） 要するに、通知カードだけで通常の日常生活をやっていこうと思う人たちは、通知カードだけでいいわけですよ。だから、もし通知カードを紛失したなら再発行だから500円ですよ。通知カードを利用して個人番号カードを発行してた人がこのカードを紛失したなら、その通知カードをなくしてないなら、もう一遍それを持ってくと再発行は800円でできますよ。両方なくしてる人は1,300円ですよということですよ。

○住民福祉課長（阿南一也君） はい。

○委員（佐伯金也君） はい、分かりました。以上です。

○委員長（立山広滋君） よかですか。

○委員（佐伯金也君） はい。

○委員長（立山広滋君） ほかに発言はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（立山広滋君） これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（立山広滋君） これで討論を終わります。

これから、本案について採決します。議案第47号、高森町手数料条例の一部

改正については原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（立山広滋君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第48号、平成27年度高森町一般会計補正予算についてを議題とします。

住民福祉課の説明を求めます。

○住民福祉課長（阿南一也君） 住民福祉課、阿南です。

それでは、補正予算としてページに基づきまして、担当係長より説明がごさいます。

○委員（佐伯金也君） 佐伯です。

ページに基づいてなんですが、本会議の中でも質疑があつたんですが、この住民福祉課の分についてはね。一番、今後において懸案となるところ、重点事項についての説明を、その他、委員さんたちが気づいてる部分があれば質問しますから、重点事項、変わったところがあればそういうところを説明してください。

○住民係長（石田昌司君） 住民係、石田です。

住民係関係の予算について説明させていただきます。

まず歳入のほうです。9ページをお開きください。

第14款、第2項、第2目の5節の個人番号カード交付補助金ですけれども、こちらのほうは、平成26年1月1日現在の住民基本台帳人口を基に国が各市町村に交付するもので、事業費として242万6,000円、事務費として21万9,000円が交付決定したことにより計上したものでございます。

○委員長（立山広滋君） 歳入はどんなですか。歳出に行ってください。

○住民係長（石田昌司君） 住民係、石田です。

続きまして、歳出について御説明いたします。

13ページをお開きください。

第2款、第3項、第1目の戸籍住民基本台帳費ですが、通知カード、個人番号カード関連事務の委任に係る負担金として、先ほどお話ししました事業費分の242万6,000円を計上しました。これは、通知カード、個人番号を作成する地方公共団体情報システム機構に支払うものでございます。

以上、説明終わります。

○福祉係長（岩下雅広君） はい。福祉係、岩下です。

14ページをお開けください。

第3款、第1項、第1目の社会福祉総務費で、13節の委託料及び14節の使

用及び賃借料ですけれども、こちらで災害要援護者台帳管理システムの保守委託料とシステムリース料があります。こちらにつきましては、現在福祉係と社会福祉協議会のほうで、この災害時の要援護者台帳管理システムを導入しておりますが、これは平成21年度におきまして、地域支え合い事業といたしまして、国の事業で全額補助対象でこのシステムとその機器を入れております。しかし、今回ここで上げさせていただきましたのは介護保険のほうで、介護のほうのシステムが今年度リース契約が終わるということで、新たなリース契約をするに当たりまして、機器の入れ替えをすると同時にこのシステムを導入しまして、この災害要援護者の台帳管理システムと連携した一体的なシステムを構築しようということで、今回、介護保険のほうと併せて予算を計上させていただいております。介護保険のほうで使いますが、先ほど言いました地域包括支援センターシステムと配食サービスとか外出支援サービスの管理システムが入っております。それと、この福祉係と社会福祉協議会の中で今まで使っておりました災害時要援護者台帳管理システムをデータを共有させまして、一つのシステムとすることで有事の際には、日ごろの見守りを含めた介護保険などのデータが入った個人ごとの台帳管理を基に、災害時の要援護者の避難計画とか救助とかができるものと思われま

以上です。

○委員長（立山広滋君） それでは、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（佐伯金也君） はい、佐伯です。

きのうのテレビでも茨城のあれがあって、あそこは大体もう避難指示が出たところたいな。あんなふうにしてまだ残っとらしたたいね。まだ、行方不明者が何人おるかは現状でまだ分らないのだろうと思います。ですから、そういうことがないように、今回の要介護者あたりのこういうふうなシステムをつくっていくんだと思うんですが、社会福祉協議会がやりよる、何でした、避難のあれは、災害の、自主避難かねあれね、自主防災組織。どの程度、地区的にいけば現在できあがってるか、報告受けてますか。

○住民福祉課長（阿南一也君） 住民福祉課、阿南です。

今日、一覧表を持ってきましたけども、一応18組織と一つ連絡協議会で19はですね、できてると思います。名簿は私のほうで持ってますので後からでも、はい、報告は受けております。19だったと思います。18か19だったと思います。

○委員（佐伯金也君） 意外なところが壊れるわけたいね、うちは外輪山の中ですから、東外輪山、ここあたりも崩れないとう既成概念はあるわけなんですけども、おそらく、今みたいに想定外のやつがあれば分からないわけですね。ですから、



村山はできてるわけですが、私のところの村山、この前自主、あれ防災組織はできてると思う。上在とかあのあたりはできてないんでしょうね、あと天神あたり、町中がどうなってるかも分からんけれども、やはりそういうようなところ、山付きなところは早急にそういうようなことができるように指導していくようにお願いしておきます。

○住民福祉課長（阿南一也君） 住民福祉課、阿南です。

はい、村山は南在とか津留とか、そっちのほうは主に比較的できてたと思います。

○委員（佐伯金也君） できてました。

○住民福祉課長（阿南一也君） 色見のほうも、上色見にはできていたんですけど、色見のほうとそれと町中ですね、山東部のほうは結構組織がされたと思います。社会福祉協議会のほうは、また新たな設立に向けて、平成27年度は取り組んでいくという話は聞いております。

以上です。

○委員（佐伯金也君） はい。よろしく申し上げます。

○委員長（立山広滋君） お願いしておきます。ほかに発言はありませんか。

○委員（興柁壽一君） 興柁です。

今の佐伯委員の意見に対しての追加ですけども、この間、県の自主防災ですか、防災訓練あったでしょうが、あれで各地区からいくつかの団体が参加しとったと思うんですが、そのときの出席というか、参加された動員数ですね、どのぐらいの割合があったのか、町で把握されてますか。

○住民福祉課長（阿南一也君） 住民福祉課、阿南です。

はい。訓練自体は総務課のほうの防災担当のほうでやっておりますので、うちのほうでは数的なものは把握しておりません。ただ、自主防災組織で草部駐在区での防災組織とそれと菅山地区、それと北部、それと上色見、それと横町、今の五つですかね、その自主防災組織がこの間の県と町の訓練に参加したという話は聞いております。ただ個別の参加者数等は私たちのほうではちょっと把握しておりませんで、総務課の防災のほうで把握してると思います。

○委員（興柁壽一君） 分かりました。興柁です。

もう1件お願いします。先ほどの13ページでマイナンバーの委託金、これはマイナンバーカードを作成したときに支払う金ということですかね。

○住民係長（石田昌司君） 住民係、石田です。

はい、そうです。個人通知カードと個人番号カードの作成代としてこの金額を上げています。今のところ、概算でしかまだ、実際に個人番号カードを何人つく

られるか分からないので、概算でしかきておりません。

○住民福祉課長（阿南一也君） 住民福祉課、阿南です。

説明させていただきます。先ほど、説明のときに申し上げましたように、マイナンバーの通知カードを発行しますよね、そこが地方公共団体情報システム機構というところに業務を全国に一任するとですよ、そこに全部支払う部分の負担金ですね。その分につきましては、先ほど歳入で申し上げましたように、国から全額補助とってありますので、そのままそっくりシステム機構にやっていただく形ですね。

○委員（興梠壽一君） はい。興梠です。

となると、先ほどの条例の変更についても、再発行の際はここでまた作成されるということですか。

○住民係長（石田昌司君） はい。住民係、石田です。

つくられるところは、その地方公共団体情報システム機構というところがつくられます。

○委員（興梠壽一君） はい。興梠です。

その際、再発行で500円、800円、以後払わなるとですよ。そのお金については、町が一応受けて、ここに支払うというような形になるんですかね。

○住民係長（石田昌司君） はい。住民係、石田です。

はい。そのとおりでございます。町が再発行手数料を取って、その分はこれとは別でまた地方公共団体システム機構に支払う。

○委員（興梠壽一君） はい。興梠です。

240万を単純に500円で割るとどしこにのかな。

○住民係長（石田昌司君） 4,800円です。500円で割ったらですね。

○委員（興梠壽一君） 本当は800で割らなるとかな。

○住民係長（石田昌司君） 住民係、石田です。

これに246万は通知カードも個人番号カードも入った金額です。二つ。さっき言った500円と800円が入った金額です。

○委員（興梠壽一君） 分かりました。

○委員長（立山広滋君） よかですか。ほかに発言はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（立山広滋君） これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（立山広滋君） これで討論を終わります。

これから、本案について採決します。議案第48号、平成27年度高森町一般会計補正予算については原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（立山広滋君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で住民福祉課に関連する付託案件については終了いたしました。

福祉住民課の皆さんお疲れさまでした。

-----○-----

○委員長（立山広滋君） それでは、本委員会に付託されました健康推進課関連の認定第1号、平成26年度高森町各会計歳入歳出決算の認定についてを議題をします。

まず、平成26年度高森町一般会計歳入歳出決算について、健康推進課の説明を求めます。

職員の方に申し上げます。発言される前に所属と氏名を言って発言してください。

それでは説明をお願いします。

○健康推進課長（馬原恵介君） 健康推進課長の馬原でございます。おはようございます。

予算書ではなくて、決算書に基づきまして課・係に別でなくその決算書のページで進めさせていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○介護保険係長（二子石 誠君） 介護保険係、二子石です。よろしくお願ひします。ページ数の28ページ、29ページを御覧ください。

12款分担金及び負担金の2項の負担金の3目の民生費負担金の中の1節老人福祉費負担金現年分ということで、収入金が506万5,954円入ってきております。これは養護老人ホーム入居者の負担金ということで、今、湯の里荘と益城の花へんろに入居者がおりますので、そちらから入居者の負担金で入ってきております。

以上です。

○健康推進係長（野中裕美子君） 健康推進係、野中です。

続きまして、30、31ページです。

同じく12款の4目衛生費負担金の中の2節、3節健康増進事業健康診査負担金と健康診査負担金です。これは212万3,700円と112万3,800円、これはいずれも健康診査に係る自己負担金として入ってきているものです。

○健康推進課長補佐（丸山雄平君） 国民健康保険係、丸山です。

35ページの14款国庫支出金、1項国庫負担金、3目民生費国庫負担金ですが、このうち4節保険基盤安定負担金、予算現額が355万9,000円に対して増額している分です。

続きまして、41ページをお開きください。

15款県支出金、1項県負担金、3目民生費県負担金ですが、これ2節ですね、国庫支出金と同じく保険基盤安定負担金として予算現額5,377万2,000円に対しまして、同額収入済みです。すみません、失礼いたしました、訂正いたします。調定額が5,377万2,852円に対して同額収入済みです。

歳入については以上です。

○介護保険係長（二子石 誠君） 介護保険、二子石です。

続きまして、歳出のほうにいきます。

ページが98ページ、99ページを御覧ください。

3款民生費の1項の社会福祉費の4目の老人福祉費でございます。この中の13節委託料につきまして、予算額が173万4,000円に対し、支出済額が134万4,608円、不用額が38万9,392円となっております。こちらは、梅香苑へ委託しているデイサービス、ショートステイサービス事業等で支払いをしておりますが、利用者数の変動等により支払額が確定できなかったため、不用額が発生しております。

続きまして、19節負担金補助及び交付金、こちらが予算額が918万2,000円に対し、支払額が877万7,740円、不用額が40万4,260円となっております。こちらの支払いの主なものとは養護老人ホーム湯の里荘の負担金で565万1,000円、老人クラブ活動助成金で184万7,740円、社会福祉法人施設の設備助成金として122万9,000円支払っております。こちらの不用額が発生してますのは、阿蘇広域行政事務組合の負担金、湯の里荘の負担金が年度末で減額したために発生しております。

続きまして、20節の扶助費でございます。予算額が3,310万7,000円に対しまして、支払済額が3,248万5,671円となっており、不用額が62万1,329円となっております。こちらは、養護老人ホーム湯の里荘、花へんろの老人保護措置費で支払っておるものでございます。不用額が発生した理由としましては、施設の利用者数の変動によりまして、こちらの支払額が確定できなかったために発生しております。

続きまして、5目介護保険事業費の28節繰出金でございます。こちらのほうが予算額1億2,243万3,000円に対し、支払済額が1億2,243万496円となっております。こちらは介護特別会計への繰出金となっております。

以上です。

○健康推進課長補佐（丸山雄平君） 続きまして、同じページの3款民生費、1項社会福祉費、7目後期高齢者医療事業費ですが、こちらのほうですね、市町村後期高齢者の被保険者の保険税の軽減相当額を市町村が一般会計から後期の特別会計のほうに繰り入れることで、国保被保険者の保険税負担の緩和及び国会の財政基盤の安定課化を図る制度であります。負担の割合については都道府県が4分の3、市町村が4分の1となっております。そのうち19節負担金補助及び交付金ですが、こちらのほうは予算現額1億270万4,000円に対しまして、支出済額が1億270万3,114円、残が886円となっております。

続きまして、101ページをお開きください。

28節繰出金ですが、こちらのほうが予算現額3,671万1,000円に対しまして、支出済額が3,671万446円、残が554円となっております。

続きまして、8目国民健康保険事業費ですが、こちらのほうは、これも同じですね、市町村国保の被保険者の保険税の軽減相当額を市町村の一般会計から国保特会に繰り入れることで、国保被保険者の保険税負担の緩和及び市町村国保の財政基盤の安定化を図る制度でありまして、負担割合は、これは先ほどと同じく都道府県が4分の3、市町村が4分の1となっております。こちらのほうは28節繰出金ですが、予算現額1億5,191万3,000円に対しまして、支出済額が1億5,191万2,123円、残額が877円となっております。

○健康推進係長（野中裕美子君） 健康推進係、野中です。

続きまして、112ページ、113ページになります。

4款衛生費、1目保健衛生総務費の、13節委託料です。387万8,000円に対し、384万8,380円。これは健診の委託料になります。

続きまして、2目予防費、11節需用費254万4,000円に対し210万8,134円、この主な支出は予防接種ワクチンの医薬材料代として204万6,000円支出しています。不用額が43万5,866円出ておりますが、これは補正までに予防接種人数が確定しなかったために出ております。13節委託料1,498万9,000円に対し、1,412万7,420円。これは広域の予防接種の委託料並びに町内の予防接種委託料として支払っております。不用額が86万1,280円出ておりますが、これも補正予算までに人数が確定しなかったために出ております。

3目健康増進事業費、114、115ページに移りまして、13節の委託料872万2,000円に対しまして、869万8,523円支出しております。これも健診に対する委託料で支払っております。

5目母子保健費、117ページ、13節委託料です。455万4,000円に対しまして、404万2,870円支払っておりますが、これは妊婦健診に係る費用となっております。51万1,130円の不用額が出ておりますが、これも健診人数が確定しなかったために出ております。

20節扶助費1,447万2,000円に対しまして、1,372万6,936円。これは、子ども医療費の扶助費となっております。74万5,064円の不用額が出ておりますが、これも人数が確定しなかったため、費用が確定しなかったために出ております。

以上になります。

○健康推進課長（馬原恵介君） 健康推進課長の馬原でございます。

以上で一般会計の説明を終わります。

○委員長（立山広滋君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長（立山広滋君） これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長（立山広滋君） これで討論を終わります。

これから、本件について採決します。平成26年度高森町一般会計歳入歳出決算の認定については認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（立山広滋君） 異議なしと認め、本件は認定すべきものと決定しました。

次に、平成26年度高森町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、健康推進課の説明を求めます。

○健康推進課長補佐（丸山雄平君） 国民健康保険係、丸山です。

まず、歳入の主なものについて説明を申し上げます。

188ページをお開きください。

1款国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税についてですが、これは税収の主なものになりますが、1節から6節までを併せて御説明申し上げます。予算現額1億7,161万2,000円に対しまして、調定額2億4,996万3,486円となっております。そのうち収入済が1億7,972万2,903円、収入未済額7,024万583円となっております。

2目の退職被保険者等国民健康保険税ですが、こちらも1節から6節までを併せて御説明申し上げます。予算現額707万6,000円に対しまして、調定額942万653円、収入済額759万7,654円、収入未済額が182万2,99

9円となっております。

続きまして、190ページをお開きください。

4款国庫支出金、1項国庫負担金、1目療養給付費等負担金、こちらのほうは予算現額が2億5,464万1,000円に対し、調定額2億5,464万1,353円となっております、収入済額は調定額と同額となっております。

2目高額医療費共同事業負担金、こちらは予算現額739万8,000円に対して、調定額739万8,745円となっております、収入済額は調定額と同額となっております。3目特定健康診査等負担金、予算現額136万5,000円に対し、調定額、収入済額ともに予算現額と同額となっております。

続きまして、2項国庫補助金、1目財政調整交付金、こちらのほうは1、2節を併せて御説明申し上げます。

○委員長（立山広滋君） 191ページからお願いします。

○健康推進課長補佐（丸山雄平君） 国民健康保険、丸山です。

2項国庫補助金、1目財政調整交付金、これ1、2節併せて説明させていただきます。予算現額1億3,373万8,000円に対しまして、調定額、収入済額とも、予算現額と同額となっております。

次に高額医療費共同事業負担金について御説明申し上げます。まず、これは高額な医療費によりまして国保財政圧迫の緩和を図るために、市町村国保から拠出金を財源として都道府県単位で費用を負担・調整、国及び県の支出金によって負担するものでございます。これにつきましては、国保連合会が事業主となっております、高額医療費の発生に伴いまして80万円を超えた分のレセプトに対して、100分の59を乗じた金額が国保連合会のほうから交付されるようになっております。

続きまして、2目の特定健康診査等負担金ですが、予算現額136万5,000円に対しまして、調定額、収入済額同額となっております。こちらのほうにつきましては、特定健診ということで毎年住民健診を行っておりますが、こちらのほうに係る分の県からの支出金となっております。特定健診については、国の指針としては60%ぐらいの受診を求められておりますが、高森町のほうはまだ50%いっておりませんで、ただし、ここ数年ぐらいこの事業が進んでおるおかげで、1%、2%ずつ上がってきておりまして、本年度も50%目前ぐらいまでにはいけるのではないかというふうに考えております。

194ページをお開きください。

2項県補助金、1財政調整交付金、こちらについては平成20年度から高齢者等の医療の確保に関する法律に基づいて行われ、先ほど申し上げました、特定健

診の事業に係る分が国・県が3分の1負担ということになっております。予算現額7,080万5,000円に対しまして、調定額、収入済額ともに同額となっております。

続きまして、8款共同事業交付金、1項共同事業交付金、1目共同事業交付金のほうですが、予算現額1億8,213万1,000円に対しまして、調定額1億8,213万1,584円、収入済額は同額となっております。こちらのほうは、先ほど申しあげました80万円以上のものに対して、高額な医療費に係る国保財政圧迫の緩和を図るために、市町村の国保から財源を基にして都道府県単位で費用負担を調整して、国保連合会から交付される。なお、県、国がこの費用の4分の1を負担することになっております。

続きまして、10款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、これ10ページまでかかりますが、1節から3節までを併せて御説明申し上げます。予算現額1億5,191万3,000円に対しまして、調定額1億5,191万2,123円、収入済額は同額となっております。こちらのほうは節にありますとおり、保険基盤安定繰入金、出産育児一時金繰入金、財政安定化支援繰入金がもととなっております。出産一時金等については、1人当たり42万円、費用の3分の1が繰入れとなっております。

2項基金繰入金、予算現額400万円に対しまして、調定額、収入済額400万円となっております。こちらは、高額医療になりました500万円を資金のうち必要なものが100万で足りるということをもとに、400万円については繰り入れさせていただいております。

続きまして、繰越金です。11款繰越金、1項繰越金、2その他繰越金、こちらのほうは、予算現額が4,040万円、調定額が4,040万648円、収入済額は同額となっております。こちらのほうは、繰越しが決定した金額が入ってきております。

続きまして、歳出の主なものについて説明いたします。

202ページをお開きください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費ですが、報酬、予算現額155万5,000円に対しまして、支出が155万4,400円、残が600円となっております。こちらのほうは、レセプト点検のほうで雇用しております臨時職員の報酬となっております。

続きまして、12節の役務費ですが179万4,000円、支出が176万2,568円、残額3万1,432円、これはほとんどが郵便料ということで、一部システム等の補修等についての手数料が入っております。13節委託料163万9,



000円の予算現額に対しまして、支出が155万1,739円、不用額8万7,261円となっております。こちらのほうは、システムの保守点検等の委託料となっております。

205ページをお開きください。

2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費ですが、予算現額6億2,329万9,000円に対しまして、支出済額が6億2,329万8,810円、不用額が190円です。療養給付金については、国民健康保険法に基づきまして、一般被保険者に対しまして疾病や負傷の治療を目的としました一連の医療サービスの現物給付のことをいいます。国庫負担分を除いた保険者負担分が町が7割、給付費についての給付費、医療費のことです。2目退職被保険者等療養給付費、予算現額2,147万3,000円に対しまして、支出済額2,147万2,305円、不用額が695円となっております。こちらは先ほどの、一般被保険者療養給付費と同じ内容ですが、退職者被保険者に対するものです。3目一般被保険者療養費、こちらのほうにつきましては、予算現額300万円に対しまして、支出済額285万1,986円、不用額が14万8,014円となっております。こちらは一般被保険者に対する療養費についての負担となっております。

続きまして、207ページをお開きください。

2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費、19節の負担金補助及び交付金ですが、こちらは予算現額9,819万5,000円に対しまして、支出済額9,819万4,622円、不用額が378円となっております。これにつきましては、一般被保険者に対しまして、高額療養費や先ほど歳入のほうでも説明いたしましたものが、こちらのほうの支払いとして支出しております。2目退職被保険者高額療養費、こちらのほうは予算現額290万に対しまして、支出済額251万2,752円、不用額が38万7,248円出ております。これにつきましては、一般被保険者高額療養費と同じ内容になりますが、不用額につきましては、年度末まで請求等がある可能性がございますので、38万7,248円を残として、最終の補正で計上しておりません。3目の一般被保険者高額介護合算療養費につきましても、予算現額20万に対しまして、支出は0となっております。こちらのほうも先ほどと同じですね、年度末までに請求がある可能性がございましたので、減額補正せずにそのまま残しております。

続きまして、209ページをお開きください。

4項の出産育児諸費のうち、1目出産育児一時金、19節負担金補助及び交付金ですが、予算現額711万に対して、711万支払っております。こちらのほうは先ほど歳入でもありましたが、出産費用として一人当たり42万円の助成が

ございますので、1人だけ39万円を支出の方がいらっしゃいましたので、17名分ということで711万としております。

続きまして、3款後期高齢者支援金等、1項後期高齢者支援金等、1目後期高齢者支援金、予算現額1億3,908万9,000円に対しまして、支出済額1億3,908万8,190円、不用額が810円となっております。これにつきましては、75歳以上の高齢者を対象といたしました後期高齢者医療制度が、平成20年度に導入されておまして、その医療費が現役世代の保険税40%、75歳以上の高齢者の保険料10%でまかなわれております。この現役世代が拠出する後期高齢者医療制度の保険税を後期高齢者支援金と言っております。

211ページをお開きください。

5款介護給付金、そのうち負担金補助及び交付金ですが、予算現額6,903万7,000円に対しまして、6,903万6,593円の支出をしております。不用額が407円となっております。こちらのほうは、国民健康保険には医療保険に当たる医療給付分と介護保険の2号保険者が納付する介護給付分があります。医療給付分については、全ての国民健康保険加入者に介護の納付金分には国民健康保険に加入している方のうち、40歳から64歳までの方に保険税から収めていただくことになっています。国民健康保険に加入している40歳から64歳までの方の場合、国民健康保険税の一部として介護納付金を高森町に収めていただき、社会保険診療報酬支払基金に介護納付金として納入しております。

6款共同事業拠出金、1項共同事業拠出金、1目共同事業医療費拠出金、予算現額2,943万1,000円に対しまして、2,943万626円の支出をしております。不用額が374円となっております。これは共同事業として町村の財政のほうから県のほうに拠出をいたしまして、その分を支払いとしてあげております。

2目保険財政共同安定化事業拠出金、これも内容的に同じものになりますが、予算現額1億3,300万に対しまして、支出が1億3,299万9,584円、不用額416円となっております。こちらのほうにつきましては、医療費30万から80万に係る分についての助成分となっております。

7款保健事業費、1項特定健康診査等事業費、1目特定健康診査等事業費、このうち7節賃金についてですが、予算現額357万4,000円に対しまして、357万3,850円の支出をしております。不用額については150円となっております。この賃金につきましては、管理栄養士で1人、特定健診用の準備等に対しまして2人の臨時を雇った賃金となっております。

続きまして、213ページをお開きください。

先ほどの続きになりますが、13節委託料、予算現額690万に対しまして、611万1,745円の支出をしております。不用額が78万8,255円となっております。これにつきましては、住民健診等に係りました費用の支出となります。委託の期間につきましては年度末までとなっておりますので、減額補正をしておりますので、78万8,255円不用額として残っております。

続きまして、10款諸支出金ですが、償還金及び還付加算金、こちらにつきましては次のページの215ページをお開きください。

3目一般被保険者償還金、予算現額1,411万7,000円に対しまして、1,411万6,568円の支出となっております。不用額432円でございます。予備費につきましては、不用額となっておりますが、これはそのまま収支の調整となっておりますので、そのままの金額となっております。

支出につきましては以上です。

○健康推進課長（馬原恵介君） 健康推進課長の馬原でございます。

先ほど、佐伯委員がおっしゃいました件について、ちょっと詳しくと言いますか、こちらのほうで説明できる範囲で説明をさせていただきたいと思っております。

監査委員さんの資料の20ページを開けていただいてよろしいでしょうか。

この中で、やはり滞納額について伸びがあるということで指摘をされております。17表で見ていただくと分かりますけど、やはり現年分の残りとお年分の残りとお合わせたやつが滞納繰越額になっていくわけなんですけど、お年分を一生懸命がんばると現年分がどうしてもおろそかになる。現年分を一生懸命になるとお年度分がおろそかになるという部分がありまして、なかなかうまくいかないところがある。特に平成24年度に対しましてはお年分の収入は570万円に対して現年分の繰越額が1,100万という、この年が600万増えたりということで、若干、ちょっと職員の徴収の対応の仕方によってはこういった状態も出てくるのも現状でございます。もう一つが、健康保険だけに係る住民税も一緒なんですけれど、収入があった翌年に課税ということなものですから、そこも滞納が残る要因の一つとなると私たちは思っております。というのは、なかなか収入あった年のお金が翌年残ってるかということ、自分たちもそうですけど、なかなかそれが残ってないものですから、収入がポンとあって保険税、住民税が上がる、でも翌年その収入がなければ、それを支払うためのお金がないというのが現状もありまして、ですから、1回そういった部分で国保の滞納者になってしまうと、なかなかそこから脱却するというのは難しいという現状もございまして、それで健康保険税だけではなく、やはり住民税であったりとか、あとは国民年金であったりとか水道料であったりとかいうようにして、全部に掛かってくるものですから、そう

いう者に対してなかなか健康保険だけ回収するというのは難しい問題であります。そこで今プロジェクトチームをつくりまして、一応、課を超えてやってるところでございます。でも、その中でやってるのも税法に基づく、要は権利といえますか、不納欠損ということですね、これも税法上も一応認められてるところでございますので、ただ単に不納欠損するのではなく、業務をやって、その流れで収納が難しいということについては、法律に基づいて手続について不納欠損、不納財産を手放すという部分ですね、そういったところも今後はやっていくことが必要になってくると思います。

それからもう一つ、高額滞納者になかなか保険証の部分のお話をしましても、病院にかからないから払わないという、これは本当は、おっしゃられることとしては私たちとしては違いますよと説明するんですけど、そういった部分で過年度分についても、私は以前病院にかかってないのでこれは払う必要はないでしょうという認識の方もいらっしゃるものですから、そういった方に対する健康保険の相互扶助という考え方について説明するということについても、やはりなかなか御理解いただけないところもあるというのも現状でございます。

それからもう一点、弁償金についてでございます。弁償金については、委員さん皆さま本人のことを御存じだと思いますけど、やはり個人的な内容もございまして、今ちょっと収納が本人さんが不可能な状態になってるとの現状でございます。ですから、私たちも面談をしてお話はしますけれど、あとは本人さんの意識といえますか、少ない中からでも本人が収めますという意識があれば、少しずつでも解消はするんですけど、なかなかそこまでは至ってないのが現状でございます。面談をしてお話をして終わりというのが現状でございます。ですから、これについても法的手段によりまして、訴えまして、ぼちぼち解消しなくてはいけない部分ではあるというふうに思っているところでございます。

以上です。

○委員長（立山広滋君）　これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（佐伯金也君）　はい。佐伯です。

今、課長のほうから説明があったとおり、健康保険税の収納状況、これはやっぱり翌年に課税だから、非常に今の雇用形態、社会情勢というのが不安定ですね。去年どんなに収入があっても、翌年にそれが継続するかどうかというのは分からん。ただ、取るがわからずれば、そのときに何で翌年分をある程度ためておかなかったんですかという話になるんですが、取れたときに過年分を照会したりしてるわけよね逆に。そのときに翌年分は残らなかつたりするわけですよ。ですから、なかなか徴収についても難しいと思います。ただ、過年分が6,100万ぐらいあ

るわけですが、下手すればこれは弁済金と同じくらいの金額になってくる恐れがあるわけです。どのあたりで不納欠損にするかということもあるんですけども、一番古いのは国民健康保険税、大体何年度分ぐらいからの数字になるわけ。単純に考えれば6,100万が24年度のだから、平成18年ぐらいからあるのかなと思うんですけど。

○健康推進課長補佐（丸山雄平君） 国民健康保険の丸山です。

佐伯委員さんの質問にお答えいたします。今、現在持っている資料では、お名前等はちょっと伏せますが、平成7年度がございます。

○委員（佐伯金也君） 一番古いのがね。

○健康推進課長補佐（丸山雄平君） はい。

○健康推進課長（馬原恵介君） 補足いたします。過年度分については、一応、本人の分納誓約書、私は未納がありますという認識ですね、それからいわば差押えですね、そういった部分で時効が来ないような感じで手続はしておりますので、ですから、過年度分が全て時効になるかということ、そういうものではないというのは補足させていただきます。

○委員（佐伯金也君） 今のは徴収側の話たい。この厳しい社会を乗り切っておられる住民側からすれば、いい加減に不納欠損に上げてくれよという気持ちもあるんだろうと思いますよ。もう20年ということになってくれば、当時五十五、六歳だった者たちは、もう75歳。それから先、今の徴収状況を考えたときに、年金の中から後期高齢者医療費は引かれるわ、介護保険料は引かれるわ、様々なものを天引きで引かれてきた中で、その中でもあえて生活をしていかなんということになってくると、非常に重荷を背負わせるような気もするんですが、ただ、やっぱり相互扶助から考えれば、払わぬもうけはいけませんよという意識で、私たちはおらないかんと思います、確かに。しかしながら、払わぬもうけはなくしていかないかんのだけでも、じゃあ払えないと、どうしても払えないという人たちを、どうやったら払えるようにするかということですよ。見ておれば、生活環境が変わって、自分で仕事自営業してやっておられる方もいらっしゃいます。そういう人たちが、やっぱり自己申告なものだから、現金収入ではないんだけど、町で知らないところから所得を得た分については、当然、役場側は知らないままですっていきなり恐れがあるわけです。だから、そのあたりも日ごろから調査はしていく必要があると思います。特に、これだけの金額になってくると真面目に払ってる方たち、そんな人たちが非常に不信感を持たれる。そうすると、このほうが、国民健康保険特別会計というのはどんぶりではなくして、目的ですから歳出を計画立てたら、歳出予算だったら、それに併せて歳入を計算するわけですよ

ね。だから、これだけ上がってくるとなかなか計算もしにくくなってくると思います。ですから、徴収業務も大切なんですけれども、調査業務、滞納されてる方たちがどういう生活をされてるかということも調査して、もし仕事等に就いてないようであれば、何らかの仕事も紹介していくようにやって、それから天引きするというのも私はやっていく必要があると思ってます。一遍、家に持って帰ったなら払わんもん。持って帰る前に給料取りだったら、給料の中からやる。昔は町県民税、住民税については事業所が立替え払いしてた。今はもう建て替え払いせんと、こっちから願いますね、事業所のほうに。そういうことを、各町内の事業所あたりをお願いして回らんと仕方ないと私は思いますので、今後、プロジェクトチームの中でこれも踏まえて話し合いをしてください。

○委員長（立山広滋君） はい、ほかになかですか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（立山広滋君） 続いて討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（立山広滋君） これで討論を終わります。

これから、本件について採決します。平成26年度高森町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（立山広滋君） 異議なしと認め、本件は認定すべきものと決定しました。

次は15分ぐらいで済むかな。よかですか。

次に、平成26年度高森町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、健康推進課の説明を求めます。

○健康推進課長補佐（丸山雄平君） 国民健康保険係、丸山です。

歳入のところからいきます。229ページをお開きください。

後期高齢者医療保険料ということですが、こちらの数字のほうはよろしいでしょうか。

○健康推進課長補佐（丸山雄平君） こちら後期高齢者医療の保険料は、1人当たりの定額の保険料「均等割」と、所得に応じた保険料「所得割」を合算した額となっております。負担の額に応じて保険料を負担していただくこととなっております。これは国民健康保険も同じですが、その部分につきまして、1款後期高齢者医療保険料、1項後期高齢者医療保険料、1目特別徴収保険料、こちらのほうが予算現額が3,850万に対しまして、調定額3,886万2,600円、収入済額が3,935万4,700円、収入未済額がマイナスの49万2,100円となっております。還付未済額につきましては、本来は、例えば社会保険とかに入られ

た場合についてはお返しするべきところが、まだお返しできてなかった分ということになります。ただ、社会保険等に入られたときの申出については、年度を超えたり、時期についてどうしても年度内に処理ができない分が出てきますので、こういう金額が出てきます。

2目普通徴収保険料、こちらのほうは特徴の場合は引き落とし等になっておりますが、普通徴収保険分につきましては、納付書によって払い込んでいただいている分になります。予算現額1,329万9,000円に対しまして、調定額1,378万8,500円、収入済額が1,374万7,000円、収入未済額が4万1,500円となっております。

続きまして大きいところで、3款繰入金ですが、こちらにつきましては、保険基盤安定繰入金としまして、市町村後期高齢者の被保険者の保険税の軽減相当額を、市町村が一般会計から後期特別会計に繰り入れることで、国保被保険者の保険税負担の緩和及び市町村国保の財政基盤の安定化を図る制度であります。負担割合が都道府県が4分の3、市町村が4分の1、金額は広域連合から1月ごろに提示されてきます。予算現額が369万5,000円に対しまして、調定額、収入済額とも、同額となっております。

続きまして、232、233ページをお開きください。

5款の諸収入、4項の受託事業収入、1目の後期高齢者医療広域連合受託事業収入ですが、こちらのほうは、平成20年度から高齢者の医療の確保に関する法律に基づきまして、広域連合から市町村へ業務を委託する健康診査事業の経費になっております。予算現額241万3,000円に対しまして、調定額241万3,929円、収入済額同額となっております。

続きまして、歳出について御説明申し上げます。

235ページをお開きください。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項後期高齢者医療広域連合納付金、1目後期高齢者医療広域連合納付金のうち19節負担金補助及び交付金ですが、これについては広域連合のほうで徴収等していただいておりますので、その分についての納付になります。予算現額8,571万5,000円、支出済額8,571万4,246円、不用額754円となっております。

続きまして、236ページ、237ページをお開きください。

3款保健事業費、1項健康保持増進事業費、1目健康診査費、13節委託料ですが、こちらのほうは国民健康保険でもありました、住民健診等に係る委託料となっております。予算現額193万3,000円に対し、支出が193万2,400円、不用額が600円となっております。

後期高齢者医療特別会計については以上です。

○委員長（立山広滋君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長（立山広滋君） これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長（立山広滋君） これで討論を終わります。

これから、本件について採決します。平成26年度高森町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（立山広滋君） 異議なしと認め、本件は認定すべきものと決定しました。

続きまして、平成26年度高森町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について健康推進課の説明を求めます。

○介護保険係長（二子石 誠君） はい。介護保険係、二子石です。

介護保険特別会計の歳入歳出決算について説明をいたします。

まず、254ページ、255ページを御覧ください。

歳入についてですが、1款保険料、1項介護保険料の1目第1号被保険者保険料の1節が現年分ですが、現年分の収入額が1億1,886万1,503円となっており、収入未済額がマイナス29万4,203円となっております。これは死亡者等の還付未済額が219件で116万2,500円ありますので、実際の収入未済額としましては、86万8,297円となっております。

次に、2節の滞納繰越分でございますが、収入済額が58万6,800円となっており、収入未済額が476万3,400円となっております。

次に、第3款の国庫支出金、1項の国庫負担金につきましては、こちら介護給付費負担金で国費の分となっております。こちらのほうが収入済額が1億5,877万6,741円の収入となっております。

次に、2項の国庫補助金につきましては、1目、2目、3目、4目とありますが、合計で収入が9,571万2,547円となっております。内訳としましては、1目が調整交付金ということで8,623万3,000円、2目が地域支援事業交付金のうちの介護予防事業費で162万9,926円、3目の地域支援事業交付金の包括的支援事業で652万5,621円、4目の事業費補助金で132万4,000円となっております。4目の事業費補助金につきましては、これは生活介護支援サポーター養成事業や介護報酬改定等に伴いますシステム改修に係った補助金でございます。



次に256ページ、257ページの4款支払基金交付金です。こちらの支払基金交付金のほうが全体で収入が2億5,323万8,000円の収入があります。内訳としましては、1目が介護給付費交付金の基金分でございます、2億5,134万8,000円、2目のほうが地域支援事業の支援交付金といたしまして189万円の歳入となっております。

続きまして、258ページ、259ページを御覧ください。

5款県支出金でございます。1項の負担金につきましては、介護給付費負担金の県費分でございます、1億2,437万4,918円の収入となっております。

続きまして、3項の県補助金でございますが、こちらが全体で407万7,773円の収入がありまして、内訳としましては、地域支援事業の介護予防事業で81万4,963円、同じく地域支援事業の包括的支援事業で326万2,810円の収入となっております。

続きまして、6款繰入金でございます。1項の一般会計繰入金は1億2,243万469円の収入額でございます、内訳としましては、介護保険給付費の町負担分といたしまして1億712万5,000円、それから、2目の地域支援事業繰入金及び3目の地域支援事業繰入金のこれが介護予防事業と包括的支援事業、それぞれが86万3,963円と321万3,501円の収入となっております。それと4目のその他一般会計繰入金でございますが、こちら事務費等に係る繰入金といたしまして1,122万8,000円となっております。

次に260ページ、261ページをお願いします。

7款繰越金です。平成25年度からの繰越金が2,698万8,260円となっております。

次に8款諸収入でございます。ページが262ページ、263ページへ移ります。

この中の3項雑入の2目返納金、2節の滞納繰越金ですが、調定額が206万8,546円に対し、収入額は0、収入未済額が206万8,546円となっております。これは株式会社パスファインダーの返納金ですが未収入となっております。

次に3目の雑入ですが、収入額が450万8,020円の収入となっております。これは地域包括支援センター介護給付費として、国保連合会から入ってきているものです。

次に264ページ、265ページを御覧ください。

ここから歳出のほうに移ります。まず1款総務費の1項総務管理費、1目一般管理費の13節委託料を御覧ください。支出済額が409万7,775円を支出し

ております。これは介護保険関係のシステムの委託料として支払っております。

次に3項介護認定審査会費の1目介護認定審査等費の12節役務費で260万7,900円を支出しております。これは介護保険認定申請の際に病院から必要な主治医検証作成を依頼したときに係る費用でございます。不用額が33万8,100円となっておりますが、この作成依頼の件数が不確定のため支払額が確定しなかったために不用額が発生しております。

次に2目介護認定審査会費でございます。ページが移りまして266ページ、267ページになります。こちらの19節負担金補助及び交付金で318万2,000円支出しております。これは介護保険の認定審査会のほうが阿蘇広域のほうで行われますので、そちらの負担金として支払いをしております。

次に2款保険給付費でございます。1項の介護サービス等諸費の1目介護サービス等諸費の19節負担金補助及び交付金から7億4,916万4,894円を支出しております。こちらが要介護者さんが介護サービスを利用したときに給付費として支払ったものでございます。

次に、2項の介護予防サービス等諸費の1目介護予防等サービス諸費の19節負担金補助及び交付金で4,308万2,978円を支出しております。こちらは要支援者が介護予防サービスで利用した分として給付費で支出をしております。

次に268ページ、269ページを御覧ください。

4項の高額介護サービス費等でございます。1項の高額介護サービス費等の19節負担金補助及び交付金から1,781万5,847円を支出しております。また、2項の高額医療合算介護サービス費等の19節から204万3,723円を支出しております。これらは介護サービス利用者で、月々の負担額が一定額を超えた場合、その超えた分に対して支払いをしているものでございます。

次に6項の特定入居者介護サービス費等の19節負担金補助及び交付金でございます。こちらのほうは4,341万770円を支出しております。これは有料老人ホーム利用者分に対する給付費として支出をしております。

次に5款地域支援事業費、1項介護予防事業費、1目介護予防等事業費です。

ページが270、271ページになります。

そちらの13節委託料でございます。こちらが支出が593万6,339円を支出しております。これは地域支援包括センター委託料としまして536万9,019円、また介護二次予防訓練事業としまして56万7,320円を支出しております。不用額が26万1,661円となっておりますが、これは二次予防訓練事業の参加者の数が不確定のため支払額が確定できませんでしたので、不用額が発生しております。

次に2項の包括的支援事業費の1目包括的支援等事業費の中の1節報酬と4節の共済費につきましては、介護包括支援センターで非常勤をやっている方への報酬と共済費になります。2節、3節につきましては、任期付き職員でございますが、こちらは総務課のほうで計上している分になります。

続きまして、13節の委託料でございますが、委託料のほうで463万9,040円を支出しております。これは食の自立サービス事業ということで、配食サービス事業及び介護予防のケアプランの原案作成の委託料として支出をしております。

次に272、273ページを御覧ください。

7款諸支出金、1項償還金及び還付加算金の2目償還金の23節償還金利子及び割引料でございますが、こちらのほうで1,320万8,535円を支出しております。これは平成25年度の介護保険給付費及び地域支援事業費確定に伴います国費、県費、基金への償還金でございます。

次に3項の繰出金でございます。1目他会計繰出金、28節の繰出金で258万9,272円支出しておりますが、こちらにつきましても、先ほど言いました平成25年度の介護保険給付費及び地域支援事業費確定に伴います、町の分ですね、これを一般会計のほうで繰り出しをしております。

以上で説明を終わります。

○健康推進課長（馬原恵介君） 健康推進課長の馬原でございます。

二点ほど補足させていただきます。

まず一点目が返納金についてでございます。パスファインダーと今訴訟のほうを行っております、大体2カ月に1回の程度のペースで今事務のやり取りを行っております。なかなか内容まで入っていったないのが事実でございます、今度の11月末にございますが、そのときにやっとお互いの書類的にやりとりということで、今までは書類のどうやってつくるかという、そういった事務的な話でしたものですから、これからは、内容の審査に入ってもらいますので、また内容につきましては少しずつ進みましたときには御報告させていただきたいと思っております。

それからもう一点、すみません、255ページを開けていただいてよろしいでしょうか。

255ページの滞納繰越金についてですけれど、滞納繰越額で38名と書いてございます。このうちの金額は収入未済額が476万3,400円が入ってまいりますので、この58万6,800円は収入済額ということで、滞納繰越額ではございませんので、すみません。消していただきますよう、よろしくお願ひしたいと

思います。

以上です。

○委員長（立山広滋君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長（立山広滋君） これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長（立山広滋君） これで討論を終わります。

これから、本件について採決します。平成26年度高森町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定については認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（立山広滋君） 異議なしと認め、本件は認定すべきものと決定しました。

お諮りします。しばらく休憩したいと思います。よろしいでしょうか。

1時15分から再開します。お疲れさまでした。

-----○-----

休憩 午後0時15分

再開 午後1時15分

-----○-----

○委員長（立山広滋君） 定刻より若干早めですけれども再開します。

議案第48号、平成27年度高森町一般会計補正予算についてを議題とします。

健康推進課の説明を求めます。

○健康推進課長（馬原恵介君） はい。健康推進課長の馬原です。

決算に引き続きまして、各係ごとではなくて、ページに則して説明させていただきたいと思います。

では課長のほうで代わりに説明いたします。

では予算書の5ページをお願いいたします。

第2款の債務負担行為の補正について説明申し上げます。これについては午前中、住民福祉課のほうで説明があったと思いますけど、地域包括支援センターのシステムをリースしようということで、リースの管理に伴いましてリースの変更と、それから災害時の要援護者台帳管理システムのところですね、システムの整合性をさせるための補正でございます。

続きまして、歳入のほうに入ります。10ページをお願いいたします。

第18款の繰入金でございます。第2目の特別会計繰入金、これは特別会計介護保険に対する繰入金になっております。

歳入は以上です。

歳出です。14ページをお願いします。

第3款の民生費になります。第4項の老人福祉費です。委託料及び使用料及び賃借料については先ほど債務負担のほうで説明いたしまいたけれど、地域包括支援センターのシステムにつきましての補修委託料より機器のリース料になります。

それから5款の介護保険医療費になります。介護給付費の町の負担金、それから介護事務費繰出金ということでシステム改修費、これは補助事業の2分の1が町負担分です。合わせて790万6,000円の補正になります。

続きまして、その下の15ページになります。

4款の衛生費です。1目の保健衛生総務費になります。委託料です。健康診査委託料ということで、これは健康診査委託料として若干の不足が生じる恐れがありましたので、その分について補正させていただきました。

以上でございます。

○委員長（立山広滋君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（立山広滋君） これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。討論はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（立山広滋君） これで討論を終わります。

これから、本案について採決します。議案第48号、平成27年度高森町一般会計補正予算については原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（立山広滋君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第49号、平成27年度高森町国民健康保険特別会計補正予算についてを議題とします。

健康推進課の説明を求めます。

○健康推進課長（馬原恵介君） はい。健康推進課長の馬原です。

予算書に基づいて説明をさせていただきます。

補正予算書の6ページをお願いいたします。

歳入になります。主なものを説明させていただきます。

第8款の共同事業の交付金です。これは、共同事業交付金の事業の内容が確定したことに伴います財政安定化事業交付金の交付額1億3,895万8,000円行われることによる歳入増でございます。

それから第11款の繰越金です。その他の繰越金331万8,000円になります。これは26年度の決算が確定したことに伴います繰越金増額でございます。

続きまして、歳出になります。これも主なものを説明させていただきます。

第6款の共同事業支出金です。これは歳入で説明しましたとおり、共同事業交付金事業の拡張に伴います負担金補助及び交付金の増額でございます。1億3,895万9,000円となっております。

それから10款諸支出金の1目一般被保険者保険税還付になります。23節の償還金利子及び割引料ということで、これは一般被保険者の保険税、過年度分還付金ということで、常に還付金は発生しておりますが、今年度はさかのぼっての健康保険の離脱が多いものですから、脱退が多いものですから、その分ですね、結構かさむ金額が発生する恐れがあるので200万補正させていただきました。

以上でございます。

○委員長（立山広滋君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（立山広滋君） これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。討論はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（立山広滋君） これで討論を終わります。

これから、本案について採決します。議案第49号、平成27年度高森町国民健康保険特別会計補正予算については原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（立山広滋君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第50号、平成27年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算についてを議題とします。

健康推進課の説明を求めます。

○健康推進課長（馬原恵介君） はい。健康推進課長の馬原です。私のほうから説明させていただきます。

まず、歳入のほうから説明させていただきます。予算書の6ページをお願いいたします。

繰越金302万6,000円です。これは平成25年度分の繰越金が発生したことに伴います繰越金が302万です。

それから7ページです。歳出になります。

予備費が302万6,000円です。これは歳入の補正を行ったことによります歳出

の調整になります。

以上でございます。

○委員長（立山広滋君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長（立山広滋君） これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長（立山広滋君） これで討論を終わります。

これから、本案について採決します。議案第50号、平成27年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算については原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（立山広滋君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

続きまして、議案第51号、平成27年度高森町介護保険特別会計補正予算についてを議題とします。

健康推進課の説明を求めます。

○健康推進課長（馬原恵介君） はい。健康推進課長の馬原でございます。私のほうから説明させていただきます。

補正予算書に基づいて説明をさせていただきます。6ページをお願いいたします。

歳入につきましては、国庫支出金それから支払基金交付金、県支出金、繰入金につきましては、27年度分の給付費に伴いまして、各費目の負担額が確定したことに伴います補正でございます。

介護につきましては、国、県、支払基金、町と負担割りが決まっております、給付費が確定すれば決定するわけです。その分の負担割りについては各予算のほうから、その分を増やすことになっておりますのでその分の増額となっております。

それから第7款の繰越金、これ7ページになります。第1節の保険給付費繰越金ということで847万5,000円を減額しております。これは平成26年度分の決算が終わったことに伴います繰越金の確定に伴います減額でございます。

続きまして、8ページ、9ページになります。

歳出について説明申し上げます。8ページと9ページの上段までは歳入補正予算に伴います財源の組替えになっております。

それから第7款諸支出金ですね。第2款の償還金になります。償還金利子及び割引料1,057万5,000円増額しております。これは平成26年度分の決算が終わったことに伴いまして、先ほど申しました、国、県、支払基金に対する、26年度で交付

をいただきました負担金につきまして、補正予算をした分についての保険料還付額です。

続きまして、10ページになります。

第7款諸支出金の他会計繰出金です。これは255万1,000円の繰出金になっております。これは町負担分につきまして、一般会計への繰り出しになっております。

以上でございます。

○委員長（立山広滋君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（立山広滋君） これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（立山広滋君） これで討論を終わります。

これから、本案について採決します。議案第51号、平成27年度高森町介護保険特別会計補正予算については原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（立山広滋君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、健康推進課に関連する付託案件については終了いたしました。健康推進課の皆さんお疲れさまでした。

-----○-----

○委員長（立山広滋君） それでは、本委員会に付託されました教育委員会関連の認定第1号、平成26年度高森町各会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

職員の方に申し上げます。発言される前に所属と氏名を言って発言してください。

それでは教育委員会の説明を求めます。

○教育委員会事務局長（阿部恭二君） 教育委員会事務局長の阿部です。

それでは、認定第1号、平成26年度高森町各会計歳入歳出決算につきまして、各担当係長より御説明を申し上げます。まず、学校教育係長よりお願いします。

○学校教育係長（法花津和明君） 学校教育係長の法花津です。

26年度の歳出決算について、不用額が20万円以上超えてるものについて御説明を申し上げます。

決算書の151ページを御覧ください。

○教育委員会事務局長（阿部恭二君） 委員長、すみません。事務局長の阿部ですけど、歳入のほうから順追っていきたいと思いますけど。歳入からですね。すみません。歳入のほうからお願いします。



○委員（佐伯金也君） 歳入はよか。佐伯ですが、歳出で不用額20万円以上出たのを主に説明してる時に歳入の根拠は言ってください。それでよかです。よろしいですね、ほかの委員さんたち。はい、それでお願いします。

○学校教育係長（法花津和明君） 学校教育係長、法花津です。

それでは、先に歳出のほうについて説明を申し上げます。

予算書151ページになります。

事務局費の需用費のほうが44万円ございますが、これは主にガソリン代、燃料代、食糧費の残額によるものです。

続きまして、下の20番扶助費ですが42万600円残額となっております。これは主に小学校に入学した子どもさんのところに送られます就学支援事業の支援券の使用分ということで残額しております。

続きまして、155ページを御覧ください。

小学校費になります。こちらは小学校2校分と事務局が小学校分として予算を取っている分の合計になります。11番目の需用費ですが、主に事務局費のほうにおける修繕料の残額がありまして、2校と事務局を合わせて97万円の残となっております。

また、14番の使用料及び賃借料で28万7,000円ございますが、こちらは、スクールバスの校外活動の使用料として見込んでいた分の残額となります。

続きまして、157ページに移ります。

こちら中学校費になります。こちら事務局分と中学校2校分の合計分となります。11番目の需用費ですが、主に高森東中学校の残額が残っている関係で、2校と事務局合わせて78万円の残となっております。14番目の使用料及び賃借料ですが、こちらは中学校のスクールバス校外活動分の残額ということで80万6,000円の残となっております。

159ページに移ります。

中学校の学校施設管理費となります。需用費で32万2,864円ございますが、こちらは事務局のほうで施設の突発的な補修に対応するための修繕費としてあげていたのが主な内訳となっております。

以上で学校教育係に関する分の説明を終わります。

○社会教育係長（住吉勝徳君） 社会教育係の住吉です。

161ページをお開きください。

4目の地域改善対策事業費で報償費が30万1,500円余っておりますが、これにつきましては、上在憩いの家でふれあい子ども会の学習会が毎週行われております。それが3月末までありますので、報償費が特定できなかったための不用とさせていただいております。

続きまして、163ページをお開きください。

5目の社会教育施設につきましては、生活環境課と予算が26年度は一緒になっております。その中で、需用費の77万5,502円とありますが、これは生活環境課と一緒に予算がなっておりますので、教育委員会分の不用としてはここに30万の不用が生じております。これにつきましては、電気代等の不用額が生じております。

社会教育係からは以上です。

○教育委員会事務局長（阿部恭二君） 事務局長の阿部です。

学校給食係の中川係長につきましては、現場のほうに出ておりますので、私が代わりまして説明したいと思います。

165ページになります。学校給食費の11需用費です。不用額が63万1,526円出ておりますが、これにつきましては、燃料単価が下がっております、それから光熱水費等が使用が少なかったということで、原因としては主な理由が挙げられます。63万1,000円不用額が出ております。

以上です。

歳入歳出決算につきましては以上でございます。

○委員長（立山広滋君） 以上ですか。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（立山広滋君） これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（立山広滋君） これで討論を終わります。

これから、本件について採決します。認定第1号、平成26年度高森町各会計歳入歳出決算の認定については認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（立山広滋君） 異議なしと認め、本件は認定すべきものと決定しました。

議案第48号、平成27年度高森町一般会計補正予算についてを議題とします。

教育委員会の説明を求めます。

○教育委員会事務局長（阿部恭二君） 教育委員会事務局長の阿部です。

議案第48号、平成27年度高森町一般会計補正予算につきまして、各担当係長より御説明を申し上げます。

○委員（佐伯金也君） これはもう、局長、あなたがまとめて下さいよ。少ないとだけん。

○教育委員会事務局長（阿部恭二君） 私でもいいですか。分かりました。すみません、私のほうから説明させていただきます。

最後のページになります。17ページになります。

教育委員会の事務局費で予算を組んでおります。需用費、修繕料、これにつきましては、高森東中学校のスクールバスの修繕料を計上いたしております。スクールバスにつきましては、東中学校に6台ありますが、この中の中型のスクールバスでございます。平成7年度に購入いたしまして、約20年経過しております。エアコンとか使用できないということで、今回修繕料を上げております。それから14節の使用料及び賃借料、これコピー機の使用料ということで、コピー機が変わりましたのでこの分の使用料を計上いたしました。それから備品購入につきましては、各中学校にアイパッドがあります。これの管理用の端末機ということで、各中学校に1台ずつパソコンを購入する予定で予算を計上いたしました。

それから、教育費の小学校費、学校施設管理費につきましては、高森中央小学校の南側に立木が17本ほどありますけど、ちょうど土手のほうにありますので、風が吹いて倒れる危険性があるということで、地域の住民の方からも要望がありまして、今回、賃金と機械使用料で伐採するというので予算を計上いたしました。

それから、社会教育費につきましては、社会教育委員長の山邊さんが県のほうの役員になられたということで、旅費と需用費のほうを計上いたしました。

以上でございます。

○委員長（立山広滋君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（立山広滋君） これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（立山広滋君） これで討論を終わります。

これから、本案について採決します。議案第48号、平成27年度高森町一般会計補正予算については原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（立山広滋君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で教育委員会に関連する付託案件については終了いたしました。教育委員会の皆さんお疲れさまでした。

-----○-----

○委員長（立山広滋君） 日程第2、所管事務の閉会中の継続調査について審議いたします。

閉会中の継続調査については、1、社会福祉と健康に関する事項、2、健康保険税

に関する事項、3、保育園に関する事項、4、学校教育及び社会教育の振興に関する事項、以上、4項目を閉会中の継続調査事項とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（立山広滋君） 異議なしと認め、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

これで、文教厚生常任委員会は閉会いたします。

お疲れさまでした。

-----○-----

閉会 午後1時40分

平成 27 年第 3 回定例会

建設経済常任委員会会議録

平成 27 年 9 月 14 日

高 森 町 議 会

# 平成27年第3回定例会建設経済常任委員会記録

平成27年9月14日

開会 午前10時00分

-----○-----

○委員長（後藤三治君） おはようございます。定足数に達しましたので、建設経済常任委員会を開会します。

それでは、本日の会議を開きます。

-----○-----

○委員長（後藤三治君） 日程第1、本委員会に付託されました議案について審議いたします。

まず、本委員会に付託されました農林政策課関連の認定第1号、平成26年度高森町各会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

職員の方に申し上げます。発言される前に所属と氏名を言って発言してください。

それでは、農林政策課の説明を求めます。

○農林政策課長（後藤健一君） 皆さん、おはようございます。農林政策課長の後藤と申します。お世話になります。

高森町歳入歳出決算書の詳細につきまして、歳入項目より歳出項目という順番で御説明を申し上げます。それぞれ担当係長が申し上げますので、よろしく願いいたします。

それでは、まず歳入のほうからお願いします。

○有機農業推進係長（甲斐武敏君） 有機農業推進係長の甲斐です。

30ページをお開きください。13款使用料及び手数料、1項使用料、5目農林水産業費使用料、2節農業機械使用料3万7,800円で、滞納が1名になっておりますけど、6月1日に収納しております。3節農業機械使用料過年度分については未だ未納で、6月以降に文書による請求はしておりませんが、電話をかけても電話に出てもらえない状態です。使用料は以上です。

○農林政策課審議員（古澤要介君） 34ページ、35ページ、農林水産業費手数料です。農業委員会手数料2万600円でございます。証明書等の手数料でございます。

○農林振興係長（村上純一君） 農林振興係長の村上です。

続きまして、46ページです。歳入、5目農林水産業費県補助金、1節農業振興補助金、13阿蘇火山降灰対策事業補助金まで、調定額におきまして、全て収

入しております。詳細につきまして、歳出項目で御説明させていただきます。

続きまして、5目農林水産業費県補助金、繰越明許費です。5節林業振興費補助金1,300万円、こちらも収納しております。

次のページです。48ページです。5目農林水産業費県補助金事故繰越、調定額、収入額2,963万8,000円です。こちらも歳出項目で説明させていただきます。

○農林政策課審議員（古澤要介君） 50ページ、農林水産業県委託金でございますけれども、農業委員会委託金、それから農業者年金委託金、農地中間管理事業委託金、全て収入済でございます。

○有機農業推進係長（甲斐武敏君） 有機農業推進係長の甲斐です。

52ページをお開きください。16款財産収入、2項財産売払収入、2目生産品売払収入、1節生産品売払収入で、13万3,920円滞納とありますけど、6万4,800円は4月2日に収納しております。6万9,120円は6月18日に収納しております。2節生産品売払収入過年度分については未だ未納で、6月以降、文書による請求は行っておりませんが、何回か電話をかけましたけど留守電で、メッセージを入れても返事が返ってきておりません。生産品売払収入は以上です。

○農林政策課長（後藤健一君） 農林政策課、後藤です。

歳入項目については、以上でございます。

これより歳出項目に移ります。

○農林振興係長（村上純一君） 農林振興係長、村上です。

116ページをお開き願います。116ページ、5款農林水産業費、1項農業費、1目農業総務費のうち7節賃金です。決算額139万500円、こちらは多面的機能支払事業に関します臨時職員の賃金となっております。補助対象です。

続きまして、2目農業振興費、1節報酬、決算額327万400円です。こちらは昨年度より新農業プランに基づいて開催しております農業塾の講師謝礼、担い手支援専任アドバイザー、草部出張所にアドバイザーとして甲斐幸一氏が勤務されております。また、中山間多面的機能支払事業で雇用しております非常勤職員の報酬の合計となっております。

次のページをお開き願います。続きまして118ページ、119ページ、19負担金補助及び交付金です。支出、決算額7,399万4,356円です。こちらの内訳の主たるものとしまして、中山間地域等直接支払交付金3,221万3,937円です。水田153ヘクタールに補助をしております。

続きまして、環境保全型農業直接支払交付金119万3,600円、約30町歩

の畑に対して補助金を交付しております。

続きまして、青年就農給付金2,700万円、夫婦5組、個人4名に対してまして青年就農給付金の補助を行っております。

続きまして、多面的機能支払交付金962万593円です。こちらは事業費の4分の1を町で負担することになっておりますので、962万円、こちらは交付しております。水田、畑、原野、合わせまして1,321ヘクタールを農地の維持に関します補助金です。

続きまして、2目農業振興費、繰越明許費のうち19負担金です。支出済額1億386万2,097円です。こちらは平成26年1月からの豪雪によりまして倒壊したハウスに対します撤去ですとか再建に関します補助で、繰越明許費で実施しております。町内33経営体の方が取り組まれまして、うち撤去のみが3件です。30経営体がビニールハウスの再建に取り組みられました。こちらの不用額の9,699万2,903円についてですが、畜産事業者の倒壊した牛舎を再建する予定でしたが、畜産事業者の事情によりまして、撤去のみの実施となりましたので、再建分を見込んでおりました分が不用額となっております。

ページをお開きいただきまして、120ページです。目3畜産事業費からいきまして、畜産事業費のうち19負担金補助及び交付金の額です。支出済額661万9,000円となっております。こちらが阿蘇あか牛草原再生事業と、阿蘇あか牛草原再生事業補助金が356万8,000円です。こちらは町内の牧野組合が10ございますので、10牧野組合に対します放牧に関する補助金となっております。町単独の費用としまして、野焼きの実施団体に交付しております牧野火入れ補助金が175万2,000円です。昨年度実績としまして、火入れ実施団体が10団体、面積にしまして285.5ヘクタールの火入れが実施されております。

続きまして、121ページ、23償還金利子及び割引料です。こちらは121万4,079円となっております。こちらは広域農業事業に関します最終年度の償還金となっております。

○農林政策課長（後藤健一君） 続きまして、農林政策課、後藤です。

5目の農林業地域改善対策事業費につきましては、維持管理のための修繕とかそういうものでございます。需用費は修繕料が95万2,992円です。

○農林政策課審議員（古澤要介君） 農林政策課、古澤です。

続きまして、121ページ、農業委員会費の13の委託料ですけれども、463万6,130円ですけど、内訳は農家台帳データ整備業務委託180万590円、農業委員会議事録作成業務委託28万8,360円、農家台帳システム端末バージョンアップ経費31万3,200円、農家台帳システム保守点検委託料32万4,



000円、農家台帳システム改修業務委託162万円、固定資産管理システム運用支援保守業務委託、固定資産税との2分の1負担ですけれども、28万9,980円、以上でございます。

123ページです。22、23ページです。8目の農業経営基盤強化事業費でございますけれども、19節負担金補助及び交付金131万4,000円でございますけれども、平成26年度から始まりました農地中間管理機構集積協力金でございます。131万4,000円の内訳は、経営転換協力金が2件の80万円、耕作者集積協力金が3件の51万4,000円となっております。

○農林振興係長（村上純一君） 農林振興係長、村上です。

続きまして、122ページの9目農地費について御説明します。123ページの19節負担金補助及び交付金です。支出済額533万9,351円です。不用額が33万5,649円発生しております。こちらは高森町公共的施設整備事業によりまして、町内の農林道の舗装を実施しております。昨年度の実績としまして、農道が6件、牧野道1件、林道4件、合計11件を公共的施設整備事業におきまして舗装の整備をしております。

○有機農業推進係長（甲斐武敏君） 有機農業推進係長の甲斐です。

124ページをお開きください。11目農業活性化施設費で、報酬額の賃金が不用額として8万円、旅費620円、需用費2万9,949円、役務費1万9,002円、委託料7万5,875円、使用料及び賃借料1,000円、原材料費で5,860円。

次の127ページをお開きください。備品購入費で920円、公課費で600円です。以上です。

○農林振興係長（村上純一君） 農林振興係長、村上です。

続きまして、126ページ、12目農業費、九州北部豪雨災害対策費についてです。16節原材料費、支出済額116万2,944円です。こちらは前原牧野に行きます東牧といわれます水兼道路の舗装を牧野組合の方の直営によりコンクリート舗装しております。コンクリート舗装の原材料代です。

続きまして、13目ががんばる地域緊急経済対策費の繰越明許費分ですね。15工事請負費、支出済額1億1,850万円です。すみません、飛びまして上の13委託料1,137万949円と併せて説明いたします。こちらはがんばる地域緊急経済対策費としまして、国の経済対策事業によりまして横山地区の用水路整備、草部第二地区です。隧道以外のオープン部分の整備を行っております。草部第二地区が施工延長563.75メートル、横山地区1,800メートル整備が完了しております。

続きまして、14目地域の元気臨時緊急経済対策費、支出済額1,094万7,701円です。こちらは草部地区の隧道工事、事故繰越の予算で実施しましたが、このうち補助対象にならない町単独費の部分の工事請負費をこちらで支出しております。内訳としましては、隧道内の崩落危険箇所の天井の整備ですとか、それに関わります照明費ですとか、隧道の補充モルタルの追加ですとか、そちらの工事請負費を出しております。

続きまして、14目地域の元気臨時緊急経済対策費、繰越明許費です。下の14目事故繰越分と併せて御説明いたします。工事請負費、繰越明許部分が1,269万9,478円、事故繰越予算が2,964万1,000円、総じて工事請負費です。合計しまして、草部地区の隧道部分3、4、5工区、合計939メートルの整備が完了しております。

続きまして、ページをお開きいただきまして、2項林業費です。1目林業振興費のうち12節役務費、支出済額276万円、こちらは林道下山久保線用地買収に伴います登記代、こちらを支出しております。

続きまして、15節工事請負費、支出額1,074万4,711円です。こちらは次のページで出てきますが、すみません、次のページと併せて説明いたします。次のページの1目林業振興費（繰越明許費）のうちの工事請負費、支出済額2,924万9,616円と、現年度分予算を合わせまして、林道下山久保線1,270メートル開設が完了しております。

前後しまして申し訳ございません。前のページにお戻りいただきまして、129ページ、17節公有財産購入費、支出済額405万4,742円です。こちらは林道下山久保線開設に伴います用地を買収しております。関係者16名、46筆の買収によりまして工事を完了しております。

次のページをお開き願います。130ページです。2目鳥獣被害対策費です。鳥獣被害対策費のうち19節負担金補助及び交付金としまして、支出済額2,828万500円となっております。こちらは主たるものとして、国の緊急捕獲活動事業を採り入れまして、イノシシの捕獲、幼獣を含む733頭、シカ950頭、サル51頭分に対する捕獲駆除の助成金がメインとなっております。

以上です。

○農林政策課長（後藤健一君） 農林政策課、後藤です。

以上をもちまして、支出項目の説明を終わります。

○委員長（後藤三治君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（岩下健治君） 2番 岩下です。

すみません。119ページの2目の明許繰越の中の、この再建中止によるこれ

ほどのへんの段階で分かりましたか。

○農林振興係長（村上純一君） 農林振興係、村上です。

繰越明許を設定した後に予算協議をしていたんですけど、やはり畜産事業者がもうこちらで営農しないということを決定されたのが遅れましたので、正確な時期までは。

○農林政策課長（後藤健一君） 農林政策課、後藤です。

当初、これは25年度の予算で、予算枠を取ったわけでございますけれども、実質的な撤去、再建とかいうのは、具体的に始まったのは26年度になってからでございます。当初は2億円程度で、畜産事業者のほうからうちのほうに見積書とともに要求が上がってきました。ただ、その後、会社の内部の事情によって、再建はしないということで、事業を縮小していくという方針に変更になったものですから、その時点でちょっともう繰り越しとった関係で、途中で繰越分も残として残すしかなかったというのが事実でございます。

○委員（岩下健治君） 2番 岩下です。

その繰り越してから、それがこの不用になった時期がいつ頃だったのかということをお尋ねしたんですけど、すみません、質問内容が悪かったです。

○農林政策課長（後藤健一君） 農林政策課、後藤です。

確か秋ぐらいだったと思います。するかしないか、いろいろ紆余曲折がありましたので。

○委員（岩下健治君） 26年の秋ということですね。

○農林政策課長（後藤健一君） はい、そうです。

○委員長（後藤三治君） よございますか。ほかに質疑ございませんか。

○委員（芹口誓彰君） 芹口です。

31ページと53ページ、農業機械の使用料の過年度分、滞納が6万4,000円、それから53ページの生産品売払いの過年度分で滞納、滞納が4万950円ということになっておるんですが、これ同一人物なのか、それからその滞納はいつ頃からなのか、それから今、電話で催促をされると、文書ではないということですけども、あとあとの記録を残すということであれば、やはり電話じゃなくして、きちっとした文書で督促をするのが妥当ですので、そういった手続を今後されるのかどうか、併せてお伺いしたいと思います。

○有機農業推進係長（甲斐武敏君） 有機農業推進係長の甲斐です。

農業機械使用料の過年度分については、あと生産品売払収入は別事務でして、これは25年度からの過年度分になっております。でも、文書はもう今言われたとおり、残すためにも文書で請求をしていきたいと思っております。

○委員（芹口誓彰君） これはやはり電話をしても電話も出らんし、留守電に入れても、なお対応もないということであれば、やはり郵便でやって、書留か何か受取証明あたりを取って、きちっとした請求をやっていかんと、いつまでたっても滞納として残っていきますので、そこらあたりはきちっとした督促の手続をしていただきたいと思います。

○委員長（後藤三治君） ほかに質疑ございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（後藤三治君） ありませんか。それでは、私のほうから一つ、121ページの畜産事業費の21節の貸付金、初年度は300万円あったのが、今年度、26年度は150万円ということで、この実績は今まで全然なかったのか。26年度はないということですけど。今年は相当減額されていると思いますが、残しとったがいいのかどうかですよね。その辺をちょっと検討されたのかどうかお聞きしたいと思います。

○農林政策課長（後藤健一君） 農林政策課長の後藤です。

当初、この制度を25年度から創設したわけでございます。私、実は農林政策課の課長として就任する人事を受けたときに4月以降だったということで、他町村では繁殖牛の素牛導入に対して直接補助金等を支出している方法が多いです。本町の場合は、もう補助金としてするよりも、その牛が育って、子どもを産んで、市場に出荷されたときに償還をしていただくということで、5年間貸し付けて、2年間の据置きということで、3年かけて返していただくということでしておりました。農家さんの要望はどちらかといいますと、直接的な支援のほうが、今は草原再生とか別のところからある程度の補助金が出ているということで、貸付金までも利用して、導入に対してそれをしようという方が問い合わせはございましたけど、実質的に要望には出てこないというのが実情でございます。当初300万円準備いたしましたけれども、状況的に要望があるかどうか分からないような感じがございましたので、準備につきましてはせっかく創設した制度でございますので、一度なくすということもいけないということで150万円に減額して、いろんな働きかけはしたんですけれども、制度上、状況的にはもう余り農家さん自体、その補助金とか云々は変わらないので、そちらのほうが使い勝手がいいということで、どうしても要望が上がってこないというのが実情です。今、後藤委員長さん御指摘のとおり、これをどういうふうにしていくかというのは、また委員さん方、皆さまの御意見を聞きながら、また部内でも検討して次年度、当初予算に上げるかどうかということのも、また検討課題として持っています。

○委員長（後藤三治君） ほかに質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（後藤三治君） 質疑がないようでございますので、続いて討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（後藤三治君） これで討論を終わります。

これから本件について採決します。

認定第1号、平成26年度高森町各会計歳入歳出決算の認定については、認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（後藤三治君） 異議なしと認め、本件は認定すべきものと決定しました。

-----○-----

○委員長（後藤三治君） 議案第48号、平成27年度高森町一般会計補正予算についてを議題とします。

農林政策課の説明を求めます。

○農林政策課長（後藤健一君） 農林政策課の後藤です。

一般会計補正予算（第4号）につきまして御説明を申し上げます。

1ページ目から順を追って、担当者のほうから説明をいたします。よろしくお願ひします。

○農林振興係長（村上純一君） 農林振興係長の村上です。

補正予算書の5ページをお開き願ひします。

5ページ、第2表債務負担行為の補正につきまして、3段目です。多面的機能支払事業、町推進事務分、デジタル複写機リース料を計上しております。債務負担行為の期間が平成28年度から平成32年度まで、限度額32万9,000円となっております。こちらは後ほど補正予算の項目で出てきますので、併せて説明させていただきます。

○農林政策課審議員（古澤要介君） 9ページをお願ひします。

県補助金の農業委員会補助金でございますけれども、耕作放棄地解消緊急対策事業補助金でございます。当初予算におきまして、100アールの予算を計上しておりましたが、175アールの御希望があり、県との協議の結果、追加できるということでございますので、既定額に22万3,000円を追加して計上させていただきました。なお、これにつきましては8月の13日付けで内示をいただいております。

○農林振興係長（村上純一君） 農林振興係長の村上です。

続きまして、4節林業振興費補助金、歳入補正額17万1,000円です。歳出

項目に伴います補助金の受入れですので、歳出項目で中身は詳しく説明いたします。

続きまして、5節鳥獣被害対策費補助金、合計しまして503万3,000円です。こちらも歳出項目に伴います補助金の受入れですので、こちらも歳出項目で御説明させていただきます。

続きまして、11節多面的機能支払事業推進費補助金8万1,000円です。こちらも先ほどの債務負担行為と歳出予算額に関係しますので、歳出項目で御説明いたします。

続きまして、予算書の歳出に移ります。歳出の15ページをお開き願います。

15ページ、5款農林水産業費、1項農業費、2節農業振興費のうち、14節使用料及び賃借料です。こちらは多面的機能支払事業の推進交付金を利用しまして、デジタル複写機のリースを今回計画しております。やはり補助事業で5年間の書類保存の義務が課せられておりますので、今現在、農林政策課で保有しますインクジェットのプリンターでは写真の写りが悪かったりですとか、やはりそういった鮮明に残しておく必要がございますので、この補助金を利用してコピー機のリースを、こちらは今回計上しております。

○農林政策課審議員（古澤要介君） 農林政策課、古澤です。

その下、農業委員会費負担金補助及び交付金でございますけれども、最初に御説明いたしました耕作放棄地解消補助金の歳出でございます。既定額に29万7,000円の増額をお願いするものでございます。

○農林振興係長（村上純一君） 農林振興係長、村上です。

続きまして、2項林業費、1節林業振興費のうち、19負担金補助及び交付金についてです。補正額34万2,000円です。こちらは間伐材供給安定化緊急対策事業の本町に対します割当が多く来ましたので、こちらは増額に伴います間伐材供給安定化緊急対策事業について説明いたします。こちらは県より面積の割当が多く来ましたので、歳出額で34万2,000円補正しております。こちらは財源としまして県が2分の1補助がございますので、歳入額に17万1,000円予算計上しております。

続きまして、2節鳥獣被害対策費です。19負担金補助及び交付金としまして、有害鳥獣駆除助成金、合計しまして853万6,000円の補正予算を計上しております。

お手元に配っております資料に基づいて説明いたします。こちらは分かりやすくペーパー1枚にまとめました。

まず、歳出予算額から御説明いたします。一番左側の①当初予算額で現在46

2万円の予算を持っております。今回、歳出見込額としまして、県からの予算割当が来ました部分を含みまして歳出を計算しましたところ、1,315万6,000円事業費を見込んでおります。補正額としましては、この2番から1番を引いた853万6,000円を今回補正予算に計上しております。この②の歳出見込額1,315万6,000円の内訳としまして、(A)の国費補助対象額といいますが858万1,000円となっております。こちらは昨年度まで、イノシシ、シカ、サル、有害駆除した分は全て申請すれば補助金 came 来ておりましたが、昨年度をもちまして緊急捕獲の事業を県が打ち切りまして、今回より町が申請した頭数に応じて予算額の上限が決められております。農林政策課としまして、昨年の捕獲頭数の実績に応じまして予算を要望したんですが、イノシシが295頭、隣にいきましてイノシシの幼獣が2頭、シカが296頭、この分の予算配分が来ております。イノシシ、こっちの国費を入れる分は、イノシシ295頭につきまして、1頭当たり1万1,000円、国費で8,000円、町単独で3,000円の、合計1万1,000円という見方になります。

イノシシの幼獣、いわゆるウリボウですが、国費が1,000円、町が3,000円、合わせまして4,000円になります。こちらが2頭しか決定が来ておりません。

続きまして、シカが296頭の決定が来ております。こちらが1頭当たり1万8,000円になりまして、国費が8,000円、県費が1,000円上乗せが付きまします。町が9,000円を合わせまして1万8,000円となります。こちらは合計しまして、国費が入ります対象事業としまして858万1,000円となります。

次のBの内訳です。457万5,000円となります。こちらがイノシシが300頭に合わせますために、5頭の町の単独分の3,000円、シカが384頭です。こちらは町の要領に基づいて出しますので、1万円となります。県費が1,000円、県費の1,000円充当しまして、町の単独で9,000円、合計しまして1,000万円となります。

サルが17頭です。1頭当たり3万円となります。県費の補助が1頭当たり1万1,000円、町が1万9,000円足しまして、1頭当たり3万円となります。サルの7頭分、単独費、こちらはもう実際捕れている分がありますので、こちらの7頭分を加えて計上しております。(A)(B)の合計しまして、歳出見込額は1,315万6,000円となります。

この歳出に伴います県費の内訳分が予算書の9ページに出ております。この順番どおりいきますと、有害鳥獣被害対策事業補助金、こちらはサルに対する補助金です。決定額が17頭分しか来ませんでしたので、今まで持っていました予算

から引きまして7万7,000円の減額。

続きまして、2番、特定鳥獣適正管理事業補助金、こちらはシカに対する補助金です。1頭当たり1,000円の680頭分で68万円決定が来ております。当初予算から引きまして、38万円の増額の補正予算となっております。

3番、鳥獣被害防止総合対策事業交付金、こちらは県費で受け入れしますが、大元は国費が入っております。それをこちらのイノシシの295頭の国費分の8,000円、イノシシ幼獣の1,000円、シカ296頭に対します8,000円の上乗せ、合計しまして473万円となっております。

最終的なものを参考として載せておりますが、大体1,315万6,000円に対しまして、国費の補助が473万円、県の補助が86万7,000円となっております。残りは一般財源の持ち出しとなりますので、こちらの捕獲頭数をします場合に、国費・県費42.5%の補助金をいただいて補助に当たっているという参考資料で付けております。以上です。

○農林政策課長（後藤健一君） 農林政策課、後藤です。

以上をもちまして、歳入歳出の説明を終わります。

○委員長（後藤三治君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（森田 勝君） 森田です。

今、鳥獣被害の詳しく説明がありましたが、この幼獣というところが、これは恐らくウリボウか、以上の小さいイノシシだろうということですね。それで、これは2頭しか捕れとらんということは、恐らく今後、いみる可能性というとは、これば見るともう一目瞭然だもんね。親を295頭捕れとって、幼獣は2頭しか捕れとらんでいうことは、これは1頭でどンドン、どぎゃん少なくとも2、3頭はイノシシは子が出てくるわけで、それが1年に2回目は6頭か7頭ぐらいになるわけです。それで、イノシシのこの295頭もばってん、幼獣のほうにももうちょっと、これからの捕獲はしないと、1,000円だけん、恐らくこれで放しなはる人が多かつじゃなかろうかと、今疑問に思った。

○農林振興係長（村上純一君） 農林振興係長の村上です。

町の要綱では、イノシシは成獣もウリボウも同じで3,000円となっているんですけど、国からすると、県の規定が、イノシシが1,000円しか割当が来ておりません。やはり猟師さんたちの話を聞きますと、やはり皆さんが皆さんじゃないですけど、やはりウリボウは逃がしたとか、そういった話は聞いております。しかし、研究結果を見ますと、1年1産なんですけど、子を全部捕ってしまうと、イノシシが2回発情して、2回産む場合もあると、そういう話も出ております。



ですので、あとはもうウリボウですので、箱罾を設置される猟師さんも、良識にやはりもう委ねるしかないというのが現状じゃないかと思っております。

以上です。

○委員（森田 勝君） はい、分かりました。

○委員長（後藤三治君） ほかにありませんか。

○委員（岩下健治君） 2番 岩下です。

ICTを使った、ちょっと事業名は忘れましたが、箱罾センサー等を高森色見地区で、この進捗状況と、あれはメスを捕獲したいということでしたが、進捗しておれば実績をお願いしたいと思います。

○農林振興係長（村上純一君） 農林振興係長の村上です。

まず、正式な事業名が「広域鳥獣クラウドプロジェクト推進事業」といいます。現在の進捗状況としまして、システム開発を入札の結果、富士通が落札されております。今現在、システムの開発中です。現地サポート業務、罾の正しい設置の方法ですとか、箱罾に有利におびき寄せの方法ですとか、それと専門知識を入れる業者さんも見積入札で九州自然環境研究所という、菊陽に本社を構えます会社が落札して、今、業務に当たられております。

業務の進捗状況としまして、現在2カ所で取り組んでおります。1カ所が色見地区の西丁地区です、畜協の周辺ですね。畜協の周辺からこちらの色見環状線までの範囲を、エリアを設定しております。2カ所目がフォークスクールの裏の中原の水田地帯です。事業を2カ所しております。西丁地区におきましては、今現在、追い払い機、獣が前を通りましたら、センサーで音と光で追い払うというのを5台付けております。この九州自然環境研究所と現場を回しまして、このへんが獣の通り道とか、そういったので設置指導まであっておりますので、今そちらに付けております。

色見地区には、今この専門家の指導を仰いだ箱罾を4基設置して、併せて駆除と追い払いをしております。やはり農家さんたちも電気木柵で自衛するということが大事ですので、今、県内の大手の末松電子工業という電気木柵のメーカーがあります。そちらの担当者呼びまして、現地で正しい電気木柵の設置方法、こちらの研修会をしまして、非常に好評のうちに終わっております。皆さん、その後、間違った仕方をされとって、大分張り直しをされております。現在、猟師さんたちに協力を依頼しているんですが、入ったら教えてくださいと、電木の間から、もし被害があったら教えてくださいという話をしているんですけど、今のところ、1件も入ってきてないです、今のところ連絡はですね。そのある程度、一定の効果は出ていると思います。

今、富士通がシステムを開発しております、手元でタブレットを持って、上から見張りをする箱罾の設置は、大体12月からを考えております。システムの進行具合と、そのエリアの中でインターネットが通じる環境が出来上がる時間にもよりますが、やはり今、農繁期ですので、猟師さんたちは農家の兼業の方ばかりですので、農繁期の本格的な運用を目指しております。

上色見地区におきましては、現在のところ、電木の設置指導と、箱罾の設置、そちらにまだとどまっております。今、委託製品の進行待ちです。そういうのが現状です。おととい、金曜日に福岡市の富士通の九州支社におきまして、高森町と業務を一緒に連携してあります福岡県の直方市、それとこの九州自然環境研究所と、もう一つの専門機関、福岡県の農業試験場、富士通のビジネスパートナーの開発機関、こちらが一堂に会しまして、こちらの鳥獣クラウドの協議会といいますか、そういった立ち上げの会場に参加しております。現在のところ、進捗状況は以上です。

○委員（岩下健治君） 2番 岩下です。

できれば、収穫期に間に合えばよかったなという感じがしましたので、お尋ねをいたしました。以上です。

○委員長（後藤三治君） ほかにありませんか。

○委員（芹口誓彰君） 芹口です。

この有害鳥獣の金額ですが、さっき決算では大体総額が2,828万円、その内訳として、イノシシが733頭、それからシカが950何頭ですかね、サルが51頭というような報告がありました。今のこれでいきますと、かなり昨年の実績と比べると、予算計上というのが非常に少ないと、去年の半分以下ということになっております。補助金等につきましては、上限があるということですので、仕方ありませんけれども、こういった頭数の差については、町単独として上乗せでもして補助金をやって、もっと捕獲を推進されるのかどうか。やはり有害鳥獣対策とすれば、やはり絶対数を減らすということが一番効果がありますので、やはりこういった有害鳥獣に対しては、捕獲をするというような方法でやるとすれば、もう少し予算の補正なりをして、単独でも上乗せをして、有害鳥獣対策をされるのかどうか、お考えをお聞きしたいと思います。

○農林振興係長（村上純一君） 農林振興係長の村上です。

芹口委員さんがおっしゃるとおり、今の予算規模、もうこちらの補正予算が成立した後の話なんです、予算規模で約半分になります、捕獲の駆除はおっしゃるとおりですね。やはり私たちが心配するのが、この補助金が下がったことによって、猟師さんたちの今まで2年間でできてきた意欲ですね、捕獲意欲の低下

が一番今懸念されているところです。この補助金を申請しますときに、やはり去年の実績よりも少し多く出したんですけど、決定がこれだけしか来ておりませんので、今のところ、町の要綱によれば、この補助金が乗らないのであれば、イノシシ1頭当たり3,000円、シカが1万円しか払えない状況です。ですので、やはり皆さんがこの補助金が減った後、猟師さんたちがどれだけ動かれるのかと、そういった意欲も見ながら、補正予算の協議も進めていかなければいけないんじゃないかと思っております。このままもう補助金が下がったけんといつて、もう猟師さんたちがもうお金が出らんならもう捕らんとか、そういったようになってくると、私たちもそれはやはり駆除隊として委任をして行ってもらうわけですので、そういったところへんも協議なり指導なり入れていって、補正予算には臨みたいと思います。以上です。

○委員長（後藤三治君） ほかにありませんか。

○委員（森田 勝君） 今、猟師さんが、今良識的にたい、金が出たり、捕るとか捕らんとかじゃなくして、やっぱりそこは行政の中からも、猟師さんとの話合いの中でやっぱり継続的に捕ってくれという話はしてもらわんと、金が出るけんするとかせんということじゃないけん、そこはやっぱり行政との話の仕方で、私は猟友会とも話ばしてもらいたいと思います。

○農林振興係長（村上純一君） 農林振興係の村上です。

先月、猟友隊の隊長を寄せまして、こういった予算の払い方になりますと、9月に補正予算は上がりますという説明はしております。この予算規模で昨年度の実績のとおりいきますと、大体10月いっぱいまで予算は恐らく、この補助対象の予算がなくなってしまう見込みです。ですので、その後にもう1回寄ってもらって、どういった今から捕獲活動をしたいという協議はさせてくださいという話は、その場でしております。ですので、その話も受けまして、また機会がございましたら、議員さんたちのほうにも相談なり、御報告なりしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。以上です。

○委員長（後藤三治君） ほかに質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（後藤三治君） これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（後藤三治君） これで討論を終わります。

これから本案について採決します。

議案第48号、平成27年度高森町一般会計補正予算については、原案のとおり

り可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（後藤三治君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、農林政策課に関連する付託案件については終了いたしました。

農林政策課の皆さん、お疲れさまでした。

-----○-----

休憩 午前10時51分

再開 午前11時00分

-----○-----

○委員長（後藤三治君） 本委員会に付託されました建設課関連の認定第1号「平成26年度高森町各会計歳入歳出決算の認定について」を議題とします。

まず、平成26年度高森町一般会計歳入歳出決算について、建設課の説明をお願いします。

その前に、職員の方に申し上げます。発言される前に所属と氏名を言って発言してください。

それでは、建設課の説明を求めます。

○建設課長（松本満夫君） 建設課、松本です。

平成26年度の歳入歳出決算につきましては、各担当係のほうから事項別明細書におきまして、順次ページを追って説明させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

○住宅係長（野尻典男君） 住宅係の野尻です。よろしくお願ひいたします。

資料の32ページ及び33ページをお願いいたします。

歳入、13款使用料及び手数料、使用料の第7目、土木費使用料といたしまして、住宅家賃の歳入ということになります。当初予算額4,619万8,000円、収入済金額のほうはそれに対しまして、4,627万5,330円ということになります。これは現年度分です。滞納繰越分といたしまして、収入済額のほうは84万5,080円ということで、調定額がそれぞれ4,704万2,150円。滞納繰越分のほうは、調定額188万3,720円となっております。

続きまして、国庫支出金国庫補助金の目4衛生費国庫補助金といたしまして、節のほうは環境衛生費補助金、これは浄化槽の補助金です。そちらにつきまして、当初予算額のほうは484万1,000円、収入済調定額のほうは380万2,000円となっております。

以上です。

○建設課長補佐（荒牧 久君） 土木、荒牧です。

同じページの7の土木費、国庫補助金の1、土木社会資本整備総合交付金、収入済額1億1,950万9,000円となっております。

これは、1本1本路線ごとに言ったほうが、よろしいですかね。では、路線名だけを申し上げます。中原線、西原・前原線、村山・高尾野線、片山・下山線、牧戸線、橋梁補修工事です。

続きまして、3の狭あい道路整備促進事業補助金、社会資本整備総合補助金の率は65%です。狭あい道路の促進事業補助金は50%の補助となっております。

830万円入っております。これは、村山・旭通線です。

○住宅係長（野尻典男君） 住宅係の野尻です。

同じページですね、36、37ページの第2節、住宅社会資本整備総合交付金といたしまして、これは下町A団地です。こちらのほうの外壁塗装ということで、3棟行いました。収入済額のほうが371万4,000円。調定額も同じで371万4,000円となります。

以上です。

○建設課長補佐（荒牧 久君） 土木、荒牧です。

38、39ページをお開きください。7の土木費国庫補助金の繰越金です。1の社会資本整備総合交付金1,378万2,000円、収入済額として入っております。これは橋梁補修工事で、小倉原橋、それから上高根切橋、それと第二高根切橋、この3橋を補修工事を行っております。

それから、狭あい道路整備等促進事業費補助金4,033万2,000円入っております。これは、社倉・水迫線、それから村山・旭通線、久原・東西線の1、2工区です。それから円福寺・坊ヶ平線、それと男原線の分でございます。

続きまして、42、43ページをお開きください。2の総務費県補助金、5の道整備交付金7,810万8,000円入っております。これは、大戸ノロ・本河原線で、それと永野原・河原線の分でございます。道整備の補助率50%となっております。

それから、総務費県補助金の繰越分です。3,037万8,000円入っております。この道整備交付金です。これも大戸ノロ・本河原線分です。

以上です。

○住宅係長（野尻典男君） 住宅係の野尻です。

資料の44、45ページをお願いいたします。

第15款、同じく県支出金の節のほうで、第1節、環境衛生費補助金といたしまして、県補助金といたしまして収入済額のほうが321万2,000円、調定額

も321万2,000円となっております。

以上です。

○建設課長補佐（荒牧 久君） 建設課長補佐の荒牧です。

続きまして、歳出に移らせていただきます。138、139ページをお開きください。

2の土木費降灰対策費161万円を支出しております。これは降灰除去費、町道の幹線道路、県と受託契約をいたしまして、延べ延長70キロ、1キロ当たり2万3,000円で契約をしまして、路面清掃を行っております。

続きまして、道路維持費の賃金です。これは維持関係の賃金を計上しております。それから11の需用費988万5,801円です。支出済額がですね。そのうちの790万円が修繕費でございます。町道の維持・管理のための修繕を行っております。

続きまして、委託料2,603万2,000円の支出済額を計上しております。これは社会資本整備総合交付金事業の路面性状調査と、橋梁補修調査設計、それから道路台帳の修正業務でございます。そして625万円を翌年度、27年度へ繰り越しております。橋梁調査と路面性状調査分を繰り越しております。

それから、14の使用料及び賃借料481万3,576円を計上しております。賃金より80万1,000円を流用しております。これは、機械借り上げに不足しておりましたので、その分を流用しております。

続きまして、15の工事請負費、支出済額602万2,961円。これは取首・水湛線の側溝改修、それから大楯木・社倉線の側溝改修、掛干線の排水流末工事、それから県境線の側溝改修工事の工事を行っております。それから27年度で1,900万円を繰り越しております。これは橋梁補修工事の分でございます。

続きまして、18の備品購入費140万9,000円を支出しております。これは、津留地区に2台、野尻地区に1台、尾下地区に2台、河原地区に2台、中地区に1台、これは除雪の排土板、フロントグレーダですね。トラクターのフロントに付けるドッキングの、その除雪用の排土板を購入し、貸付けています。

続きまして、140、141ページをお開きください。道路維持費の繰越分です。委託料216万円を支出しております。これは、小倉原の橋梁補修調査設計を計上しております。工事請負費から231万3,000円を流用しております。これは、この橋梁補修の調査設計に特化したためでございます。

それから、工事請負費1,959万1,200円を支出しております。これは先ほど歳入でも申し上げました、小倉原橋と上高根切橋、第二高根切橋の橋梁補修工事でございます。不用額として29万8,800円が不用額として残っております。

す。これは工事の補正の予算後に確定したために、不用額が生じました。

それから、新設改良費のほうの12役務費です。294万9,286円を支出しております。これは道路改良工事に伴います登記手数料でございます。不用額として23万710円が不用額として残っております。これは、中原線の抵当権抹消に時間を要したために、補正後に確定したことによりまして、23万714円が不用額として残っております。

それから、13の委託料1億1,670万434円。これは西原・前原線の測量設計において、村山・高尾野線の測量設計において、片山・下山線の測量設計において、牧戸線の、これは測量は終わったんですけど、その後に警察からの修正依頼、交差点距離による修正分です。それによりまして、測量を、線形を変えましたので、その分の修正を行っております。

公有財産購入費から34万3,000円流用しております。これは西原・前原線で、CBR試験をするために予算が不足しましたので、その分を流用しております。次に、工事請負費2億1,400万6,931円。これは社交金の村山・旭通線、の永野原・河原線、牧戸線、1、2工区、それから道整備の大戸ノロ・本河原線、社交金の中原線1工区、2工区、と橋梁架け替え工事の分でございます。なお、1億4,500万円を27年度へ繰り越しております。これは中原線の1工区、2工区、橋梁分。それから、片山・下山線の舗装、牧戸線の改良工事。大户ノロ・本河原線の改良工事分でございます。

それから、公有財産購入費です。252万5,877円を支出しております。これは改良工事に伴う用地買収費です。中原線、村山・旭通線、牧戸線、天神・前原線、これは天神・前原線は、単県砂防分です。前原谷側の砂防工事に伴います、町道天神・前原線の用地購入分でございます。

それから、次、負担金補助及び交付金です。390万円を支出しております。これは、単県補助分です。単県補助の負担金です。津留・柳線、それと改良工事分、それと美化側溝の高森停車場線の分でございます。75万円、不用額として残っておりますけども、これは補正後に負担金の金額が確定したための不用額でございます。

それから、補償補填及び賠償金151万8,646円支出しています。これは改良工事に伴います、立木補償でございます。まず色見環状線、それから天神・前原線、先ほども申し上げました、単県砂防事業の分でございます。それから中原線、これは流用を31万9,000円しております。天神・前原線の単県砂防の立木補償におきまして、苗木が当初予定しておりました本数より多かったためにその分不足しまして、31万9,000円を流用しております。

続きまして、142、143ページをお開きください。新設改良費の繰越分でございます。

まず役務費でございます。145万3,968円を計上しております。これら改良工事に伴います登記手数料分でございます。男原線、円福寺・坊ヶ平線、村山・旭通線でございます。それと、用地ともう一つが大戸ノ口・本河原線の抜根分の産廃手数料を計上しております。

工事請負費の次が1億4,424万145円を計上しております。これは先ほど申しあげましたとおり、社倉・水迫線、久原・東西線の一部工区、円福寺・坊ヶ平線、これは円福寺は2回追加分も行っております。男原線、それから大口ノ口・本河原線1、2工区、村山・旭通線でございます。単独分の永野原・宮原線の流末排水工事を行っております。これは流用を各費目から行っておりますけれども、各工事の変更に伴うものでございます。それによって工事費が不足するために流用を行っております。

それから、公有財産購入費228万3,274円を計上しております。これは改良工事に伴います用地購入費でございます。男原線、それから円福寺・坊ヶ平線の分でございます。

続きまして、補償補填及び賠償金208万500円を計上しております。これは改良工事に伴います、建物移転の補償でございます。円福寺・坊ヶ平線の建物がありますことによります建物の移転補償でございます。これも209万6,000円を流用しております。建物の移転補償分を流用しております。

次に河川費でございます。河川総務費の負担金補助及び交付金514万2,000円です。これは前原谷川の単県砂防負担金、あとは河川対岸境界とか、河川対岸、それから治水の会費でございます。

続きまして、河川維持費の需用費です。149万9,935円を支出しております。これは高根切川、第二高根切川の河床の修繕です。河床が洗堀しまして、そこがたまりとなって周辺住民からの苦情がありますので、その修繕を行っております。また赤羽根の中島川なんですけど、護岸が洗堀しまして、上に里道が通っておりますけど、里道に危険が及ぶということで、周辺住民からの修繕の要望がございましたので、その補修を行っております。

以上でございます。

○住宅係長（野尻典男君） 住宅係、野尻です。

では、歳出に関しまして同じページです。142、143ページをお開きください。

第4項住宅費、第1目住宅管理費といたしまして、節のところ賃金のほうが支



出額32万4,600円、これは23節のほうに予算流用をいたしましたけれども、23節の説明の折にまた詳しく説明したいと思います。

資料の144、145ページをお願いいたします。住宅管理費の中で、9の旅費、こちらのほうが支出額が1万7,670円となっております。

続きまして、11番の需用費です。こちらの支出額のほうが708万6,026円、これは住宅の修理費のほうが大半の支出の額となっております。

続きまして、13番の委託料です。こちらの支出額のほうが345万5,784円となっております。これは住宅の浄化槽の維持管理費です。こちらのほうが大半の支出となっております。先ほど最初のほうに申し上げました3万5,000円の賃金からの流用ですね、23の償還金ということで、こちらのほうが住宅使用料の2重払いが発生したということで、還付するもので賃金のほうから流用いたしまして、支払いをさせていただいております。3万5,000円になります。

続きまして、住宅管理費で節のほうが工事請負費です。こちらのほうは先ほど申し上げましたように、下町A団地の3棟、外壁塗装に伴う工事請負費ということで742万9,850円支出をさせていただいております。

続きまして、3目住宅環境費ということで、19節の負担金補助及び交付金ということで965万5,700円支出をいたしました。これは浄化槽の補助です。補助分ということで支出をさせていただいております。

以上です。

○建設課長補佐（荒牧 久君） 土木の荒牧です。

168、169ページお聞きください。農地等災害復旧費の13委託料174万9,600円を支出しております。これは、上仁田水地区の災害時の測量設計業務委託でございます。それから15の工事請負費です。955万8,000円を支出しております。これは、同じく上仁田水地区の農地施設等災害復旧工事を行っております。

次に、補償補填及び賠償金です。4万5,648円を支出しております。これは補助事業にあります、災害復旧費の上仁田水地区の揚水機をボーリングをしたんですけれども、その年が大体元々計画水量まで達しておりませんでしたので、応援水をこの工事で行いました。それで、そのボーリングでは水をまかなえないということで、その年の電気料金を補償しております。これを委託料から4万6,000を流用しております。

以上でございます。

○水道係長（今村親助君） 水道係、今村です。

ページが前後しますが、76、77ページをお願いいたします。第2款総務費、

第18目水資源対策費として、負担金補助及び交付金を145万3,000円支出しております。これは公共的施設整備事業補助金といたしまして、山付神原水道組合、上老良原水道管理組合、ライオンズビレッジ大堀管理組合のそれぞれポンプの入替え、タンクの改修などを行った際の補助金となっております。

第28節繰出金としまして、3,296万5,550円支出しております。これは簡易水道特別会計の繰出金となっております。

以上、歳出の説明を終わります。

○委員長（後藤三治君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（岩下健治君） 岩下です。予算書を見ますと、25年度から26年度、26年度から27年度、道路関係ですけれども、この繰り越す原因と、もう一つはこの予算の充当とか、予備費の充当の仕方、これは何か問題点があると考えていらっしゃるのでしょうか。

○建設課長補佐（荒牧 久君） 土木、荒牧です。

まず流用なんですけれども、実際はそこまで精査して予算を組むべきだと思います。ただ、どうしても工事をする段階で、いろいろな不足部分とか、また発生した場合、そういった場合はそれは本当はよくないんですけれども、流用あたりはですね、今後注意していきたいと思います。

あと繰越しなんですけれども、やはり用地交渉に時間を要したりとか、そうした場合、年度末のほうに工事がいつってしまった場合、やむを得ず繰り越さなくちゃいけない場合もございます。なるべく私たちも、ややこしいので、繰越しは避けたいというふうに思っております。

予備費の充用につきましては、これは3月に災害が発生しまして、財政とも協議しまして災害復旧の、27年度当初でもそうなんですけど、災害復旧の委託については予備費から充用するというような形で協議を行っております。

以上でございます。

○委員（岩下健治君） 何か課長、いい案がありますか。

○建設課長（松本満夫君） 繰越工事の関係について、ちょっと補足になりますかどうか分かりませんが、繰越しが多くなってきているという、御指摘をいただいたわけなんですけれども、実際、平成24年度の北部豪雨災害の災害復旧工事あたりから、繰越工事は若干増加しているような傾向でございます。その間、緊急経済対策事業も打ち出されまして、その年にまだ3月あたりの補正もありまして、繰越しになりまして、そういった流れから、事業量も増加しておりますけれども、繰越工事あたりが今、補佐のほうから申し上げましたように、それぞれごとに諸

般の事情はございますけれども、そういった影響もあるのかなというふうには感じております。

以上です。

○委員長（後藤三治君） ほかには質疑ありませんか。

○委員（森田 勝君） 33ページの住宅使用料現年度分についてお伺いします。この滞納の現年分が73件、それから繰越分が114件となっておりますが、この方々は毎年滞納をされておられるのか、少しずつでも行政のほうに入っているのか、そこをどうでしょうか。

○住宅係長（野尻典男君） 住宅係、野尻です。森田委員さんの質疑に対してお答えいたします。

まず現年度分の73件、この内訳として13名いらっしゃるんですけど、そのうちの8名が高額であり、次の滞納繰越分の中に絡んでいるというような形になっております。滞納繰越分が114件ということで、11名いらっしゃいますけれども、上と一緒にですね、8名分が、ちょっと言い方悪いですが、常習者というか、そういう状態になっております。

ちなみに参考になるか分かりませんが、6月30日時点では、決算のときが187件あったんですけども、162件ということで現段階では25件ほど減っているような状況です。ただ、中身としては滞納を繰り返されている方というのは、そのままというか解消されてないというのが現状です。

以上です。

○委員（森田 勝君） 私もちよつとでも、話に聞いていますが、現在、居留守、それからゴミ屋敷のような話をちょくちょく聞きますが、公共住宅の中でそういうゴミ屋敷とか、居留守を使った住宅などがあるのかなのか、ちょっとお伺いします。

○住宅係長（野尻典男君） 住宅係、野尻です。今の質問に対してお答えさせていただきます。

まず生活実態がないという住宅に関しては、今自分のところで把握しているのが、5件ほどあります。そのうち、滞納もされているとか、ちょっと片づけがなっていない、そのまま放置になっているという件数が3件ございます。

盆前に一つ大きなちよつと案件があったんですけど、退去をされたんですけど、そのまま放置されて、ゴミ屋敷のようになっているというような所があったんですけど、何とかお盆前には大体片づけをしていただいて、解消しつつある状態です。まだ100%ではないんですけど、そういうような状況になっております。

以上です。

○委員（森田 勝君） 森田です。これはもう皆さんも御存じのように、テレビ等でいろんなゴミ屋敷の放映などがありますが、私は、これは一番怖いのはですね、こういう家に火なんかをもし放った場合ですね、隣近辺は迷惑します。それから、現在、草など生い茂って、草取りもしない、蚊が発生して困るというような住宅からのいろんな話も聞いておりますので、特にそういう今言われような物件については、目を光らせてですね、対応してもらいたいと思っているんです。

以上です。

○委員長（後藤三治君） ほかに。

○委員（岩下健治君） 2番、岩下です。住宅使用料の滞納の件ですけども、同じく、保証人さんを必ず取っていらっしゃいますよね。その人たちあたりに、さっき別件で芹口委員も言われたんですけども、文書でのやり取りとか、保証人さんとのやり取りをされているのかどうか、教えてもらえますか。

○建設課長（松本満夫君） 建設課、松本です。保証人さんは、住宅の場合には幸いと言いますか、おられますので、そういった滞納が進んできている方、遅れ気味が長期に渡る方については、電話等を行っております。文書は、私はちょっと記憶がないんですけど、電話等ではそういった形で助言をしていただくようお願いをしているのが現状です。

以上です。

○委員（岩下健治君） 2番、岩下です。先ほども話が出たんですけども、電話での記録を取ったのかどうか分かりませんが、それは法的に効果があるのかどうかということ、後々に。それについては、ちゃんと保証人さんがいらっしゃることであれば、そこらも含めてですね、呼び出すなり、やっぱりしていかなないと、この滞納はいつまでも減らないと思うんです。もうちょっと厳しく、入られたときの気持ちに入所の方もなられてですね、しておかないと、後々また不納欠損などという話に、おられないだったら逃げられたとかいう話になると、非常に困ると思うんです。

○建設課長（松本満夫君） 建設課、松本です。今、御指摘のように、文書のほうではやっておりませんが、保証人さんと本人さんを交えて、建設課に役場のほうに来てもらって、いろんな今後についての相談はしたことはございます。今、御指摘がありましたように、滞納がなかなか進んできますと、本当に徴収プロジェクトあたりでも一緒に徴収対策を行っておりますけれども、やっぱり取りにくくなっているのは現状ですので、住宅の場合、保証人というワンクッションありますので、そういった方々の利用と言いますか、そういうのを十分踏まえて、今後は少しでも増えないようなことで対応していきたいと思っております。

以上です。

○委員（岩下健治君） よろしくをお願いします。

○委員長（後藤三治君） ほかにありませんか。

○委員（芹口誓彰君） 芹口です。今、岩下委員から話がありましたように、必ず文書等でちゃんと督促をすると。ただもう住宅使用料については、所得階層で対応して入居しているはずですので、そうですね、使用料というのは無理して取るとかいうことはないと思います。なおさら保証人もおられますので、滞納というのは発生するはずはないというのが、やはり一般的な考えですので、なるべく早く滞納がないように文書でしていただきたいと思います。

それから、先ほどまた指摘がありましたけれども、この流用関係、特に141ページ関係については、繰越しをした工事請負費について、委託料のほうに流用がされていました。これ委託料は流用した後に、節の設定をされていると思いますけれども、繰り越した後に委託料が発生した理由ですね、何なのか。それから次の143ページ、これにつきましても、公有財産購入費、それから15の工事請負費371万5,000円、これは半分以上、公有財産を経費を流用している。これはなぜ当初ですね、公有財産というのは大体の経費とか、分かるはずですので、半分以上もこういう工事請負費を持っていた理由は何なのか。それから工事請負費も、流用した上にまた他のところに持っていったり、これはどっちが早かったか、ちょっと分かりませんよ。持ってきてから余ったからまた持っていったのか、足らなかったから持ってきたのかどうか分かりませんが、こういった流用の仕方というのは本当ではないし、建設課に限って多額の金額を流用しておりますので、十分今後は気をつけて予算執行というのはしていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（後藤三治君） 私のほうからも、同じような件ですので、今、芹口委員のほうから言われましたけれども、繰越しをした事業に対して新しい節を設けられて、それを流用するというのであれば、その金額も非常に多額でありますので、今非常に臨時議会等も頻繁に行われておりますので、やはり議会への説明責任を果たす必要は、私あると思うんです。こんな多額の金額をですね、流用で終わってしまうということは、やはり言わば議会軽視にも、私は当たると思いますので、十分この点は注意していただきたいと思います。

特に143ページの役務費などは、多分当初の予算は500万ぐらいあったんじゃないですかね。これが支出額が140万で、残ったのが150万あって、更に200万円ほど流用するという事は、予算の組み方にもちょっと問題がある

のではないかと思われても仕方ない面があると思いますので、やはり今後は十分ですね、先ほど課長が言われましたように、災害も非常に建設課対応は、工事も増えて大変だったとは思いますが、やはりその辺はしっかりと機会あるごとにやはり説明をして、補正等をされて予算を使っていたらいいということをお願いしておきたいと思えます。

○委員（森田 勝君） 森田です。今、芹口委員、それから後藤委員から話がありましたように、この流用の件ですね、説明はありますが、もう少し詳しい一覧表などつくって持ってきてもらわないと、言葉で言って、どこどこ川とかでちょっと瞬間で聞いたばかりで、ちょっと分かりませんので、こういう問題が出たならですね、今後はやっぱりこういうふうに、用紙を付けてから説明をするようにお願いしていきたいと思えます。

以上です。

○委員長（後藤三治君） ほかに意見は何か。  
[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（後藤三治君） これで質疑を終わります。  
続いて討論を行います。討論はありませんか。  
[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（後藤三治君） これで討論を終わります。  
これから本件について採決します。平成26年度高森町一般会計歳入歳出決算については認定することに御異議ありませんか。  
[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（後藤三治君） 異議なしと認め、本件は認定するものと決定しました。

○委員（岩下健治君） 暫時休憩をお願いしたいと思いますけれども。

○委員長（後藤三治君） 暫時休憩との発言がっております。休憩を行いたいです、よろしいでしょうか。  
[「はい」呼ぶ者あり]

○委員長（後藤三治君） それでは、1時から再開したいと思います。よろしくお願ひします。

-----○-----

休憩 午前11時50分

再開 午後 1時00分

-----○-----

○委員長（後藤三治君） それでは、再開いたします。

次に、平成26年度高森町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算について、建設

課の説明を求めます。よろしく申し上げます。

○水道係長（今村親助君） 水道係、今村です。

平成26年度簡易水道事業特別会計の歳入歳出決算書について、説明させていただきます。

286ページ、287ページをお願いします。

歳入についてですが、1款使用料及び手数料、1目水道使用料としまして、現年度分が9,315万4,850円入っております。収入未済額としまして、153万3,240円となっております。

2節滞納繰越分、調定額775万9,120円にしまして、収入済額が100万6,660円となっております。収入未済額が643万9,860円となっております。

続きまして、3款繰入金。これは一般会計からの繰入金になります。これが3,296万5,550円入っております。

続きまして、4款財産収入としまして、4節利子及び配当金。これは基金の利子の収入になります。744万4,639円となっております。

続きまして、5款繰越金としまして、平成25年度からの繰越金としまして2,751万6,357円入っております。

続きまして、6款諸収入としまして、2節弁償金。調定額が1,051万3,920円に対しまして、収入済額が3,000円となっております。これは、職員公金横領に伴う弁償金となっております。

7款地方債としまして、1節施設事業債としまして1,780万円入っております。この事業債としましては、山鳥及び前原本管布設替工事に伴う過疎債が880万円と簡易水道事業債が900万円となっております。

歳入については、以上です。

続きまして、歳出について説明させていただきます。

1款水道費、1目一般管理費としまして、初めに9節旅費ですが、流用を行っております。平成26年4月8日に、当初予算の算定段階では非常勤職員の雇用が確定していなかったために、雇用の決定が3月末にありましたので、予備費より4万8,000円充用しております。

続いて、平成27年3月18日に地方消費税率が変更になったため、公課費が不足しましたので、公課費に2万6,000円予算流用を行っております。

続きまして、11節需用費ですが、不用額が68万871円となっております。これにつきましては、主な不用額としましては、水道使用料が減ったことにより光熱水費が26万4,103円余っております。

修繕費についてですが、見込みより修繕が減少したため、修繕料が36万1,662円不用となっております。

続きまして、13節委託料ですが、支出済額が878万5,920円となっております。これは内訳としましては、町営水道施設の管理委託料、これは高森、色見が52万4,400円、草部、野尻が106万5,600円となっております。町営水道施設の塩素滅菌設備維持管理委託料が129万6,000円、山鳥地区水道本管布設替設計委託料が129万6,000円、前原地区水道本管布設替設計委託料が124万2,000円、冬野排水池更新詳細設計委託料が116万6,400円となっております。

続きまして、15節工事請負費ですが、支出済額が1,816万6,636円となっております。内訳としましては、山鳥地区の水道本管布設替工事が984万916円。前原地区水道本管布設替工事が635万400円。量水器取替工事が合計で4地区行いまして、197万5,320円となっております。

続きまして、18節備品購入費が支出済額が98万3,642円。これは水道メーター器の購入費となっております。

292ページ、293ページをお願いいたします。

続きまして、2款公債費、27節公課費ですが、支出済額が366万5,800円となっております。これは、9月に平成25年度消費税及び地方消費税の確定申告納付額が197万3,100円。3月に平成26年度の中間申告納付額としまして、168万4,900円となっております。この3月に支払う分が不足したために、旅費より2万6,000円予算流用を行っております。

続きまして、1款公債費、23節償還金利子及び割引料。これは元金のほうが5,123万823円と利子が1,470万280円となっております。

最後に、予備費としまして、これが先ほど説明しましたとおり、旅費のほうに予備費を14万8,000円充用しております。

以上、簡易水道特別会計の決算について説明いたしました。

○委員長（後藤三治君） ただいま説明が終わりましたので、ただいまから質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（岩下健治君） 2番、岩下です。

水道使用料、287ページの不納欠損、滞納者。それと289ページの雑入の中の弁償金、これについての対応をお教えます。

○建設課長（松本満夫君） 建設課、松本です。

287ページの不納欠損の方につきましては、この方は以前から滞納のあられた方でございますけれども、徴収プロジェクトチームでも一緒に御対応させてい



ただいた方でごさいます、この方はお店をされている方でしたけれども、その方が亡くなられたということで、税務課と一緒に、徴収プロジェクトと対応してきました、この方は固定資産税と水道料だったわけですが、顧問弁護士あたりとも話を、相談されて、結局お店の分だけなんですけれども、豆腐店を運営されとった方ですね。この方に関しては、遺族へ承継すべきではないということでの助言をいただきましたので、不納欠損処理をさせていただいております。

それと、弁償金でごさいますけれども、これにつきましては、国保も一緒に、こういった弁償金関係でごさいますけれども、一緒に対応はさせてもらってるんですけれども、水道は水道といいますか、建設課は建設課のほうでなるべく納めていただくようなことで、本人とも会いながら交渉はしてきておりますけれども、実際問題、本当にわずかな、たった3,000円というふうな納付の状況で、こういうことじゃいけないんですけれども、お金がないということで、そういった整理が進んでいないのが現状です。

これにつきましては、水道ばかりじゃなく国保あたりと一緒に連携を取って、今後に対応しなくちゃならないというふうには考えております。

○委員（岩下健治君） 287ページ、滞納者への対応はいかがでしょうか。

それと弁済金で、国保のほうは事前にもう1回説明がっております。併せてしていただくならいいかなと思っておりましたので申しあげましたので、建設課単独でといっても、片づくような問題じゃないというふうに認識しておりますので、そこらを例えば月1回ずつ督促をやりに行ったとか、そういう対応をしていらっしやったことがあれば、その点も含めて報告をお願いしたいと思います。

○建設課長（松本満夫君） 建設課、松本です。

まず滞納のことですけれども、先ほどの住宅のほうでも滞納の関係につきましては、御指摘がありましたように、水道のほうはそれ以上に厄介で、以前から平成11、2年ごろからの滞納の積み重ねが、現在こういうふうになっているということでございしますが、滞納の整理につきましては、十分重要性は認識しております、徴収プロジェクトプラス建設課でも、それぞれ随時の対応、また出納閉鎖前も閉鎖前の対応としまして、係を越えて各班体制を持ちまして、時間外徴収等も行ってきたわけです。

滞納額の増加につきましては、昨年よりもといいますか、なるべく増えていかない状況で、実績は上がっているのかなと思っております。でもこれをこのままじゃなくて、更にどんどん減らしていくような努力を、課だけじゃなく、そういったプロジェクトもございしますので、やっぱり滞納者は、水道料ばかりじゃなく税もほかのも全部重複している関係にごさいますので、プロジェクトの中で

の対応がやっぱり重要になってくるかというふうに考えております。

それと弁償金につきましてですけれども、国保のほうで議会のほうに全員協議会の中で、報告があっているということでございまして、その折に、一緒に同席して建設課も報告すべきであったと、そこはちょっと反省しておりますが、数字的には、その中で一緒に報告をするということであったので、私もちょっと一緒に参加して報告しなかったのは手落ちだったかというふうに反省をしております。

対応でございまして、それこそ電話じゃいけないということなんですけれども、電話等でコンタクトを取りながら、相手の方には連絡取って、なかなか担当のほうも催促はしております。担当ばかりじゃなくして、地域出身の職員もおりましたので、その方も通じて接触もしておりますけれども、実際に入ってきたお金が本当に微々たるお金だったということでございまして。対応は随時してきたのはしてあります。

○委員（岩下健治君） 今、言われた、さっき私が言うのは、どの程度回数を行ったか、対応をしようとは分かるとるわけですので、回数とか、ただ督促を出しましたただけなのか。そのプロジェクトチームで、例えば2カ月いっぺんに回っておりますとか、そういう対応の仕方を聞いたかったんです。

○建設課長（松本満夫君） 督促やらの出し方。

○委員（岩下健治君） 督促は分かりますので、プロジェクトチームで一生懸命言いよんなはるけん、何回ぐらいその同じところに、滞納者80名と65名で、これはおそらくだぶつとるところもあると思いますけれども、多く見ても80名の方がおられるのに、やっぱり顔を見せて、やっぱり「こうなんですよ、滞納ばお宅はしとんなはるですよ」というのを表してこんど、なかなか文書でやっても、もうちり箱に入れれば、1回すると終わりですので、顔見せをどのぐらいされたのかというのを聞いたかったんです。

○水道係長（今村親助君） 水道係、今村です。

滞納の対応といたしましては、まずは督促状発送ですね。督促状発送を行ってまだ反応がない人は最初は電話をいたします。電話でも反応がない場合は、訪問を行うということなんですけど、回数としましては、ちょっとそれこそ付けなくてはいけないんでしょうけど、ちょっと付けていない状況ですので、回数というのはちょっとなかなか出てこないところなんですけど、盆前とか、督促状を送って反応がない人にはすぐ訪問を行う。それと年末年始という形で随時訪問を行っています。

○委員（岩下健治君） 弁済金のほうは。

○水道係長（今村親助君） 弁済金のほうはですね、国民健康保険係のほうと一緒に

訪問をしたのが、それもやっぱり回数をちょっと今後は付けていこうとは思いますが、正確な数字はちょっと付けていないので出ませんが、3カ月に1回ぐらいのペースで今のところ訪問を行っています、なかなか現状本人のほうはお金がないということで、ちょっと歳入のほうが入らないというのが現状となっています。

○建設課長（松本満夫君） 建設課、松本です。

回数については、滞納整理も含めてといいますか、整合というのがありますから、それぞれにはじけば回数は出るかと思いますが、基本的には大体収入があった給料日のあととか、1カ月に1回あたりに、収入が入ったあとに連絡して行って、徴収を少しでも5,000円でも1万円でもいただいているというのがやり方です。人によっては、2カ月に1回、3カ月に1回になっている方もいらっしゃいます。人によって一律じゃないということです。基本的には毎月1回は行くような気持ちといいますか、体制ではおるような現状です。

以上です。

○委員長（後藤三治君） ようございますか。

○委員（岩下健治君） いいです。

○委員長（後藤三治君） それでは、ほかに質疑。どうぞ。

○委員（芹口誓彰君） 悪質滞納者に対しては、水道の蛇口を全く停止するのは無理だけでも、ちょっと絞るのはできるというような規則をつくっております。やっぱりあれに基づいてするかどうか十分検討して、大変実行するのは難しいかもしれませんが、やっぱり悪質な滞納者に対しては、差押えまではしなくても、やっぱりそういったことも含めて、執行しながら滞納整理というのはしていかなと、なかなか徴収率の向上にはつながらんと思いますので、難しいかと思いたすけれども、検討方よろしくをお願いします。

○建設課長（松本満夫君） はい、松本です。

今の委員さん御指摘のように、給水停止条例というのが実際、町のほうで定められていますので、電気料とかあんなのみたいに、納めなければすぐ止めるというふうな方法をしていいというふうにはなっておりますけど、なかなかそれが今まで踏み切れていないのが現状でして、なかなか絞っても、自分でまた開けなるもんだけん、なかなか難しかったですよね。そこの機械を特別に買うと、また結構経費もかかるというふうに、調べたら聞きましたし、今、おっしゃいましたことを踏まえながら、執行部、上のほうとも相談して、なかなか水を止めるとなるとマスコミあたりも結構注目してあれますので、厳しいのが現状ですが。ただおっしゃるように滞納をそのままというのは均衡もとれませんし、担当課としては大

変苦慮しておりますし、今後も継続して、優先的にやっていかなければいけない事項というふうには考えております。

○委員長（後藤三治君） ようございますか。

○委員（芹口誓彰君） はい。

○委員長（後藤三治君） ほかに何かありませんか。

○委員（森田 勝君） 森田です。

確か6月議会だったか、村山地域の畑の中に水道管が埋設しとるというふうなことを聞かしたばってん、ほかにもそういう地域があるかどうか、お伺いします。

○水道係長（今村親助君） 水道係、今村です。

今年度、先ほど説明いたしましたとおり、村山地区の民地をわたっている水道管に関しましては、移設を行う工事を今、現段階では設計中ですが、本年度中に工事を完了してしまうところではあります、その他にもまだまだ畑、民地ですよ。畑とか山の中を通っている水道管というのは多々あるのが現状であります。

○委員（森田 勝君） 今、多々あるというような話でございますが、今、山鳥、前原かな、ほかにも布設があったちゅう話ばってん、町内の本管は何十年ぐらい今現在たつとつとかな。そういうところもちよつと話ば聞きたいです。

○水道係長（今村親助君） 高森町内の水道管に関しましては、過去の石綿セメント管ですかね、ACPという石綿セメント管なんですけど、その管に関しましては、もう現段階では布設替えを行ってしまっておって、布設替えが全部完了している現状ではありますけど、その他にも本管がずっと通ってるんですけど、古いもので40年ぐらい経過しているものが現在あります。

○委員（森田 勝君） 森田です。

それは先ほど言われた何か、中にまだそれが残つとつとが入つとるちゅうこと。

○水道係長（今村親助君） 水道係、今村です。

石綿のセメント管は、もう現存はしておりません、町内ではですね。ただ、古いものは鉄管でいいまして、昔のガス管によく使われていましたASGPというんですけど、あの管がまだ現在も残っているのは、数的にはあります。

○委員（森田 勝君） はい、分かりました。

○委員長（後藤三治君） ようございますか。はい、どうぞ。

○委員（岩下健治君） 2番、岩下です。

何べんかですよ、管路図の予算は上がったような気がしますけれども、今、完全な管路図というのは全地区できているんでしょうか。

○水道係長（今村親助君） 水道係、今村です。

管路図に関しましてはですね、全地区というのは完成はしておりません。一番

漏水というか、管路が一番通っていて、高森、色見あたり、あの二地区の管路図に関しましては、作成してから年数が経過しておりますので、現場に持ち出したりしておりますので、破損はちょっときておりますので、これからちょっと専門業者さんに見積りをお願いして、予算にちょっと計上していく段階ではあります。

○委員（岩下健治君） 2番、岩下です。

何でお尋ねしたかって、今のように畑とか山林の中通つとるほうが、管路図があれば簡単に分かるんじゃないかなと思ったもので質問しました。ただ、いずれにしても水道管の管理はですよ、管路図がなからんと今後もでけんと思いますし、早急に何らかのやっぱり対応をされたほうがいいと思います。

以上です。

○委員長（後藤三治君） ほかに何か質疑はございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（後藤三治君） これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。討論はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（後藤三治君） これで討論を終わります。

これから本件について採決します。

平成26年度高森町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算については、認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（後藤三治君） 異議なしと認め、本件は認定すべきものと決定しました。

-----○-----

○委員長（後藤三治君） 次に、平成26年度高森町農業用水供給事業特別会計歳入歳出決算について、建設課の説明を求めます。

○水道係長（今村親助君） 水道係、今村です。

平成26年度高森町農業用水供給事業特別会計歳入歳出決算について、説明させていただきます。

304ページ、305ページをお願いします。歳入から説明させていただきます。

1款財産収入、1節利子及び配当金、収入済額が1,157万941円。これは基金利子の収入になります。

3款繰越金としまして、400万5,716円は、平成25年度からの繰越金になります。

続きまして、歳出について説明させていただきます。

1 款農業用水費、1 1 節需用費ですが、これは支出済額が1,390万1,041円。この内訳としましては、電気料が1,310万8,731円。修繕料が78万4,944円となっております。

以上、説明を終わります。

○委員長（後藤三治君） ただいま説明がありました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長（後藤三治君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長（後藤三治君） 討論なしと認めます。

これから本件について採決します。

平成26年度高森町農業用水供給事業特別会計歳入歳出決算については、認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（後藤三治君） 異議なしと認め、本件は認定すべきものと決定しました。

-----○-----

○委員長（後藤三治君） 議案第46号、工事請負変更契約の締結についてを議題とします。

建設課の説明を求めます。

○建設課長（松本満夫君） 議案第46号の工事請負変更契約の締結につきましてですけれども、初日提案時に御指摘がありましたように、私の提案理由や答弁も分かりにくく、不安を与えるような答弁内容となってしまいまして、議員の皆様には大変御迷惑をおかけいたしました。

議案第46号で御提案申し上げました工事請負の締結につきましてですが、内容ですけれども、初日も申し上げましたけれども、九州豪雨災害対策事業、中原橋橋梁架替工事につきましては、平成27年の第1回定例会におきまして、この契約の締結について御承認をいただいておりますけれども、最終的に工事内容の計画等の変更の必要が生じたので、今回、契約の変更について御提案したものであります。

契約金額の変更の主な理由につきましては、最終的に出来高確定で行う方法をとっておりますので、それまでに工事の進捗に伴いまして、設計と実際の工事現場の状態が一致しない等の理由がございまして、橋台基礎の杭作業の変更に伴う

ものでございまして、杭の鉄筋を組むための溶接金具の追加等や掘削機をつり上げるクレーンが自走式から分解組立式に変更したことや、また掘削機が同様に分解組立式に変更し、機械運搬費等の費用を追加しております。

また、旧橋梁撤去工事の際に発生したコンクリート殻の処分量等が当初設計数量よりも増加したために、いろいろ合わせまして計画変更となったわけでございます。当初契約額が5,210万円ということでもございましたが、376万8,413円を増額いたしまして、5,668万8,413円で契約させていただきたいと思っております。

この事業は補助金事業でございまして、国の地方防災安全社会資本整備交付金で補助採択を受けとりまして、防災・減災などの安全を確保するための工事であります。平成26年度からの繰越工事であるということで、順次御提案を申し上げたわけでございます。

それと、初日にですね、議員さんのほうから質問がありました点につきまして、その場ではちょっと整理しきれず、答弁内容が不十分であったということで補足をさせていただきたいと思っております。

まず一点目が、質問の中をちょっともう1回よく整理してみましたらば、簡単に補正は認められないということがありましたけれども、今回の場合の工事請負契約に関しましては、繰越しの予算の範囲内でもございまして、今回は予算の補正は行っておりません。

それと二点目が、設計ミスではということでもございましたけれども、平成25年度でこの中原橋につきましては、測量の入札が行われまして、きちっとした手続で測量は終了しておりまして、実際の工事現場の状態が設計と一致しない等の理由で、数量等あたりが変更になってきたということでもございまして、今回の工事に限らず、変更はありますというか、ないならないほうが一番いいんですけれども、そのあたりは御理解をいただきたいというふうに思います。

それから三点目、参考に設計費用と北側、南側の町道改良工事の契約金額についての説明を求められましたけれども、これにつきましては、ちょっと私のほうで数字を準備しておりませんでしたので、本会議の中では説明ができなかったということでもございますので、後ほど荒牧補佐のほうから、補足説明をしていただきたいと思います。

それから四点目でしたけれども、繰越明許費につきまして議会で8,132万4,000円であったがというような御指摘もございましたが、この数字につきましては平成26年度の予算で、繰越明許費の補正につきましては、款、項の道路橋梁費1億7,025万円で3月17日に承認をいただいております、道路新設改良費に

おきましては、1億4,500万円の予算の中の中原線を一応目安として5,000万円となっております、今回この予算の範囲内の増額となっております。

それから五点目ですけど、看板変更の遅れ、管理不足ということで厳しい御指摘もございましたけれども、これは本会議の中でも謝罪したところでありまして、以後、こういうことがないように注意していきたいというふうに考えております。

それから六点目につきましては、当初の工期の31日には検査が終わっておくべきだった、変更がなければ工事は完了していただけないかということでもございましたけれども、実際には工期変更を行っております、9月25日までの現在中原線は工期となっております、その変更理由としましては、御承知のとおり、長雨等で実際に作業が遅れたことを考慮して変更をしております。31日までに検査はそこまでの制約はございません。一応31日までに竣工届は当然出さなければいけないということは、私ども認識しておりますので、竣工届から2週間以内に検査を行えばいいというふうなことで考えておりましたので、そういうことで御理解をお願いしたいと思います。

それから七点目ですけど、8月6日に臨時議会があったので提案すべきではなかったのかということの御指摘もございましたが、これにつきましては、ちょっと私のほうで説明の仕方も悪かったかとは思いますが、答弁しましたように、最終的に旧橋梁の撤去が終了したのがお盆の8月14日ということで、それからいろいろな竣工届の書類上の提出があるということを考慮して、提案は最終的に数量が固まり、変更額の確定をして提案をするという計画でおりました関係で、そういった御指摘をいただいたのかなというのを考えております。

議会に対する説明不足、議会軽視という御指摘もございましたけれども、全くそういう気持ちはございませんでしたが、ちょっと今も申しましたけれども、町長からも補足説明がありましたように、特にみんなが注目している事業なので、担当課では気合を入れて進めるべきであり、今後もこういう議会承認事項におきましては、特に慎重に進めていくよう指示しているということもありましたように、私のほうの担当課としては、今までの従来のやり方といいますか、最終的に出来高数量が確定させて、その変更設計、積み上げを行いまして契約額を確定し、契約する方法で行いましたけれども、議会より御指摘がありましたように、今回のような大きな事業、災害復旧特別事業みたいな事業に関しましては、従来のやり方ばかりに頼らず、変更内容が生じたなら、随時、議会で承認をいただきながら進めるべきであったかなと反省もしております。

今後は議会に対する、先ほどほかの面でも御指摘がありましたように、説明不足と言われぬようにですね、説明していきたいと考えておりますので、何とぞ



御承認についてよろしくお願ひいたします。

10番議員さんの質問内容については、以上だったかというふうに整理させていただきました。

次に、先ほど別紙でお配りしております金額とか変更等の経過につきましては、荒牧補佐のほうから説明をいたします。

○建設課長補佐（荒牧 久君） 土木の荒牧です。

それでは、まず変更の内容について御説明を申し上げます。

一つは本会議の中で、設計の段階で、その設計自体がちょっと間違ってたといひますか、そういったのがあったんじゃないかというような御指摘があったんですけども、実際、設計の段階ではですね、クローラクレーンを用いるようなそういった工事の内容でありました。概算工事費あたりも積算立ててあったんですけども、私どもの当初設計におきまして、PC桁をつるのに自走式の100トンぶりのクレーンを使うので、合わせてそのケーシング掘削機も一緒につり上げたほうが安く上がるんじゃないかというような気持ちで実施設計をし、県の審査を受けまして入札をしたわけなんですけれども、私の精査が甘かったせいで、大村前原線側の進入といひますか、大村前原線から中原線への進入が実際できなかったということです。現場近くまでは来るんですけども、そこからがちょっと入れなかつたということで、私の精査が甘かったということで反省をしております。そういうことで、クローラの運搬費、そして分解、組立て、それとケーシング掘削機の運搬、分解、組立てを追加させての変更です。

それと産廃量なんですけれども、これは、通常PC桁におきましては、PC鋼材と鋼材の間は空洞となっているのが通常です。しかし、それが取壊しの段階で、実際取り壊してみたらその鋼材と鋼材の間にもコンクリートが入っていたということで、これはPC桁自体も橋台で隠れております。外見からは見ることはできませんでした。設計段階では目視することが不可能だったということで、また、取り壊せばそれだけ膨張もします。コンクリートが増しますので、その分が増えたということで、数量をマニフェクトに基づきまして変更、増額をしたというのが今回の変更の理由でございます。

次に、お手元の資料を参考に説明をさせていただきます。まず、平成27年度の繰越工事の状況ということで、これはすいません、2枚目になってますけど、まず中原線の改良工事、1工区、工事請負費が915万5,999円です。前払金で360万円前払をしております。550万5,999円は繰り越すという形にしております。

それから2工区が1,222万5,600円が請負額です。前払で489万円前

払し、333万5,600円は繰り越しております。

それから、中原橋の架替工事です。5,292万円が工事請負契約をしております。前払で2,116万円を前払し、3,176万円を繰り越しております。

今回の工事費370万円程度ですけど、増額をしまして、変更工事として5,668万8,413円。最終段階で今回の変更をお願いしているわけでございます。あとは各工事の道路改良費の内容となっております。

また、中原線の平成25年度事業を参考に、その下段になりますけれども、中原線の測量設計業務委託、25年度に完了しております。1,254万7,500円。和調査測量設計会社が落札しております。

それと中原橋のボーリング調査設計業務委託315万円。これは中央土木コンサルタントが請け負い、調査設計業務が完了しております。

次に、平成26年度の道路改良費の内訳表ということで、繰越調書の抜粋を、2枚綴りのやつですね。平成26年度の道路改良費内訳ということで1枚目ですね。まず、平成26年度の繰越調書を抜粋しております。事業費が中原線についてですが8,132万4,000円。平成26年度が3,132万4,000円。それから平成27年度への繰越しが5,000万円。これは項で繰越しの予算は定められておりますので、そのほか関係する事業を並べております。

中原線の平成26年度の事業といたしましては、先ほど申し上げましたように前払金の工事費を支払っており、あと用地費と補償費を支払っております。ですから調書の予算内、項としましては1億4,500万円ということで、平成27年度繰越事業費がですね。その中の中原線は5,000万円ということで、先ほど課長も説明しましたように、路線の中でも予算内ではあるんですけども、一応繰越しは項の中での予算というふうになっておりますので、報告をしたいと思います。

次に、中原線の工程一覧表について御説明申し上げます。まず、これは全部言ったほうがよろしいですかね。それともこの橋だけを。3月9日が契約日です。5,292万円ですね。当初の工期が3月19日から3月25日ということで、いろいろな書類が3月25日ぐらいまでに提出されております。それから変更契約、工期の変更を行っております。3月24日に行っております。3月9日から8月31日まで行っております。ここは中原のこの上色見川は砂防指定河川ですので、この指定地内の工事開始届が必要になってきます。それを3月30日にしまして、それから4月24日に砂防指定地内の工事変更許可申請を行っております。これは地元の要望がありまして、砂防の管理道路をかさ上げしてほしいということで要望がありましたので、その分を指定地内の工事変更の許可を受けまして工事を

行っております。それから、NHKの配線が通っておりますので、その移設申請等を3月25日に行っております。それから、クレーンの置場を確保するために、4月1日に楢木野さん宅の樹木の移設協議を行いまして、抜根等の産廃等も。この産廃はこれは1工区です、申し訳ございません。この4月1日の抜根の産廃は、すいません。これはこれでようございます、すいません。抜根は抜根産廃でお願いします。それと、4月6日に丁張り検査を行っております。4月6日には材料承認がされております。4月6日、これは暗渠の排水処理を指示しております。

次のページです。次のページからは橋台等の床掘り検査とか、いろいろな検査の要請とかであります。4月27日に、クレーンの変更協議を行っております。結局ここで分かったわけです。クレーンが分解が必要ということですね。無溶接金具、4月21日に変更協議を行っております。4月30日に、4月分の履行報告ということで、工程の計画が13.7%です。実際には14%、実績で進んでいるということで報告があっております。それから、6月1日には5月分の履行報告ということで、24.1%の計画工程で25%実績では進んでいるということで報告が上がっております。

次のページになります。6月30日に6月分の履行報告が上がっております。68.4%の計画に対しまして55%と。それから7月31日に7月分の履行報告としまして、92.2%が90%ということで履行報告があっております。それから、8月24日に産廃の処理集計表をいただいております。変更工期の契約を8月20日に行っております。増額変更の施工伺いを8月25日に行っております。工期を延長した関係で、8月分の履行報告が95%の同じく95%ということで報告が上がってきております。

以上でございます。

○委員長（後藤三治君） ただいま担当のほうから説明がありました。

この問題につきましては、提案説明の初日の折に、議員さんのほうから先ほど課長が答弁されましたような質問をいただいております。

また、今回、この変更契約の議案を提出するということ、私も8月6日臨時議会後に担当課長のほうから伺いましたけれども、そのときも担当課長さんには申したんですけれども、多分話があったのが1日か2日前だったと思いますので、できるなら臨時議会に間に合うなら載せてもらおうと良かったなということも一口は言いましたし、今後工期内で、もし精査ができるようであれば、臨時議会を開いてでも変更契約をせんと、これでは終わらないなという話もしました。

そういう過程の中で、今説明があったように、最終が8月24日ぐらいに確定したということで、その前にも工期の変更等はされていたということで、数字が

固まった段階で、臨時議会か9月の議会も予定されていまして、今、考えているところですよという御説明でした。

私も通常であれば、初日に提案をされて、こういった災害工事でありますけれども、多少なりと変更はあるものと予期しておりましたし、提案された中で十分な説明があれば、その場で、初日に決定という今までの流れでございましたので、今回もそういうふうになるのかなと私は思っていたところです。

私としてはそういう議案が提出されても、やはり町民の方にいち早く安心していただく道路整備ができればなという思いでおりましたけれども、議員さんからやはりそういう質問があったということは、最終的にこの建設経済常任委員会に付託された案件でもありますので、これから皆さんから質疑を受けますが、やはりこの常任委員会でしっかりした説明を受けたと、どういう形になるかちょっと分かりませんが、質問をしていただいて、やはり最終日の報告のときは、そういったものを払拭できるようなやはり報告をさせていただきたいと思っておりますので、どうかよろしくお願ひしたいと思っております。

それでは、ただいまから質疑を行いたいと思っております。質疑のある方、どうぞよろしくお願ひいたします。どうぞ。

○委員（岩下健治君） 2番、岩下です。

中原線工程一覧表の2枚目。これは25年に測量設計の業務委託は終了しとるということで、それはその後受け取られたあとは、変更とかについてはもう業者さん委託じゃなくて、建設課のほうでされたということですね。（「はい」と呼ぶ者あり）はい。それを前提にお話をします。

この下請報告とクレーンの変更協議、これは片一方、下請の報告書ですのであれですけども、実際にくい打ちを始めたのはいつなんでしょうか。橋台のくい打ち。

○建設課長補佐（荒牧 久君） 土木、荒牧です。

この4月27日の日にクレーンの変更協議が出ておりますので、その後になると思っておりますけれども、今、手持ちに設計書がないんですけども、設計書を見れば分かると思っておりますけど、今、宙にはちょっと申し訳ございません。

○委員（岩下健治君） 委員長、ちょっと暫時休憩してもらっていいですか。

○委員長（後藤三治君） はい、いいです。

それでは、しばらく休憩したいと思います。よろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○委員長（後藤三治君） それでは、担当課よりできるだけ必要な書類を持ってきていただきたいということで、15分から始めたいと思っております。よろしいでしょ

うか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○委員長（後藤三治君） それでは、それまで休憩したいと思います。よろしくお願いいたします。

-----○-----

休憩 午後2時00分

再開 午後2時15分

-----○-----

○委員長（後藤三治君） それでは休憩前に引き続きまして、委員会を再開いたします。

先ほど岩下委員の質問で、クレーンの変更時期等について質問があっておりますので、担当のほうからお答えをお願いしたいと思いますが。

○建設課長補佐（荒牧 久君） 土木係、荒牧です。

現場打ちくいの立会いを4月27日に行っております。

○委員（岩下健治君） 配筋検査のときね。

○建設課長補佐（荒牧 久君） はい。そうです。

○委員（岩下健治君） いや、だけんくいを打ち始めたのはもうその後すぐやっとなるわけ。

○建設課長補佐（荒牧 久君） はい、そうです。

○委員（岩下健治君） クレーンの変更も、くいの変更もこの時点で分かったということであれば、やっぱりそこ辺で議会に説明をしとって、そうすると今はもう9月だけん。課長が最初言った橋台の撤去のときのコンクリートがらの件、それはもう空洞だった。空洞の箱のやつが空洞じゃなかった。橋梁の撤去はいつごろ始めたか。

○建設課長補佐（荒牧 久君） 土木係、荒牧です。橋梁の撤去はですね、8月6日に協議がなっています。橋梁の撤去については、8月6日にこのコンクリートの状況について、間詰コンクリがあったということで立会いを要請されています。

○委員（岩下健治君） 今後はたい、できればやっぱり4月に分かった分が今、こん前変更の理由に上げた中で課長が2つあるね。8月6日のコンクリートがらの件、やっぱりそこ辺では金額をちゃんと把握していつとってたい、そして工期変更なり何なりするならやっぱり、二十日に変更がしてあるからは、やっぱりそこ辺で何らかやっぱり、さっき委員長が言うた報告を今後とっていくべきでしょうね。

○建設課長（松本満夫君） 建設課、松本です。

先ほど冒頭の説明で申し上げましたように、従来のやり方はですね。工事は最終的に出来高数の固まって、変更契約も一度に最終的に固めてするっていうやり方を考えとった関係で、4月に変更があった分もあれば、5月に変更あった分もあり、最終的にコンクリートがらの数字が固まってやったっていうやり方がどうであったかっていうのは反省したところでございます。

先ほど指摘がありましたように、クレーンとかそういった関連に関しては、4月の段階でもうそういうことは分かっただから、説明といいますか、説明不足ではなかったかということにもつながったんであろうというふうに、そこは反省して、今後はですね、特にこういった大事な高額な事業につきましては、形は今後検討するとしまして、議会に説明をしながら随時承認をいただきながら進めていくべきかなというふうには思っております。

ただ、中原線につきましては、そういったことで議会軽視という言葉につながったのかなというふうには反省しているところでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○委員長（後藤三治君） ほかに何か質疑がある方どうぞ。

○委員（森田 勝君） はい、森田です。

今、岩下委員のほうからいろいろ話を伺いました。私はですね、今回こういう工事が増額になったというのは思いますが、私の地元の工事だったということで建設課のほうに行ったと思います。工事をする前にいろんな測量とか、目で見る範囲で測量を行うと思います、業者がですね。やはり今後はですね、地域の方々の話も聞き方で、こういう工事をですたい、やっぱり建設課なりが行って、例えばここは石が多いとか、ここには昔から何かあるとか、いろんな状況は地域の方々が御存じだと思いますので、そういうことも考慮しながら今回、工事をやっていかんと、特に私のもう今回3期目に入っていますが、今まで随分こういう補正がですね、あった工事が大変多いのは、これは何でかというところでですね、先ほど言うように地質調査をびしゃっとしたとか、いろんな話をしたときに関係、これは確かに地質調査のときできとるけん、立派な検査ができとると思います。しかし、やはりその後ですね、こういうふうな今回の問題が出てきたりしております。ということは、やはりこういう工事をするところはですね、現場を担当なりが確認しながら、地元の人たちのここは今回、工事をする。この辺の立地条件はどうですかっていうそういうこともですね、やはり行政側としては私は話をしていくことも大事じゃないかと思っております。なるべくですね、こういう補正予算が出ないようなですね、工事を今後はやってもらいたいと思っております。

以上です。

○委員長（後藤三治君） 答弁は。

○委員（森田 勝君） 要望で。

○委員長（後藤三治君） ほかに質疑はございませんでしょうか。

せっかく常任委員会の建設経済に付託されましたので、皆様の意見を聞きたいと思っておりますので、思っておられることをお話していただければと思います。今、岩下議員と森田議員からは自分の思っていることを言われましたので、せっかくの機会ですので、これらも今後、また執行部側にとってもですね、今後の参考になろうと思っておりますので、思っておられることがあったらお願いしたいと。芹口委員、何かありましたらお願いします。

○委員（芹口誓彰君） 芹口です。

さっき課長が何点か上げて説明をされましたけども、そういったところで今後十分注意しながらやっていただきたいと思っております。

○委員（田上更生君） 田上です。

今回は、初日の提案のときにですね、10番議員から厳しい質問があったというふうに思っております。ですから特に担当課においてはですね、非常に担当課が大きなミスをしたような形のままで今、傍聴された方はそういう受け取り方をされているというふうに思っております。ですからこの後、閉会后1週間後ぐらいにポイントチャンネル等でその映像が流れますので、委員長にお願いをしたいというふうに思います。

この繰越明許の変更についてですね、例えば何が担当課の中に怠慢の部分があった部分と、繰越明許の中でミスが、今回のいろんな変更の出し方に、指導の仕方にミスがあった部分、間違っていなかった部分、そればはっきりとですね、委員長報告の中で出していただきたいというふうに思います。でなければですね、非常にこの委員会というのがポイントチャンネルで流れるわけじゃございません。ですから住民の中に違った意識を持たれるとですね、非常に議会の在り方、実際に町民の皆さんも不信感を持たれる部分もありますので、これは議会内部のことですけれどもですね、しっかりとその報告については担当課長なりと委員長が御相談しながらですね、していただきたいなというふうに思っておりますので、ぜひそれを頭に入れておいていただいて、委員長報告等については出していただきたいというふうに思います。

今回はたまたま5,000万を超えた金額でした。5,000万を超えなければ全くここに出てこないことなんです。ですからその部分もですね、しっかりと委員長の中で御説明をお願いしたいと思っております。

○建設課長補佐（荒牧 久君） 土木係、荒牧です。

中原線に関連しまして、この架け替え工事に関連しまして、1、2工区の今後の変更予定を説明いたします。

まず1工区、後藤樹木園、請負業者が後藤樹木園です。この工区につきましては、設計の段階ではどしが被っております、既設のブロックが表面に出ておりませんでした。掘削したときに既設ブロックが出まして、それを取り壊す必要が発生しました。それと抜根がございまして、木の根ですね、その産廃量が増えております。

次に、2工区なんですけども、先ほどの砂防指定の指定地内変更申請ということで、地元の住民からこの管理等について当初は据付けという形で高低差を付けて取付道路を施工する計画でありました。すり鉢状になる取付道路が簡単に言いますと、すり鉢状になるような取付道路になります。それを真っ直ぐしてほしいというような地元からの要望がっております。それについて取付道路を変更していますので増額と。

もう1つは、榎木野さん宅に行く水道管が出てまいりました。これを道路の中心から外しまして、その水道工事の移設分が出ております。この移設分については、この工事の変更ではなくて、他の予算で対応したいと思っております。変更は取付道路の変更です。

以上でございます。

○委員長（後藤三治君） ただいま歳出の説明が終わりましたので、また質疑もいただきまして。ほかに質疑はありませんか。

○委員（森田 勝君） 森田です。

榎木野さんの水道管の埋設っていえばどっちの並びか。道向こう、こっち。

○建設課長補佐（荒牧 久君） 土木系の荒牧です。

右岸側ですね。上流から見て右側の、右上の家です。亥徳さんの兄弟の方の家です、実際は。ただ、息子さんが今、家を借りてらっしゃいます。

○委員（森田 勝君） はい、分かりました。

○委員長（後藤三治君） よございますか。

ほかにありませんか。

○委員（岩下健治君） 岩下です。

これは繰越額の中で賄ないきつとでしょうね。増額っていうのは。

○建設課長補佐（荒牧 久君） 土木系の荒牧です。

まだちょっと金額は繰越額の予算内では収まる予定です。1億4,500万の中に。

○委員長（後藤三治君） はい、よございますか。



[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（後藤三治君） それでは質疑を終わりたいと思います。

これから討論を行いたいと思います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（後藤三治君） これから本案について採決します。議案第46号、工事請負変更契約の締結については原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（後藤三治君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

-----○-----

○委員長（後藤三治君） 議案第48号、平成27年度高森町一般会計補正予算についてを議題とします。

建設課の説明を求めます。

○建設課長補佐（荒牧 久君） 平成27年度高森町一般会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

歳入はございません。歳出の16ページをお開きください。

まず、土木費の道路新設改良費です。13の委託料300万円を計上しております。これは26年度で測量しました片山・下山線、それと村山・高尾野線、この2つの家屋または農業施設の移転補償の調査業務委託を予算計上しております。

それと16の原材料費173万1,000円を計上しております。これは菅山の戸ノ下線で、町道の戸ノ下地区に未舗装部分の道路がございます。この分の舗装を地元の方で舗装をしたいということで要望がございましたので、その分の原材料費を生コンと砕石を計上しております。

次に河川費です。河川総務費の負担金補助及び交付金です。治水砂防協会の負担金19万5,000円、それから上色見地区の単県砂防事業の負担金60万円を計上しております。これは治水砂防協会が増えましたのは、昨年度の前原谷川に関する事業費が増に伴いまして、協会の費用負担金も増えております。また、上色見地区の単県砂防事業負担金につきましては、前原谷川の護岸工事、それとこれは増額分ですけれども、前原谷の護岸工事と天神前原線、その砂防工事に伴いまして改良しておりますその分の舗装ですね、舗装分の工事費に対する負担金でございます。

土木は以上でございます。

○住宅係長（野尻典男君） 住宅係、野尻です。

住宅係といたしましては、第4項といたしまして、住宅費、節のほうで賃金を

今回30万円。これは住宅維持管理に伴う賃金です。

続きまして、需用費内の修繕料ということで250万円計上させていただいております。これは町営住宅の老朽化が進んでるってということで、建築部分だけではなくて、ボイラー等の設備修理や交換が今後もかなり増えてくるというようなことで計上をさせていただいております。

続きまして、15節の工事請負費で350万円計上させていただきます。こちらは、町中団地の屋上とバルコニーの部分がですね、劣化というかひび割れによって雨漏りがして、大変激しいというようなことで、梅雨の期間中はブルーシートを張ってですね、応急的な作業を行ったんですけども、一時的なものではないというようなことで今回、大幅改修工事をしたいということで計上をさせていただいております。

以上でございます。

○委員長（後藤三治君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（後藤三治君） 質疑なしということで、続いて討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（後藤三治君） 討論なしということで、これから本案について採決します。議案第48号、平成27年度高森町一般会計補正予算については原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（後藤三治君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

-----○-----

○委員長（後藤三治君） 議案第52号、平成27年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算についてを議題とします。

建設課の説明を求めます。

○水道係長（今村親助君） 水道係、今村です。

平成27年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）に関しまして説明させていただきます。予算書の6ページをお願いいたします。

まず、歳入についてですが、第2目、一般会計繰入金としまして、一般会計繰入金調整額を4万7,000円計上させていただきました。

続きまして、第1目、繰越金、平成26年度決算に伴いまして1,373万3,

000円計上させていただきました。

続きまして歳出ですが、予備費を1,378万円計上させていただいております。  
以上、説明を終わります。

○委員長（後藤三治君） 説明が終わりましたので、ただいまから質疑を行います。  
質疑はありませんか。

○委員（芹口誓彰君） 芹口です。繰入金4万7,000円、これは今、調整額ということで説明がありましたが、これは交付税算定か何かの調整額に4万7,000円なのか、また繰越金が1,300万円あるのに、一般会計の4万7,000円って小額の繰入れは必要だったのかどうか、非常に疑問でございますし、またこれは4万7,000円の一般会計の繰り出しはどこの費目にあるのか、衛生費。一般会計からの繰り出しの。

○水道係長（今村親助君） 総務費。

○委員（芹口誓彰君） 総務費、総務費のどこかな。

○水道係長（今村親助君） 水道係、今村です。

一般会計の繰入金としましては、起債償還金ですね、額が当初予算の算定後にちょっと金額が変更になりまして、今回4万7,000円計上させていただきました。これはですね、一般会計のほうとしましては、26年度の決算で説明させていただきました第2款の総務費、決算書の76ページ、77ページです。総務費の水資源対策費からの繰入金になります。

○委員（芹口誓彰君） 決算からの繰入れ。

○水道係長（今村親助君） いいえ。一般会計。

○委員（芹口誓彰君） 一般会計の繰出金だろ。だけんこれは一般会計のこの予算書から繰り出さんとおかしいんじゃないと。補正予算から一般会計に。一般会計の第4号の中には繰出金と、総務課の。

○水道係長（今村親助君） 水道係、今村です。

一般会計のほうはですね、財政係のほうで正しい金額を当初予算のほうで計上されていまして、簡易水道特別会計ほうだけが金額が合致していなかったということ。

○委員（芹口誓彰君） 一般会計から特別会計が足らんだったたい。ちゃんと合わせてなかつですね。

当初予算が間違っりましたから今回、調整しましたって言えば。だけんそこまで気をつけてください。

○委員長（後藤三治君） ほかにありませんか、質疑は。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（後藤三治君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長（後藤三治君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。議案第52号、平成27年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（後藤三治君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

-----○-----

○委員長（後藤三治君） 議案第53号、平成27年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算についてを議題とします。

説明をお願いいたします。

○水道係長（今村親助君） 水道係、今村です。

平成27年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算第1号に関しまして説明させていただきます。予算書の6ページをお願いいたします。

歳入に関しまして、第1目、繰越金ですが、平成26年度決算に伴いまして、24万6,000円計上させていただきました。

歳出に関しましては、予備費を24万6,000円計上させていただきました。

以上、説明を終わります。

○委員長（後藤三治君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長（後藤三治君） 質疑なしと認めます。

続いて討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長（後藤三治君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。議案第53号、平成27年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算については原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（後藤三治君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、建設課に関連する付託案件については終了いたしました。建設課の皆さんお疲れ様でした。

-----○-----

○委員長（後藤三治君） 委員の皆さんにお諮りいたします。日程第2、所管事務の閉会中の継続調査について審議いたします。

閉会中の継続調査については、1、農林水産業振興に関する事項、2、土木行政に関する事項、3、水道事業及び農業用水事業の運営に関する事項、以上3項目を閉会中の継続調査事項とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（後藤三治君） 異議なしと認め、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

本日はどうもお疲れでございました。いろいろと質問していただきましてありがとうございました。最終日の報告は担当課長ともいろいろお話をしまして、他の議員が分かるように、また町民の方に分かるような報告になるように努めますので、どうかよろしくお願ひしたいと思ひます。

本日はお疲れでございました。

-----○-----

閉会 午後2時47分